

平成26年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月10日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○散 会	43

第 2 号（12月18日）

○開 議	47
○議事日程の報告	47
○諸般の報告	47
○一般質問	47
鈴木 多津枝 君	47
太田 侑 孝 君	68
芹 澤 廣 行 君	84
小 藪 侃一郎 君	93
藪 田 靖 邦 君	106

野口直次君	111
中澤莊也君	120
○議案第51号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	131
○議案第61号の上程、説明	137
○会議時間の延長	138
○議案第61号の質疑、討論、採決	138
○閉会	139

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藺	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	中	澤	莊	也	君
6番	芹	澤	廣	行	君
7番	太	田	侑	孝	君
8番	山	本	信	之	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	小	藪	侃	一郎	君
12番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

平成26年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年12月10日(水) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第51号 川根本町情報通信基盤施設条例の制定について
- 日程第 4 議案第52号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第53号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第54号 駿遠学園管理組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第55号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 8 議案第56号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第57号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第58号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第59号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第60号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	前田修児君
企画課長	山本銀男君	税務課長	長嶋一幸君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	野崎郁徳君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第4回川根本町議会定例会を開会します。

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月3日、町長から第4回定例会の招集告知をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案10件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

大変寒い日が続いておりますけれども、皆様方には御健勝のこと、心よりお喜び申し上げます。たいというふうに思っております。

そのような中で、11月25日臨時議会以降の行政の報告をさせていただきます。

11月25日に臨時議会が開催されております。この夜にふるさと祭りの反省会がございまして、出席をしております。

それから11月26日、中部電力の静岡支店のほうへ伺いまして、光ファイバーの添架について詳細打ち合わせを行い、お願いをいたしました。

それから11月27日、FM島田の内藤社長がお見えになり、いろいろ今現在のFM島田の内情についてお聞きをいたしました。

11月27日ですが、農業委員会が開催をされております。この日の夜ですが、藤枝の総合庁舎におきまして、志太・榛原地域医療協議会がございまして、出席をしております。

11月28日、この日は課長会を開催しております。なお、入札をこの日に執行しております。この日の午後、県の共済組合の理事会がありまして、出席をしております。

12月1日ですが、生涯学習課との打ち合わせをしております。この日の午前中、千頭の大井川鐵道の初代社長の中村圓一郎さんを顕彰するという集いがありまして、大鐵のサポーターズクラブの皆さんとともに顕彰を行いました。

この日の午後、浜岡原発の大変大きな工事を見てまいりました。この日の夜、大石哲司県会議員の県連幹事長就任の祝賀式が牧之原市でありまして、出席をしております。

12月2日、大勢の皆さんにお世話になりましたけれども、井林議員の出陣式がございまして、出席をしております。

12月3日ですが、クリーンピュアの検討委員会を開催しております。これは前回も全協の折に皆様方に報告をさせていただきました。それで、基本的には単独で対応するということが、これは、これから30年までは当然ながら今の議会も残っておりますけれども、30年以降は単独で進めるということの結論がいただいたものですから、これを後ほどまた島田市のほうへ報告に行っております。

12月4日ですが、この日は駅伝の開会式がございまして、センチュリーへ行ってまいりました。

12月6日、これも大勢の皆さんに応援をいただきました市町村対抗の駅伝大会がありまして、静岡市のほうへ応援に行っております。

12月7日ですが、この日には県の防災訓練がございまして、全地域でそれぞれ地区が主体的に対応するというような訓練でございましたけれども、これには町の職員も当然地元の地区へ入って訓練をするということで、それぞれの地区へ入って対応をさせていただきました。私も何か所か視察で回りましたが、大変大勢の皆さんが参加をいただいたということで、やはり防災訓練の大切さを痛感いたしました。

7日の日ですが、寸又峡の温泉感謝祭、これに出席をしております。

12月8日、先ほど申し上げましたクリーンピュアの関係の報告を島田市長に報告をさせていただきました。特に反論といたしましうか、意見はなかったわけですが、詳細につきまし

でも詰めてお話をしたということで、御理解をいただいたというのが12月8日でございます。

それから、この日に静岡市で国保連合会の会議録署名をしてきたというのが12月8日でございます。

12日8日ですが、この日には県の水産資源の会議がございまして、出席をしております。

それから、本日12月の定例会ということでお世話になっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、中澤莊也君、6番、芹澤廣行君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの9日間に決定しました。



◎日程第3 議案第51号 川根本町情報通信基盤施設条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第51号です。川根本町情報通信基盤施設条例の制定についての提案理由の説明をさせていただきます。

平成17年9月20日に新しい町として誕生いたしました川根本町の新町建設計画におきまして、主要プロジェクトの一つとして位置づけをされております高度情報通信基盤の整備・充実、平成25年12月定例議会において、調査・設計業務の補正予算の承認をいただき、本年度高度情報基盤整備事業として、町民の皆様の御理解、御協力はもとより、多くの関係者の方々の御尽力、国・県・関係機関の御支援をいただき実現をしたものであります。川根本町の皆様、関係者の皆様に心より感謝をさせていただきたいというふうに思います。

今回、定例議会におきまして、町の新しい施設として設置するとともに、サービス提供を実施するための条例を提案し、お諮りするものであります。

地域における情報通信格差の是正を図り、高度情報化並びに地域の活性化、便利で快適な生活環境づくり及び安全・安心な地域づくりを推進するために、川根本町情報通信基盤施設条例を設置し、施設の名称、事業内容、利用者、管理運営、利用料、引き込み工事等に係る住民負担等につきまして、関係規定を定め提案するものであります。現在、27年4月のサービス提供を目指して事業を推進しております。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

この事業は、佐藤前町長るとき、町単独の光通信は要らないという大きな声が上がって、住民投票を求める署名運動や、町長・議員のリコールまで行われ、中止された事業です。

昨年、町長が鈴木町長に代わった直後に再度提出され、即座に町政懇談会が開かれて、その大半の時間を使って事業の説明がされ、14億と9億円を合わせた23億円の全事業が、今回は15億円で8億円も安くできる、今やらないと国の補助はなくなり、全国で4%だけの未整備の町として取り残されるなどの説明で、懇談会に参加した多くの町長支援者の皆さんからの支持表明の意見が、多分各地で数人ずつ、疑問・質問が半数ぐらい、反対は数人しか出なかったということで、町長は皆さんが賛成したと決めて、町民への賛否を問うアンケートも一度も行わないまま、強制的な行政主導で進められてきたとしか思えない事業ですが、いまだに町民の反発は少なくありません。

そんな状況にもかかわらず、今度は、1月末までに端末機設置に同意しなければ、その後は全額実費を徴収するなど、脅しにも似た条例案が提出されましたが、いつ川根本町はこのような行政の強権政治がまかり通るようになったのかと驚いています。

年間運営費はI R U契約で相殺され、運業者への年間の支払い額は1,600万円ぐらいとしか、何度聞いても言わなかったのに、工事請負契約が議会を通った途端に、端末機の使用料を1台につき月800円運業者へ支払うと言い出しました。決まったからもう何を言われても大丈夫と判断した上での報告で、正に町長流の「交渉事は秘密裏に進めるべし」のもと、

担当者への議会对策を指示してこられたとしか私には思えない、重大な議会軽視の姿勢です。

業者言いなりに毎年3,000万円もの支出を認めるわけにはいきません。通信機器の保守管理はIRU契約で相殺する項目に入っており、今になって突然持ち出した端末機の維持費は明らかに通信機器であり、相殺項目であって、1台月800円の支払いは取り消すべきであり、町の将来の財政負担を考えても、そのような支出は許されないもので、撤回する意思があるかどうかをお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 答弁を。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 簡単に言いますと、一番最後の撤回する意思があるかどうか、撤回する意思はありません。

その中で、言葉が非常に厳しい言葉になっておりますけれども、町民が町長支援者、それから交渉事は秘密裏に進めるべし、全てを強権的にやっているというつもりはありません。なるべく皆さんの意見を聞いて対応すると。

しかし、この中で、イエスカノーかという判断の中では、当然ながら、どちらかに偏るということは仕方のない話。51対49の場合、どちらを取るかということになりますと、やはり51を取るだろうということが一つあります。

そのように、私自身は基本的には皆さんのいろいろな御意見を伺いながら対応しているというのが、行政の手法であります。強権的だ、このような言葉、私には適していないという感じが特に強いものですから、そこだけ撤回しないということを含めて申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） この条例制定については、後ほど特別委員会を制定して、条例の中身についてはしっかり審議することになっておりますけれども、私はこの事業自体の進め方というのは、どうしても住民投票を否定したときから、もう行政がアンケートもやらない、あ、その後、アンケートをやったわけですよ、佐藤町長のときには。そして、アンケートを見て、賛成者が20数%だということで、それを見て、佐藤前町長はやめたわけですよ、中止した。

でも、その後の選挙で鈴木町長になって、突然言い出して、アンケートをやらない、やっていることが、私何回も逆さまだと言ったんですけれども、住民への説明会、開かれたのは本当にいいことだと思いました。鈴木町長も本当に町民の方々の声に耳を傾けて、明るいまちづくりを進めている、本当にいい町長だと私は一生懸命言っていました。

でも、この事業に関しては、決して鈴木町長言われたように、私がきつい言葉を使った、強権的などと、行政の上からの押しつけみたいなのがするという事は、私はずっと拭えないでいます。

それはなぜかという、まず町民の人たちに賛否を問うアンケートをやらなかった。町長はただいま51対49だったら、51のほうを取ると言われましたよね。でも、そこを何も確認し

ていないじゃないですか。せずつ進めてきたから、こういうことを言っているし、反対をしている人たちの声がいまだにおさまらなくて、行政から届いた手紙に対しても何人もの人が出さなきゃいけないのか、出さなかったらどうなるのか、とっても心配しています。

それを、出さなかったらどうなるのかということに、まだ答えないうちにこういう条例で、もう期限を切って、それ以降は全額本人負担だよというような条例が出てきたから、私は行政は本当に何を考えているんだろう、今までの町民の声を聞いて、優しいまちづくり、温かいまちづくりをするという姿勢はどこに行ってしまったんだろう、そのことがとても心配になって、これではこんなことを続けていては、この事業が町民の人たちから本当に喜ばれる事業になるのか、その心配が大きくて、こういう総括質疑をさせていただきました。

ぜひもっともっと説明責任を果たして、困っている町民の人たち、迷っている町民の人たち、不安を抱いている町民の人たち、いっぱいいます。そういう人たち一人一人に答えるという約束があったから、私は工事請負契約のときに賛成をしました。でも、いまだにそれは果たされていない状況だということをしっかり自覚して、説明責任をどうやって果たしていくのか、そのことをお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それぞれのお宅へ職員が回って、説明をしながら設置をするかどうかということを確認しております。

これは町の職員がやるのがいいのかどうか、実は判断を迷ったわけですが、やはり職員も住民の意向も改めて確認する必要があるということで回りました。これは設置者にとっては、非常に身近に感じてよかったという意見も実はありますし、まだわからないことがたくさんあるから聞きやすかったという面もあります。

そのように、やはり将来の町を考えたときに、果たしてこれがなくて、こういう情報化の基盤整備をやらなくて、それで将来を展望できるかという話になりますと、私は絶対できないというふうに思っております。

今、災害等で四国のほうでもいろいろありました。IP電話の話もありましたけれども、もう10何年も前から対応している小さな町があるわけです。ここは遅れていたというのがさっきの4%なんです。これをどうするか。これは町がある程度、今説明責任といいますけれども、これは行政ばかりが説明するのではなくて、議員の皆さんと一緒に、この町の将来に向けて対応しようではありませんかということ、就任当初から申し上げております。

私が一方的に行政がそのような能力もないし、そこまでできなかったけれども、やはり将来のために、まちづくりには必要最小限の施設であるということ認識をして進めたという経緯があります。

ですので、私は防災の関係を絡めますと、当然ながら4月には開始ができるように対応していくことが行政の最優先課題だというふうに、今現在も思っております。

しかし、説明不足な点については、確かに全員の皆さんに同じ説明をしてきても、理解を

できる方、できない方、個人によって差があります。しかしながら、その説明がわからない人に説明が不足しているんじゃないかという、確かにそうかもしれません。しかし、これのカバーは、やはり周辺の災害等のあれを見ますと、当然ながら必要であるということ、それと電源がなかったときにどうするかということについても、この委員会が設置されますので、その辺も含めて検討されることがあろうかと思えますけれども、当然ながら、まちづくりの将来のために、今現在は最優先課題で取り組む事業であるというふうに認識をしております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長は、絶対必要なものだと、だから必要最低限度の整備はこの町にやらなければいけないんだ、そのところまでの説明は、私たちもみんな理解しています、と思います。私も理解しました。

でも実際、事業が組み立てられて、整備内容が明らかになってくると、本当にこれでいいのかという声は、あちこちから上がってきているわけですよ。でも、それでもやはり光と無線、光区域と無線区域でやっていくんだという、移動性のあるものではない。それからほかのプロバイダーですか、そういうところとの互換性が自由ではない、自由度が少ない、そういうことに対する若い人たちの疑問。それから、古い人たちが自分たちに使えるのかという端末機への不安、そういうものはいまだに消えていない人たちが大勢います。

それで、町長は本当に20何回も説明して回った、行政もその後30回ぐらいですか、説明して回った。でも、そこに町民の人たちが来なかったから悪いというんじゃないくて、やはり来た人たちは少ないわけですから、もっともっとわかりやすく説明していくということが大事だし、1件1件承諾申込書を持って回った職員の人たちも、本当に疑問に答えられない状況さえあったと思うんですよ。そういうこともやっぱり行政はしっかり自覚して、説明というのが本当に大事なんです。その説明責任が、説明不足の状況の中で1月末までにと切っている。申し込まなければ後は全額自己負担ですよと切っているこの条例が、私は非常にここを見たときに恐ろしくなったんですよ。わかっていない人たちはどうするんですかと。申し込まなかった、1月末までに申し込みを出す決断がつかなかった人たちは切っていくのですか。自己負担でおまえたちやれよと言うんですか。そういう町になってほしくないから、私はこういう強い言葉を使わせていただきました。

どうなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は、役場の職員の中でも、全ての説明が個人一人ではできないだろうということで、不安を持っている職員が大勢いました。これも事実です。その中で、やはり職員同士が一生懸命勉強して、わからない町民の皆さんに説明できるような、基礎的な知識だけは持って対応したいということで、職員も仕事を終わってから、その対応のために何日も何時間も勉強して、それぞれの家庭へ回ったということがあります。

ですから、わからない人に100%わかるようにするというのは、なかなか難しいというところがあります。しかし私個人的には、職員も一生懸命何とかこの整備をしたいという思いの中で、勉強して、説明をして回ったということは事実であります。その辺もことも御理解いただいて、今現在、不安を持っている、わからないというふうに思っている方々がおるとするならば、やはりこれは職員と私どもが説明をして、納得していただいて、当然ながら100%の加入率でやるというようなことを目指してやるべき必要があると、この意見は鈴木多津枝議員ばかりでなく、ほかの議員からも多少私は承っております。

そのようなことで、基本的に、確かに100%の説明責任が果たせたとはいっておりませんが、そのような努力が職員と私どももやったという事実はあるものですから、その辺が今後に活かされるような形で御支援をいただきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

答弁。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すみません。1月末以降、自己負担でやることについての大変不安な点があるということで、ただいま御質問がありましたけれども、1月末をなぜ切ったかということですが、今回の事業の中で設置に同意をしていただければ、本年度の事業費の中での対応で、少しでも早く皆さんと同じサービス、町民として新しいコミュニケーションがとれる施設の中に加わっていただけるということです。

現在、住所を有しながら町内で生活している方が同意をできない特別な理由、施設に入っているとか、そういう方に対しては、当然後年度、町として設置に対する事業費を確保して設置をしていただける形を考えていますけれども、特別な理由がなく、今回の事業費での対応ができない場合、そういう場合については、来年度以降、町として予算が確保できるかどうかという、そこが一つの不安な材料としております。

そういう意味で、1月末までに同意していただければ、皆さんと同じ時期に、同じ条件下のもとでの設置で、新しいお互いの情報交換ができるということが考えられるということです。

また、各地区においては、皆さん同じ地区内での情報とか、同じ情報を得るためには、住んでいる方の中に、設置に同意をしないことによって情報が漏れてしまう方が出ることを非常に、私はそちらのほうを不安に思います。地区内での同じ情報を同じときに瞬時に皆さんにお伝えできる、そういうネットワークの中に町民の方が入っていただく中で、設置に同意しないということで、その情報がいなくなってしまう。そのために地区の中でまた新たな地区内において、そこにどういう情報伝達をすればいいのかというような問題も生じてしまうので、少しでも早く町の中で対応していただきたいということで、1月末という一つの同意をいただく期間を設けました。

その後、今回の事業の中で設置に同意ができない特別な理由があった場合には、設置に対

しての免除等をするということは、当然条例の中にもうたっておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号については、11人の委員で構成する情報通信基盤施設条例特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。
御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定については、11人の委員で構成する情報通信基盤施設条例特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

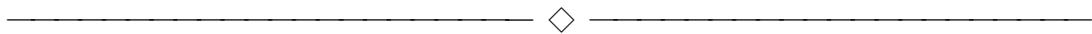
ただいま設置されました情報通信基盤施設条例特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、情報通信基盤施設条例特別委員会の委員は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。



◎日程第4 議案第52号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第52号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第52号です。川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案7ページ、新旧対照表1ページをごらんください。

社会保障審議会医療保険部会において、平成27年1月1日以降の出産に対して、産科医療

補償制度を見直すことが決定をされました。この制度見直しの趣旨は、本制度に加入する医療機関等で分娩等を行った場合に、産科医療補償制度掛け金として加算する額を現行の3万円から1万6,000円に引き下げるとともに、出産育児一時金の総額について、現状の42万円を維持するというものであります。

この加算額の引き下げに伴い、出産育児一時金の支給額について、総額42万円を維持するために、川根本町国民健康保険条例第5条第1項中、出産育児一時金を現行の39万円から40万4,000円に改めるための一部改正でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず1点目は、産科医療補償制度の掛け金が3万円から1万6,000円に下がることになったのを受けて、その分を、出産育児一時金のほうを増額をして、支給総額42万円を変えないという今回の改正案ですけれども、来年1月から施行とのことで、今年度内の対象となる人数及び今年度の出生数、当町の合計特殊出生数について、予測できていると思いますので教えてください。

それから、出産にかかる費用はほぼどれくらいなのか。最低でもこれくらいはかかるよ、最高はどれくらいかわからないでしょうけれども、多い例ではこういう例がありますよというふうなものを示していただければありがたいです。

それから3点目に、安心して出産ができるように、多分この金額では1万400円ですか、増えることになっても、ぎりぎりだと思うんですね。42万円ぐらいの出産費用がかかるのではないかなど。それで何か異常があれば、もう、すぐそこをオーバーして自分たちで出さなければいけないのではないかと私は思うんですけれども、そういうことがあっても、完全に安心というふうにはならないでしょうけれども、励ますために安心して出産できるように町は応援しますよということで、意思表示をするためにも町の出産祝い金を、この条例とは関係ありませんけれども、1人目10万円とか、2人目20万円とか、一人増えるずつに10万円ぐらいずつ増やして、出産や子育てを支援をするということにつなげていく考えはないかということをお聞きしたいと思って、質問通告を出しました。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問、今年度内の対象人数ですが、この11月末時点で国保被保険者の方の出産育児一時金支給件数は7件となっております。そのうち産科医療補償制度加入の医療機関等で分娩された件数は6件です。

また、今回の条例一部改正の対象となる1月1日以降で3月末までに出産予定日を持つ国保被保険者の妊婦さんは、もう一人いらっしゃることを把握しておりますので、年度内にも

う1件の出産育児一時金支給がある見込みであります。

したがって、今年度内の国保出産育児一時金支給対象の人数は、既に支給済みの7人と予定1人を合計しまして、8人になる見込みであります。

次に、今年度の町全体の出生数についてお答えいたします。

平成26年の4月から11月末までの出生数は27人です。現時点で、来年3月末までに出産予定日のある妊婦さんは、13人と把握しておりますので、平成25年度の28に対して、平成26年度の出生数は40人を見込んでいます。

もう一つの合計特殊出生数という御質問ですが、合計特殊出生率でお答えをさせていただきます。

まず、この合計特殊出生率の定義ですけれども、これは女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせて人口構成の隔たりを排除し、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を統計上の指標として算出したものをいいます。未婚も既婚もありません。

5年ごとに発表されておまして、直近の市町別合計特殊出生率は、平成20年から24年までの統計のもので、平成26年、ことし2月に公表されております。その直近値での当町の合計特殊出生率は1.57となっております。静岡県は1.53の値となっております。県内では、裾野、長泉町が一番最高の1.82、熱海市が1.22で最も低い率となっております。

2番目の御質問で、出産に係る費用はどのくらいかの御質問ですけれども、平均的な数値でしかお答えできませんが、全国の平均的な出産費用は部屋の差額代や医療外の費用を除きまして、41万7,000円、公的病院の出産費用で見ると40万6,000円、静岡県の平均出産費用は41万円となっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 通告をしてなかったものまで聞いたので答弁がなかったのだと思うんですけれども、例えば、当町で年間30人から今年度は40人ぐらいを見込んでいる出産された方で、高い出産費がかかったよという事例などはありますか。

そういう場合に、例えば今言われた、例えば平均値より支払いが高くなったという方がどれぐらい、課長が把握している部分でもいいですけれども、もしわかったら、今ここでわからなければ、また後で教えていただいても構いませんけれども、教えてください。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） この出産育児一時金の支給の対象外のものは、お部屋代、個室を借りたので差額代であったりとか、食事代であったりとかというのは対象となりません。また、例えば難産になってしまったりとか、出産で医療を要する場合には、医療として保険診療の対象となったりいたしますので、通常のお産の場合には、大体今の平均的なお産費用の中で対応ができていますものと思われま。

あと、本当に医療を必要とする場合には、保険診療の対象となりますので、およそ通常のお産でしたら、このくらいの額で対応されているのではないかと考えます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3番目の点については、お答えがなかったことと、もちろん町長のほうからお答えがあるのかなと思うんですけども、それと今のお答えの中で、通常の場合は、この出産一時金で大体おさまっているということが理解できました。

ただ、その説明の中で、部屋代とか食費はこの対象になっていないということで、別にまた40万ちょっとの支払いにプラス病院などで出産した妊婦さん方は合わせて払っているということでしょうか。そうすると、実際に出産にかかる費用はもっと多くなるような場合も増えるよということなのか、そこのところをもう一度教えてください。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 普通の入院でもそうかと思えますけれども、4人部屋とか6人部屋とかというところに入院をされている場合と、個室をお借りした場合には、その個室の差額代というのは、自己負担で対応されておりますので、そういうところの部分はこの対象外になってきますので、個々に御負担をされますから、その部分等は増えてくるかと思えます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 3番目の出産祝い金の増額というお話がありました。これは、あちこちの自治体で対応しているということも承知しております。そのような中で、私どもは、まねをするという形ではなくて、この町に合った制度はないものかということは今研究しております。

と申しますのは、大変婦人科、これは都市部でも大分少ないようですが、この地域は大変な医療過疎であるという中では、通院等する場合の対応も考える必要があるではないかということで、何か地方創生の絡みも含めながら、何かモデル的な方法を考える必要があるということで、今後来年度予算に向けて、何か対応を考える必要があるというふうに考えております。

今言われた10万ずつのような話、これとは別に少し新しい町に合った制度を研究する必要があるというふうに思っておりますので、何とか来年度の予算に反映をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第53号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第5、議案第53号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第53号です。川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の8ページ、新旧対照表の2ページから4ページをごらんください。

今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、国の消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、消防団員等公務災害基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の額が増額されることになり、町の条例の改正をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、退職報償金支給額表を別表のとおり改正をさせていただきたいというものでございます。

また、附則の2項で改正後の退職報償金の支給の適用につきまして、平成26年4月1日以降に支給事由が生じた者に対して遡及適用すること。また、附則の3項では、この条例の公布までに改正前の条例を適用して報償金の支払いをした者への新条例の適用については、内払いとみなす旨の経過措置を定めたものであります。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第54号 駿遠学園管理組合同規約の変更について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第54号、駿遠学園管理組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第54号です。駿遠学園管理組合同規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案11ページをごらんください。

本議案は、現在、駿遠学園管理組合同規約第3条第4号により組合構成各市町から駿遠学園管理組合へ権限移譲されている相談支援事業について、構成市町において相談支援事業を実施することを可能にするため改正を行い、県知事の許可の日から施行しようとするものです。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定による構成団体協議、知事許可申請のため、議会の議決を求めるものであります。

以上、駿遠学園管理組合同規約の変更についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

数とかに関係ないものですから通告をしていませんけれども、駿遠学園で行っている相談事業が各構成市町でも行えるようにするという改正で、市町でも行えるということは、特に今までどおり駿遠学園に相談事業をお願いしてもいいということになると思うんですけども、それでいいのか。

それから、また市町が行う場合に、その対応が当町では大丈夫なのかどうか、その2点をお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の各市町でできることではないのかということでございますけれども、これは各市町が駿遠学園に権限移譲として、この相談支援事業を移譲をしている事業でございます。正確に言いますと、ここに移譲をしているということでございますので、各市町でこういう事業をしてはならない、その事業を移譲しているという事業でございます。

全員協議会でも御説明いたしましたけれども、自立支援法等の改正で、各市町でそういうところに取り組みなさいということでございますので、当町では残念ながらまだそういう事業所等に出ておりませんが、構成市等におきましては、相談支援事業所等が設置をされてございます。その移行をスムーズにするためにも、今回この規約でそれぞれ相談支援事業を、移譲を元に戻して、市町で取り組むようにするということでございます。

2点目の駿遠学園が、これまでと同様に相談支援事業に取り組むことができるかということでございますけれども、これも全協で御説明をさせていただきましたけれども、駿遠学園で現在、現役のスーパーバイザー事業ということで、各市町の支援をする事業を行っております。その職員が駿遠学園に常駐してございますので、各市町でその相談支援について、相談ができるということでございますし、もう一つ1点は、NPOころから今現在、当町に相談専門員を契約で派遣をさせていただいてございますので、そこのところで町として相談支援事業が補えるというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、駿遠学園管理組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、駿遠学園管理組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

ここで、10時5分までの間、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時06分

○議長(中田隆幸君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇

◎日程第7 議案第55号 平成26年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)

○議長(中田隆幸君) 日程第7、議案第55号、平成26年度川根本町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第55号です。平成26年度川根本町一般会計補正予算第7号の概要についての説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,836万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,160万2,000円としたいものであります。

第2表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加をしたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正、電気自動車用充電施設整備に係る事業費の追加、農地台帳システム整備委託料の追加、林業関係事業費補助金の増額、森林病害虫等防除事業委託料の追加、林道・町道・河川維持管理のための小規模修繕

業務委託料、重機借り上げ料等の増額、林道水川線法面崩壊箇所改修工事費の追加、町道高郷・田野口停車場線新設に伴う舗装工事費、道路標識設置工事費、環境調査業務委託料等の追加、普通河川大沢改良工事費の追加、中川根第一小学校、本川根小学校に係る工事請負費の増額、平成27年度からの教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書等の購入経費の増額が主なものです。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は、73万5,000円の増額です。職員人件費及び議員期末手当の補正です。

9ページ、10ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、1,095万3,000円の増額です。

一般管理費について、特別職及び一般職員人件費と退職手当組合負担金の補正です。財産管理費について、青部バイパス工事に伴う下沢間地内の町有地の残地と民有地の交換に係る登記手数料、分筆測量委託料の追加。交通安全対策費について、道路反射鏡修繕費の増額。庁舎管理費について、環境省の省CO₂加速化・基盤整備事業の採択を受けた庁舎照明器具等更新工事に係る機器リース料の追加。諸費について、防犯灯整備事業費補助金の増額をお願いするものであります。

11、12ページをごらんください。

第2項企画費は、1,375万5,000円の増額です。企画総務費及びダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。まちづくり事業費について、まちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。環境企画費について、電気自動車充電インフラ整備に係る設計監理業務委託料及び工事請負費の追加と景観整備に伴う立木補償費の追加です。情報政策費について、職員人件費の補正と、無線局設置箇所立木伐採補償金の追加をお願いするものであります。

12、13ページをごらんください。

第3項徴税费は、200万6,000円の増額、第4項戸籍住民基本台帳費は、24万8,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。第5項選挙費は、25万5,000円の増額です。これは農業委員会委員選挙人名簿調整に係る登載申請書等郵便料の追加をお願いするものであります。

13ページから15ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、2,228万3,000円の減額です。社会福祉総務費について、人件費の補正及び社会福祉基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。老人福祉費について、職員人件費の補正と臨時職員に係る社会保険料、賃金の増額及び社会福祉基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。国民年金事務費について、職員人件費の補正です。国民健康保険費について、職員人件費の補正及び国保月報システム改修に係る委託料の増額に伴う特別会計繰出金の減額です。介護保険費について、職員人件費の補正に伴う特別会計繰出金の増額です。

後期高齢者医療費について、職員人件費の補正です。

15、16ページをごらんください。

第2項児童福祉費は、437万7,000円の減額です。児童福祉総務費及び児童福祉施設費について、職員人件費の補正です。子育て支援対策費について、職員人件費の補正及び社会福祉基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。

17、18ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、1,008万6,000円の増額です。保健衛生総務費について、職員人件費の増額です。母子保健費について、妊婦健康診査委託料の増額です。地域医療推進費について、上長尾診療所医師募集のための広告料の追加、本川根診療所の医薬品冷蔵庫更新に係る処分手数料及び備品購入費の追加、いやしの里診療所の職員人件費の増額及び医薬材料費の増額に伴う特別会計繰出金の増額です。環境衛生費について、職員人件費の補正です。簡易水道施設費について、人件費補正及び、平成25年度大間簡易水道配水池整備工事の借入金利子増額に伴う特別会計繰出金の増額をお願いするものであります。

18ページをごらんください。

第2項清掃費は、371万5,000円の減額です。これは職員人件費の補正をお願いするものであります。

19、20ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、331万3,000円の減額です。農業委員会費について、農地台帳システム整備委託料の追加です。農業総務費、農林業センター運営費、農地費、地籍調査事業費について、職員人件費の補正です。

20、21ページをごらんください。

第2項林業費は、2,946万8,000円の増額です。林業総務費について、職員人件費の補正です。林業振興費について、公共造林事業費補助金の増額です。造林費について、ナラ枯れ被害林の害虫等防除事業委託料の追加です。林道費について、職員人件費の補正、林道維持管理のための小規模修繕業務委託料、重機借り上げ料の増額及び林道水川線法面崩壊箇所改修工事費の追加をお願いするものであります。

22、23ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は、88万2,000円の増額です。商工総務費について、職員人件費の補正です。観光費について、職員人件費の補正と町営観光施設等誘客拡大事業補助金の増額です。音戯の郷運営費について、職員人件費の補正と受付レジシステム更新に伴うリース料の追加です。温泉施設費について、人件費補正に伴う特別会計繰出金の増額です。

23ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は、571万5,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

24ページをごらんください。

第2項道路橋りょう費は、1,344万8,000円の増額です。道路維持費について、町道維持管理のための小規模修繕業務委託料及び重機借り上げ料の増額です。道路新設改良費について、職員人件費の補正及び町道高郷・田野口停車場線の新設に伴う舗装工事費の増額、道路標識設置工事費の追加、環境調査業務委託料の追加をお願いするものであります。

25ページをごらんください。

第3項河川費は、1,189万円の増額です。河川維持費について、河川維持管理のための小規模修繕業務委託料、重機借り上げ料の増額です。河川改良費について、普通河川大沢改良工事費の追加をお願いするものであります。

26ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は、137万4,000円の増額です。消防施設費について、第5分団1部の詰所敷地の砕石敷き工事費の追加です。災害対策費について、防災委員報酬の増額、普通旅費の増額、東海総合通信局電波利用料の増額をお願いするものであります。

27ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は、402万円の増額です。事務局費について、職員人件費の補正と地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う例規整備支援業務委託料の追加です。教育諸費について、旧徳山診療所の改修工事費の追加とまちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正をお願いするものであります。

27、28ページをごらんください。

第2項小学校費は、1,624万7,000円の増額です。これは職員人件費の補正と、中川根第一小学校1階トイレ漏水工事費の追加及び本川根小学校外壁防水改修工事費の増額と、まちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正、教育振興費について、平成27年度からの教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書等の購入経費の追加をお願いするものであります。

28ページをごらんください。

第3項中学校費は、1万6,000円の減額です。これは職員人件費の補正とまちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。

28ページ、29ページをごらんください。

第4項社会教育費は、110万円の増額です。社会教育総務費について、職員人件費の補正です。文化会館運営費について、職員人件費の補正とまちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正をお願いするものであります。

29、30ページをごらんください。

第5項保健体育費は、37万9,000円の増額です。海洋センター運営費及び学校給食施設費について、職員人件費の補正をお願いするものであります。

30ページをごらんください。

第12款公債費、第1項公債費は、減債基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第3項委託金は、16万9,000円の増額です。これは省CO₂加速化・基盤整備事業に伴う環境省からの委託金の追加をお願いするものであります。

第14款県支出金、第2項県補助金は、275万3,000円の増額です。農林水産業費県補助金は、農家台帳システム整備事業に係る県補助金の追加と、森林病虫害等防除事業費補助金の追加をお願いするものです。

第15款財産収入、第1項財産運用収入は、44万円の増額です。これは元長島ダム工事事務所について、東海ブロードバンドサービス株式会社への賃貸借に対する貸付収入の追加をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、1億8,943万2,000円の減額です。今回の補正による調整として、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、まちづくり基金繰入金、社会福祉基金繰入金を減額するものであります。

第18款繰越金、第1項繰越金は、2億7,443万1,000円の増額です。これは前年度繰越金で今回の補正で全額計上となります。

第2表債務負担行為補正につきましては、4ページをごらんください。

省CO₂加速化・基盤整備事業役場本庁舎照明器具等更新事業について限度額を999万円に、音戯の郷受付レジシステム賃貸借契約について限度額を191万円にするよう追加をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

質疑に先立ちまして1点だけ。町長が読み上げられた中で、11ページの企画費の合計額を1,275万5,000円、1,375万5,000円ですけれども、「1,200」というふうに言われたのではないかと聞いていて、はっと思いましたが、また確認されて、訂正の必要があるようでしたら、御訂正をお願いいたします。

それでは、質疑のほうに入らせていただきます。

まず最初に、通告にほぼ従いまして質疑させていただきます。

私のほうでは、多岐にわたるので、補正予算事項別明細書を見ることなかなかできませんけれども、ページを言いますので、皆さんはぜひそれを追いながらお聞きください。よろしくをお願いいたします。

まず1点目ですけれども、4ページの第2表債務負担行為の補正の省CO₂加速化・基盤整備事業役場本庁舎照明器具等更新事業（平成26年度契約分）で、期間が27年度から36年度ということで、限度額999万円が記載されています。この事業の説明、積算根拠、それから

リースが多分10年で終わるのではないかと思うんですけれども、そのリース終了後は、リースした物品についてはどうなるのか説明を求めます。

それから、全協でちょっと説明がありましたこの省CO₂加速化事業補助事業を使って、来年度には当初予算で、本庁舎の空調のチラーの更新を予定しているという説明もあったんですけれども、幾らぐらいの計画なのか。また、それに対してどのような補助があるのか、リースはどういうふうになるのかについてお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、9ページの2-1-1一般管理費の一般職給386万3,000円について、19人を20人に一人増やしたということで、総務課では職員を増やしているので、どういう理由で増やしたのか、どこの部署が穴があいて欠員となって増やしたのか、その点について説明を求めます。

それから、3点目ですけれども、同じページで9目の庁舎管理費ですけれども、その他借上料のところ、先ほどの債務負担行為にかかわるリース料、借上料16万9,000円が上がっています。庁舎内の電灯のLED化に伴うリース料ということで、26年度支払い分の2カ月分との説明でしたけれども、これで計算をしますと1年間の額が101万4,000円となり、これを先ほどの債務負担行為の10年間で999万円という金額と比べると合わないのですけれども、その合わない理由について説明を求めます。

それから、リース料の2年分を国が出してくれるという説明でしたけれども、1年分はこの2カ月分で終わるのか、あと残りの1年分で1年2カ月分しか国が見てもらえないのかどうか、疑問を持って通告を出しました。ちょっと説明はいただいたんですけれども、お答えをお願いいたします。

それと、工事費が今回も出ていません。来年度の予算に上げるのかどうか、この点についても説明をお願いいたします。

4点目ですけれども、11ページの1目企画総務費の職員が11人から12人に、一人増について、一般職給が209万円増えたのに対して、職員諸手当が314万8,000円と多い額が計上されています。この積算根拠を説明をお願いいたします。また同様に、職員を増やしたのはどこの部署で、増やした理由はなぜかを説明を求めます。

それから、5点目です。次の4目の環境企画費の電気自動車充電インフラ整備設計監理業務委託料の64万8,000円と、工事請負費561万6,000円の積算根拠について伺います。

それから、6点目、5目情報政策費、職員諸手当56万4,000円、この目は職員給与費がもともとゼロに予算でなっています。手当も当然ゼロでした。誰につけるのか、なぜここで出てくるのか、この点について説明を求めます。

それから、7点目ですけれども、12ページです。同じ目で補償金50万円が上がっています。立木伐採補償金との説明でしたけれども、情報通信基盤整備工事の障害木伐採補償なのか、これは工事費のほうに入っていないのか、また伐採費用は工事費に入っていたのかどうか、この50万円という金額についても積算根拠を求めます。

次に8点目、13ページですけれども、3-1-1 社会福祉総務費の一般職給1,050万8,000円の減額について、当初予算では10人というふうに説明で、現在が8人になったということで、2人の減という説明でしたけれども、私のメモでは当初予算には11人というふうにメモがしてありまして、金額も25年度の当初予算では3,471万9,000円で、これが10人分であることを、26年度の当初予算では3,812万6,000円で400万弱増えているんですけれども、これで11人で一人増ですという説明を受けたメモが書いてありました。

昨日お聞きしましたら、私のメモの間違いですというふうに言われたんですけれども、その確認と、なぜそれでは、同じ10人なのに400万近く増えているのか、またどの部署でということと、職員が2人減について、どの部署でどんな職員の人が何月から休職、あるいは退職なのか、退職ではないと思いますけれども、休職されているのか、減になっているのか。

それと、この福祉課、生活健康課などは、直接町民に対応する大変重要な仕事を受け持つところで、その穴埋めをどうしているのかについてお聞きいたします。

それから、9点目ですけれども、17ページの4-1-2 妊婦健康診査委託料29万6,000円の増額についてですけれども、当初予算で273万6,000円を見込んでいましたけれども、これをちょっとメモがなくて何人分だったのか、その何人分から今回の増額で何人増を見込んでいるのか、お聞きいたします。

また、先ほど今年度の出生見込み数をお聞きしました。去年は同じ当初予算273万6,000円を54万1,000円減額しているということで、先ほどの国保の出産一時祝い金のところで聞きましたので、この点は書きましたけれども、理解、了解できました。

次のところすけれども、10点目、4-1-5 の地域医療推進費の広告料97万2,000円の説明を求めます。備品購入費の35万7,000円はどここの診療所に何を購入するのかについても説明を求めます。

それから11点目、19ページです。6-1-1 の農業委員会費の農地台帳システム整備委託料244万1,000円について、どういうシステム整備なのか、内容の説明を求めます。どういう効果といいますか、期待してやるのかということも説明いただければありがたいです。

それから、12点目すけれども、21ページ、6-2-3 の造林費、森林病虫害等防除事業委託料196万5,000円について、52本の木がナラ枯れ症状が確認されたということで、伐倒、燻蒸、あるいは薬剤注入などを行うという説明でした。これはどこへ事業を、仕事を委託するのか、また今後新たに見つかった場合はどうするのかについて、説明を求めます。

それから、13点目です。25ページの8-3-3 の河川改良費、工事請負費900万円について、普通河川の大沢改良工事ということで、床固め工（巨石張り）と説明資料に書いてありまして、床固め工の破損の改良工事とのことでした。ここで法面もあるんですかね。この工法について、特徴など及び工事内容、積算根拠の説明を求めます。

それから、最後すけれども、27ページの10款1項2目、教育委員会の事務局費のところ

です。例規整備業務委託料54万円について、これは6月に国のほうで成立して来年4月1日施行の地方教育行政法の改正に伴い例規の加除を委託するものだという説明でしたけれども、ちょっと漢字とか誤字がありましたけれども、失礼、申し訳ありません。教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップとすることで、教育委員会から教育長の任命権や指揮監督権を奪うものというニュースが大変流れていました。そして、この改正案は自民、公明、生活の党のみの賛成で国会を可決、通っています。ほかの野党は全て反対していた法案でした。当町への影響や対応について危惧されますので、その影響や対応などの説明を求めます。

また、1点最後に、通告していませんけれども、指導用の教科書、指導書の購入費が1,219万2,000円計上されています。教科書改訂に伴う教員の教科書や指導書の購入費だということですが、教科書改訂も全国的に大きな問題というか、運動が起きています。歴史の事実をゆがめる教科書を採択させないようにという運動がとてつもなく広がっているんですけども、当町は、もう採択が決まったということですが、この教科書について、私たちは全く見ていません。文化会館に行けば見られるということですが、その公表も受けていませんでしたので、見る時間もなくて、そのまま議会に入ってしまった。

教育長からごらんになられて、新しい採択された教科書についての評価をお聞きできればありがたいです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 順番に答弁を求めます。総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの鈴木議員の質問にお答えをしたいと思います。

私のほうからは、総務課関連の予算と、それから人件費関連の予算については、総務課の所管ですので、そちらのほうのお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初の、債務負担行為の補正の省CO₂加速化・基盤整備事業役場本庁舎照明器具等更新事業、これは平成27年度から36年度で、999万円について事業の内容説明、積算根拠、リース終了後どうなるのかという御質問でありました。

これは、まず環境省のモデル事業として、二酸化炭素の大幅な削減が期待される高効率な省CO₂設備の導入が進んでいない自治体の施設を対象にして、バルクリースという方法を活用した手法により、初期投資の調達等の課題を解決し、全国で省CO₂設備導入を加速化させるということを目的に実施をされるものであります。

本年度環境省が募集をしました平成26年度における省CO₂加速化・基盤整備事業につきましては、近隣の焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、そして本町の10施設が選定をされております。この採択の基準といたしましては、空調と照明の改修を行える施設、バルクリースで検討できる施設を優先する、投資効果の高い施設を優先するというような理由から、採択をされるものであります。

まずバルクリースというのは、リース事業者、これにつきましては国が既に選定をしてお

りまして、全協のときにもお話ししましたけれども、三菱UFJリースという会社でありますけれども、ここが複数の施設等に導入する同一設備を一括購入をするということで、初期の投資額を低減し、その低減効果を生かしつつ、リースを実施する手法であります。

川根本町では、この本庁舎の照明器具、それからエアコン等の空調機械の更新が採択をされております。この目的は、例えば照明で言いますと、LEDなどの使用によってCO₂がどれぐらい削減できるかという効果を検証している、これが広い範囲で検証されるというものであります。

その中におきまして、今年度は照明器具の更新を予定しております。この補正の議決後に、業者選定をリース事業者が行います。そのリース事業者と10年間のリース契約を町と締結する予定となっております。この更新に係る工事請負費につきましては、全額環境省が補助する予定となっております。工事金額につきましては、環境省からリース会社に支払われる予定であります。

それから、この事業ですけれども、照明のほうは2月ごろ予定をしております。

また、リース料につきましては、平成28年度末まで、2年と2カ月ぐらいですかね。助成をされる予定でありますけれども、今年度については、今申し上げましたとおり、2カ月分のリース料16万9,000円を予算計上をさせていただいたところであります。

積算の根拠でありますけれども、1カ月分がですね、税込みで8万4,240円となります。これを120カ月分で計算しますと、細かい計算ですと1,010万8,800円という額になります。この残りのリース料につきましては、債務負担行為により計上させていただいておりますけれども、リース終了後につきましては、この機器は無償で町に譲渡されるという予定になっております。

ですから、平たく言いますと、機器はこちらが用意するよ、工事は国が行ってもらえると、そんな感じの事業であります。

それから、来年度当初予算で空調チラーを更新する予定のことだがという御質問でありますけれども、今回、採択を受けました事業が、照明器具とそれから空調機の更新であります。工事期間等を考慮しまして、今回の照明器具と同様、平成27年度に空調機の更新事業、これは屋上にあるチラーという機械の更新であります。これを予算計上させていただきまして、同じく債務負担行為の要求をさせていただく予定としております。

事業費としましては、まだ固まっておりませんが、リース料の総額は10年間で約4,000万弱ということを見込んで準備をしているところであります。

続きまして、2-1-1ですね。一般管理費の一般職の給料386万3,000円は、職員19人から20人に1人増えたということで、どこの部署で、その増やした理由は何かという御質問でありますけれども、この総務課関係、当初19人分で計上させていただいております。今年度休職者が2名おりました。この休職者2名については、他課の者でありますけれども、休職した時点で総務課付にさせていただいております。

この方は、1名が4月から6月まで、この方は6月で退職をしております。これが1名。それから10月から休職をした者が1名おります。2名おるんですけれども、1名はもう現実におりませんので、12月今回の補正時には、10月から休職をした者のみが人数としてカウントされておりますので、19人から20人ということになったものであります。そのため、特に総務課の人数が増えたということではありません。

それから、9目の庁舎管理費でありますけれども、その他の借上料16万9,000円、先ほど説明したバルクリースの関係ですね。LEDリース料の26年度支払い2カ月分ということでもありますけれども、1年の額が101万4,000円ということで、計算すると999万円と額が合わないのはなぜかということでもありますけれども、これにつきましては、債務負担行為の限度額を計上する場合には、年度合計額を1万円単位で繰り上げて計上しております。そのため、初年度は16万9,000円に対して17万円、それからその後、1014ですけれども、1020、つまり101万4,000円は102万円という計算で計上させていただいております。これが9年間分、及び最終年度は81万円という額になりますので、初年度を除いた額が999万円という額となりますので、御了承いただきたいと思っております。

それから、リース料2年分は国が持つということの説明であったが、1年分は2カ月分だけになるのか、また工事費は来年度予算に上げるのかという御質問でありますけれども、この事業に係るリース料につきましては、平成28年度末、先ほど申しましたとおり、2年と2カ月ぐらいですかね。28年度末までのリース料を委託費として、環境省から給付される予定となっております。

工事請負費につきましては、リース会社が精算し、環境省からリース会社に直接支給をされることになっておりますので、町の予算計上はありません。ちなみに、工事請負費につきましては、まだちょっと固まってないんですけれども、庁舎内の照明分が約330万ほど。それから空調分が約2,800万ほどということでもあります。

それから、企画総務費のほうですけれども、職員が11人から12名になったと。それから一般職の給料がこの一人分209万に対して、職員諸手当が314万8,000円と多いということでありまして、積算の根拠、それから職員を増やしたのはどこの部署で、理由はなぜかという御質問でありますけれども、今回、情報基盤整備事業の事業推進、これを強化していこうということに伴いまして、人事異動によりまして広報情報室の職員を1名増員をさせていただいたものであります。

手当の増額につきましては、当初の予算に対しまして、人事異動による管理職手当の増額、それから職員が一人増員したことによる、この職員が住居手当とか通勤手当の額を持っている職員なものですから、その増額、さらに今回11月の臨時議会でお認めいただきました給与条例の改定による賞与の増額等によるものであります。

それから次に、情報政策費の企画課の担当ですけれども、手当でありますので、私のほうからお答えします。

職員諸手当が56万4,000円、この目の職員はゼロであるんだけど、この手当は誰につけるのかという御質問であります。これにつきましては、今回の情報基盤整備事業を推進するために、先ほど議員からも説明がありましたとおり、10月に町職員が全世帯を訪問してこの事業の説明に歩きました。これが土日、あるいは夜間、これも町長のほうからお話がありましたけれども、行われたということで、一律一人4,000円を時間外手当として支給をさせていただくものであります。これは141人分で56万4,000円ということになります。

それから、社会福祉総務費、3-1-1ですね。職員給の減額の1,050万8,000円は当初10人が現在8人となって2人減ということであるが、当初予算には11人分上げていたのではないかということの説明があったと。これがどこの部署で、どんな職の人が何月から減になっているのか、これ2人ですね。その穴埋めをどうしているのかという御質問でありますけれども、議員からもちよとお話がありましたけれども、25年度、26年度も同様に当初予算での説明の中では10人分を計上させていただいております。26年度分の金額が実際340万円ほど多くなっておりますが、これは職種あるいは年齢構成によるものと、それから昇給分というのがあります、増額となっております。

当初、2名福祉課のほうで減となっていることにつきましては、これは異動に伴って2名減となっております。これは福祉課内におきまして、臨時職員で現在対応させていただいております。

私のほうからは以上です。

(何か言う者あり)

○総務課長（前田修児君） よろしいですかね。10目の財産管理費はお聞きになってないですよ。10ページの5目財産管理費のところですよ。

○議長（中田隆幸君） これは言ってないですね。

○総務課長（前田修児君） よろしいですね。すみません。

○議長（中田隆幸君） 次に、企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画課関連の御説明をいたします。

まず4目環境企画費、電気自動車充電インフラ整備の設計監理業務及び工事請負費の御質問です。

まず、13節の電気自動車充電インフラ整備設計監理業務委託料の64万8,000円ですけれども、積算根拠につきましては、平成26年度静岡県建設資材等価格表によります技師・技術員等の労務単価を用いて、設計図書の作成にかかわる設計業務や工事施工に伴う監理業務等に係る費用を積算をしております。

15節の工事請負費ですけれども、こちらは現状では概算見積もりによる金額となります。急速充電器本体の費用、それと充電器設置工事費、それと附帯設備費など合計で520万円となります。消費税を加算いたしまして561万6,000円となります。本設計につきましては、設計業務委託による積算となります。

また、充電器の整備における国の補助制度、経済産業省の次世代自動車充電インフラ整備促進事業というものがありますけれども、そちらの補助制度で対象事業費の3分の2がありますけれども、申請を上げて承認をされなければ補助対象とならないため、現段階では予算には計上してございませんことを補足させていただきます。

それと、補償金12万1,000円について御説明いたします。こちらは補償、補填及び賠償金の12万1,000円ですけれども、景観整備事業に伴う立木補償費となります。場所につきましては、崎平地区内青崎橋の崎平側と大井川鐵道鉄橋の間でございます。整備区域内の立木は、スギ、ヒノキの計60本となります。今回景観整備において、その中の約7割の立木の伐採を計画していることから、合計で現在見えています17万2,770円の70%ということで12万1,000円を計上いたしました。

それと、情報政策のほうになります。補償金の50万円は工事の障害木伐採補償か工事請負費に入っていないか、伐採費用は工事請負費に入っているのかということですが、まず、これは障害木の伐採の補償の金額となります。現在契約している工事請負費には含まれていない部分でございます。

まず、工事に含まれていますのは、ケーブル敷設の際に支障となる枝の払いが入っております。それは柱と柱の間にある支障に対するものは工事費で見込んでおりますけれども、今回の障害木の補償金につきましては、新設する無線局の工事の敷地内及び無線の送受信の際に支障となる立木の補償金となります。所有者にお支払いする立木の補償金となります。積算根拠は、中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定基準書平成26年4月版を採用しての数値を用いて積算をしております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 続きまして、17ページ、4款母子保健費の妊婦健康診査委託料の増額補正は、何人分から何人分の増になるかの御質問にお答えいたします。

妊娠届をされた妊婦さんは、出産するまでの間に受診する基本健診として初回分合わせて14回、あと4回の超音波検査、そして血液検査が1回というように、4種類の健診で合計19回の健診が公費で受診できるように支援しております。それぞれに健診料金の委託料も違っております。

平成26年度も当初予算ではそれぞれの健診で30人ずつを見込みましたが、基本健診初回分では30人見込みを38人分に、通常の基本健診では延べ390回分のところを延べ537回分に、超音波検査では延べ120回分を162回分に、血液検査では30人分を41人分に増額補正をお願いするものです。

これは、当初予算で30人の妊婦さんを見込んだところ、妊娠届状況から実質は40人から41人になると見込んだものになります。出生数につきましては、先ほどの説明でさせていただきます。

続きまして、4-1-5 地域医療推進費の広告料97万2,000円の増額の説明をさせていただきます。上長尾診療所、油谷先生がこの年度末の3月をもって森町にお持ちの診療所管理者となるため、上長尾診療所管理者をおやめになる御意向をお示ししてあります。当初から、公募による医師募集という形ではなく、先生御自身も4月からの後任医師探しのために、お知り合いやつてを使って精力的にお探しくださってまいりました。町もお問い合わせくださった医師との対応等努力してまいりましたが、この時点でまだ具体的な医師確保には至っておりません。

町といたしましても、榛原医師会様等にも御相談申し上げ、御助言をいただきながら、今後とも先生と一緒に後任の医師確保に最大努めていくことになるかと思えます。ただ、広く医師募集の公募発信も必要の際には並行して対応ができるようにと、予算化してはなかった広告料を新規に計上させていただきたいものです。

医師が講読する専門誌への医師募集広告掲載料として38万8,800円、インターネット掲載分として58万3,200円の合計97万2,000円の増額をお願いするものですが、ともに約3カ月間分の広告掲載を想定した広告料となっております。

次に、地域医療推進費の備品購入費の35万7,000円は、どこの何かについての御質問にお答えいたします。

本川根診療所が平成5年に開院されておりますが、開院以来、薬品保管用冷蔵庫として使用してきました家庭用冷凍冷蔵庫がこのたび不具合が生じておりますので、安全な予防接種等に対応いただくためにも、家庭用冷凍冷蔵庫ではなく、専門の温度管理可能なワクチン保管専用冷蔵ショーケースを購入し、設置を図りたく、増額補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 19ページです。6-1-1 農業委員会費、農家台帳システム整備委託料244万1,000円について説明いたします。

農地法が一部改正されまして、農家台帳及び農地に関する地図の公表が追加され、インターネットや窓口での公表が義務づけられました。これを受けまして、全国を一元化した電子地図システムを構築することになりまして、全国の自治体で今年度中の整備を進めているところです。これによりまして、平成27年4月1日から農業会議所のホームページを通じまして、全国の農地の検索、閲覧ができることとなります。

閲覧の内容ですが、農地の住所、地番、地目、面積等がインターネットで閲覧できます。土地の所有者、耕作者の氏名等は農業委員会の窓口での公表となります。今回補正によりまして、現在の農家台帳システムを改修して、これに対応するというものでございます。

続きまして21ページ、6-2-3 造林費、森林病虫害等防除事業委託料ですが、ナラ枯れの対策ということで、委託先はということですが、入札により決定したいと思います。新たに発見された場合は、これは伝染性が強いものですから、早急に対応する必要があるという

ことから、町が事業主体となって対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 次、建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 続きまして8-3-3河川改良費の関係で説明のほうをさせていただきます。

該当箇所であります普通河川大沢は、河床勾配が急かつ背稜が急斜面な山地であることから、大雨時には大量の雨水が急流となって流れる河川であります。そのため、これまでたびたび護岸が破損し、その都度修理を実施してきております。今回もやはり急流により河床、護岸が破損したものであり、それを巨石張りという工法で復旧したいということで、予算のほうを計上させていただきました。

通常は、35cm前後の玉石を使用して護岸のほうの石積み等行いますが、今回巨石張りでは40cmから60cm程度の玉石を使用します。これまで数度復旧を成功していますが、巨石張りは通常の石張りやコンクリート張りよりも耐久性があり、効果があるということで、巨石張り工法を採択しております。

工事の内容は、工種として土工、巨石張り工55㎡、仮設工、これはポンプ運転による水かえになります。それと構造物の撤去工、これは既存の石張りの撤去になります。

積算は、県土木工事標準積算基準により各工事費を積み上げ、積算しております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 10款1項2目教育委員会事務局費、例規整備業務委託料の増額に関連し、法の改正が当町への影響の対応をどうするかとの質問ですけれども、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正では、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くこととされています。

この改正は、教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題が解消し、教育行政の一義的な責任が新教育長に一本化され、責任体制の明確化が図られるものです。また、常勤の教育長が教育委員会の代表者となることにより、教育委員への迅速な情報提供や、会議の招集が可能となり、機動性も高まり、教育委員会の活性化に資するものと考えられます。

一方、首長についても、教育委員の任命とは別個に直接新教育長の任命責任を負うことになるなど、その役割が明確になるものと考えます。

また、今回の改正にあって、地方自治法上の執行機関としての位置づけや、職務権限は変更されないなど、引き続き教育委員会は地方公共団体の教育行政を自らの責任と権限において管理し、執行する機関にかわりのないことから、川根本町の教育行政に与える影響があるとは考えられません。

もう1点、教科書採択の関連については、教育長にお願いをしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 教科書採択に関して、私が先ほど捉えているのは2点あったかと思
います。

1点目は、教科書の縦覧の問題、2点目は、歴史認識の問題じゃないかと思えます。

それで、1点目の教科書の縦覧の問題ですけれども、これは教科書の採択前に、たしか吉
田町図書館だと思えますけれども、これが一般が縦覧できるような体制になっていると思
います。各市町についての縦覧については各市町の努力目標ということですから、来年度は川
根本町でも縦覧できるように検討したいと思っております。

それから、2点目の歴史認識の問題ですけれども、私個人の歴史認識ということであれば、
私はここでは避けたいというのは、なぜかといいますと、教科書の採択に関しては、私個人
の歴史認識のもとで採択されたものではございません。きちんとしたデュー・プロセスとい
うことで、正当な手続を経て教科書というのは採択をされております。

それで、ここの地域に関してというより、榛原地区という地区割がございまして、榛原地
区教科書採択協議会というのがございます。これは牧之原市、それから吉田町、それから川
根本町、牧之原市菊川市学校組合のそれぞれの教育委員会からのメンバーで構成をされてい
るということです。

それで、メンバーの構成ですけれども、中は教育委員の代表、それからPTA代表、それ
から校長代表、それから教育長という形で構成をされております。それらの委員の検討のもと
に採択をされ、さらに各市町の教育委員会でその採択に関するもう1回採択を決定をする
という、こういういわゆる正当な手続を経ております。ですから、私個人の歴史認識のもと
で採択されたものではございませんということです。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） いろいろありがとうございました。

再質問ですけれども、5点目の環境企画のところですかね、4目環境企画費の電気自動車
充電の件についてですけれども、工事請負費561万6,000円という積算根拠というか、簡単な
説明があったんですけれども、本体をどれくらいで見積もっているのかとか、そういう具体
的な説明ではなくて、私もインターネットで調べてみたんですけれども、200万から300万ぐ
らいの本体で、もちろん急速充電器なんですけれども、スタンドなんですけれども、そうい
うものが設置費も合わせて二、三百万円ぐらいでできますよという広告も載っていたもので
すから、非常に高いのではないかなと思ったんですけれども、その点、どういうところを参
考にして、何を参考にしてこの金額を計上したのか伺います。

それからもう1点目は、6点目の12ページの情報政策室の立木伐採の補償金のことです
けれども、その前の質問は削除したんですけれども、説明をしてくださって、崎平地区内青崎
橋のところでは、ヒノキ60本の7割を計上しましたというきちんとした説明をされて、昨

日もそれを聞いたものですから質問通告から外して、夕べ議会へ送ってあるんですけども、その説明をいただいてありがたいなと思ったんですけども、この情報基盤整備に伴う障害木伐採の補償については、50万円というきりのいい金額が出されていて、どういう積算根拠なのかということが全く説明がなかったものですから、その点について再度質問をいたします。

それから、あとはとてもわかりやすい説明でしたので。

最後に、教育長にお聞きした教科書採択についての歴史認識はこの場では表明できないということで、それはまあお考えでしょうから、仕方ないと思いますけれども、榛原郡の教科書採択のときにスムーズにいったのかどうか、誰もが賛成で採択されたどうか、その点についてお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、工事請負費ですけども、川根温泉ホテル、そちらのほうの急速充電器が現在25kwで設置されておりますけれども、そちらが約540万円、そちらの実績も参考にさせていただきました。本体費用と設置の工事費は若干工事費のほうが上回るということで説明をしたいと思います。

それと、立木補償の関係ですけども、こちらのほうは現在、支障木として想定されておりますのが15カ所、そちらのほうのスギ、ヒノキ等ですけども、本数としては現在135本、そのような中で50万円という数値を予算計上させていただきました。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 最終的な協議会には私も出席をしております。その中では特段反対意見等はありませんでした。全ての教科書について反対意見はありません。

細かなところで、表現とかについての質問等はありませんでしたが、歴史認識についても特段ありませんでした。

というのは、検定教科書ですから、多少の表現の違いはありますけれども、ほぼ同じものであるということで、その中で榛原地区として最もふさわしいものはどれかということですので、スムーズにはいっております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど11、12ページの企画費の関係、ひょっとしたら間違ってしまったかもしれません。確認がとれなかったものであれですが、予算書どおり1,375万5,000円をお願いしたいと思います。

それから、一つだけちょっと気になっているのは、人件費の関係で一人が異動したところなどは、個人情報に引っかけられないかなという思いがちょっとしたものですから、また議会

の皆さんと相談しながら対応していきたいと思いますが、少し数字が出ちゃうもの
すから、余りあの職員が幾らもらっているというのが、わかっていいかどうかというも、
少し今後詰めていくように、議会と協議したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思
います。個人の名前は出ておりませんが、誰というのは、こういう小さいところだ
ので、わかるものですから、それでいいかどうか、また議会の皆さんと検討させてください。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 歳入のほうのことで1点質問させていただきます。

7ページです。15款財産収入、この財産収入の中の先ほどの説明で、長島ダムの改修して、
そこを事務所にして、その収入ということでしたけれども、ここにあります44万は何カ月分
かをお答えください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 4カ月分となります。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第55号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり
可決されました。



◎日程第8 議案第56号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特
別会計補正予算（第2号）

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第56号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第56号です。平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,404万7,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正と、国保月報システム改修に係る委託料の追加などについて補正をするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、65万3,000円の減額です。これは職員人件費の補正と、国保月報システム改修に係る委託料の追加をお願いするものであります。

歳入について説明させていただきます。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は、65万3,000円の減額です。これは人件費補正分及び委託料の追加に係る繰入金の補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

1点だけお聞きいたします。6ページの1-1-1、歳出ですけれども、国保業務システム改修委託料について29万7,000円出ていますけれども、改修の内容と、この改修で影響する対象人数などについて説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

今回の国保業務システムの改修の内容についてですが、国への国保事業状況等の報告について、今、県内各市町が統一したシステムを使用して事業報告等を報告しております。

各種補助金等の算定を行っていますが、平成26年度から70歳以上の国保一般被保険者の皆様の窓口負担割合の軽減特例措置が段階的に廃止されることに伴いまして、この国への毎月の事業状況の報告や、療養給付費負担金や調整交付金などの国庫補助金等の算定に必要な報告様式を、法改正の内容に合わせて様式の追加や変更をするためのシステム改修となります。

この対象となる人数ですけれども、今回のシステム改修の内容が70歳以上の国保一般被保険者の皆様の窓口負担額の軽減特例措置の廃止によるもので、平成26年11月末現在における

軽減特例措置が廃止となり、窓口負担が2割となる該当被保険者の方は45人と把握しております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第56号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第57号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第57号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第57号です。平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,541万円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正をお願いするものであ

ります。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細の介護6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、23万3,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

歳入について説明させていただきます。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、23万3,000円の増額です。これは職員人件費補正分の増額をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第58号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第58号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第58号です。平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についての概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,099万6,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正と、簡易水道施設の修繕費の増額、平成25年度に借入れを行った大間簡易水道配水池整備工事に係る借入金の利子分の増額をお願いするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、109万円の増額です。これは職員人件費の補正をお願いするものであります。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は、485万6,000円の増額です。これは簡易水道施設の修繕費の増額をお願いするものです。

簡水4ページ、5ページをごらんください。

第4款公債費、第1項公債費は、18万8,000円の増額です。これは平成25年度に借入れを行った大間簡易水道配水池整備工事に係る借入金の利子分の増額をお願いするものであります。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、122万1,000円の増額です。これは職員人件費の増額及び公債費の増額に伴う一般会計繰入金の増額をお願いするものであります。

第2項基金繰入金は、491万3,000円の増額です。これは簡易水道施設の修繕費の増額に伴う基金繰入金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第59号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第59号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第59号です。平成26年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,430万6,000円としたいものがあります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正をお願いするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、10万6,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉3ページをごらんください。

第3繰入金、第1項一般会計繰入金は、10万6,000円の増額です。これは職員人件費補正に伴う繰入金の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第60号 平成26年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(中田隆幸君) 日程第12、議案第60号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第60号です。平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,623万2,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正と、定期予防接種等に係るワクチン代などの医薬材料費の増額をお願いするものであります。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、28万3,000円の増額です。これは職員人件費の増額をお願いするものであります。

第2款医業費、第1項医業費は、100万2,000円の増額です。これは定期予防接種等に必要
なワクチン購入などのための医薬材料費の増額をお願いするものであります。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、128万5,000円の増額です。これは職員人件費補
正及び医薬材料費の増額に伴う一般会計繰入金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2
号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算
（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） お諮りします。

12月11日から12月17日までの7日間、休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、12月11日から12月17日までの7日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 41 分

平成26年第4回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成26年12月18日(木) 午前9時開議

諸般の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第51号 川根本町情報通信基盤施設条例の制定について

日程第 3 議案第61号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第8号)

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	前田修児君
企画課長	山本銀男君	税務課長	長嶋一幸君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	野崎郁徳君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） ただいまから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月10日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月15日に、午前9時から情報通信基盤施設条例特別委員会を開催し、議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定についてを熱心に御審議していただきました。誠にありがとうございました。

次に、監査委員から定期監査の結果について報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

○議長（中田隆幸君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、鈴木多津枝君、太田侑孝君、芹澤廣行君、小藪侃一郎君、藪田靖邦君、野口直次君、中澤莊也君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

それでは、10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の鈴木多津枝です。

14日投開票の衆議院総選挙では、日本共産党は、「安倍政権の暴走ストップ」「日本の政治の5つの転換」や「政党助成金の廃止」を訴え抜き、安倍政権と正面から対決するとともに

に、どんな問題でも国民の立場に立った対案を示して、国民との共同で政治を動かす「対決・対案・共同」の政治姿勢を貫き、大きな共感をいただきました。比例代表で606万票、20議席を獲得、小選挙区でも沖縄1区で赤嶺政賢氏の当選を勝ち取ることができ、改選時の8議席を21議席へ、2倍半を上回る画期的な議席増を果たすことができました。

700億円と言われる多額の税金を投入して安倍首相により突然行われた解散総選挙は、これから集団的自衛権行使で海外で戦争する国づくりや、原発再稼働など、財界やアメリカの要望に応え国民への不安や痛みを伴う政治へ踏み込む足がかりとする目的があるにもかかわらず、自公はおろかマスコミも一緒になってアベノミクス効果に特化した宣伝しか行わず、選挙結果も「自民圧勝」などと書き立てて、自公政権が国民よりあらゆる問題で白紙委任を受けたと印象づける報道がされていますが、自民党は議席を減らしており、投票率も過去最低を更新して、比例の得票は33%しか得ていません。圧勝の言葉とはほど遠い実態です。圧勝報道が大きな間違いであるのは、沖縄の選挙で突きつけられた民意や日本共産党躍進に示された民意を見ても明らかです。それは、安倍政権がこれから進めようとしている消費税10%やアベノミクスのさらなる推進、集団的自衛権行使、原発再稼働、沖縄の新基地建設、TPP参加などなど、どれをとっても国民多数の民意に背くものであり、強行しようとするれば大きな矛盾が噴き出すことは間違いないことです。

このように事実と異なる報道がまかり通っている現状を見ても、既に真実を伝えないマスコミの姿勢に背筋が凍ります。投票率も過去最低を更新し、多くの国民が今の政治に期待を持てなくなっていることをあらわしており、このことへの反省こそ、今きちんとさせることがマスコミの責任ではないでしょうか。

日本共産党は、新しい国会で総選挙で獲得した新たな権利を縦横に活用して、「共産党を伸ばしてよかった」と多くの皆さんから評価をいただけるよう、知恵と力を尽くして頑張り抜くことをまず最初にお約束しまして、本題の一般質問に入ります。

今回の通告の柱は、1、介護保険制度の充実について、2、人口減少に歯どめを、3、情報通信基盤整備事業についての3件です。

それでは、1件目の介護保険制度の充実について質問します。

今年6月に自公の賛成で可決、27年4月施行の医療・介護総合法は、医療費、介護費の抑制を前提に、地域での医療と介護の総合的な確保の推進を掲げています。しかし、具体的な内容は、軽度者の介護サービスを保険給付から外して市町村が行う地域支援事業とし、費用を削減するために安上りのボランティアなど無資格者によるサービス提供を可能とするほかにも様々なサービス削減と負担増が盛り込まれており、医療難民、介護難民が出るのではないかと危惧されています。

そこで、以下の点について質問します。

①当町の要支援1・2の方の人数と、現在利用しているサービス及び来年度から外されて町が行うことになる受け入れ体制はどうなるのか。

②特養への入所が要介護3以上に限定され、要介護1・2は入所を特例的に認めるとして
いるが、その内容は、当町への影響はどうか。

③介護サービスの利用料が所得によって1割から2割負担に負担増となるが、当町での2
割負担増になる対象者の見込み数はどうか。

④施設入所者の居住費と食費の負担軽減制度（補足給付）の要件はどうなるのか。

⑤病院や施設への入院・入所を限定する代わりに、地域で医療や介護を提供する地域包括
ケアの構築が目標として挙げられているが、どのようなもので、当町ではどう対応するのか。

⑥第6期、平成27年度から平成29年度介護保険事業計画策定の進捗状況はどうか。

⑦策定に向けた利用者のアンケート調査は行ったのか、その結果から見えてきたものは何
か。また、計画にどう反映させるのか。

⑧特養の待機者は何人か。うち必要性が高い人は何人か。どのような対応をしているのか。

⑨訪問看護ステーション設置の見通しはどうか。

⑩現在65歳以上の介護保険料の基準月額4,360円で、医療保険料や利用料と合わせると所
得に対する負担は限界を超えている。算定の所得段階を増やしたり、一般会計からの繰り入
れなどで負担の軽減を図るべきと考えるがどうか。

以上10点について答弁を求めます。

次に、2件目の人口減少に歯どめをに移ります。

これまでも繰り返し求めてきました、待ったなしの若者支援・子育て支援の推進で、人口
減少に何としても歯どめをかけてほしいとの観点からの質問です。

これまでもいろいろな先進事例などを示して取り組みを求めてきましたが、前向きな答弁
はなく、唯一、来年度予算に上げたいとの答弁がされただけで、具体的な提案は全て否定さ
れています。一体予算へどのように盛り込む考えか伺います。また、待ったなしの課題との
認識を持たれ実現するためにも、庁舎内に支援室を設けたり、町民や専門家を入れた支援会
議などを立ち上げて、具体的、継続的に取り組む考えはないか伺います。

最後に、3件目の情報基盤整備事業について3点の質問を行います。

①端末機「かわねフォン」の維持費を1台月800円を運営業者へ支払うことが9月議会の
私の一般質問への答弁のときに初めて明らかにされました。15日の特別委員会では、プロポ
ーザルの計画書に既にかかれていたとの説明や3月の当初予算での説明でも行ったなどと言
われましたが、いつ、どこで、どのように説明したのか。その説明をしたときに配付した資
料も添えて明確な説明を求めます。

②この事業を進めるのに想定される将来の町の財政負担について、今検討している利活用
なども含めてどのように想定しているのか伺います。

③IRU契約は、いつ、どのようにして、どんな内容を決めるのか。おおよそのひな形は
もうできているのか、議会の承認事項になると思いますが、いつ議会へは示されるのか。

以上の3点です。

以上、通告に従い最初の質問を行いました。明瞭で前向きな答弁を期待しまして、実のある一般質問となりますようよろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、大変多くの皆さんの一般質問ということで、質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。その中で、特に今回は再質問がないぐらい丁寧に質問にお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

鈴木議員の一般質問に対し、お答えをさせていただきます。

1 番目の質問です。要支援の対象者でございますけれども、平成26年11月末現在で要支援1の方が56人、要支援2の方が37人となっております。要支援1・2の方が利用する訪問介護と通所介護の二つのサービスが、介護保険サービスから町の行う地域支援事業に切り替わるもので、新しい総合事業と言われております。新しい総合事業への移行は、平成29年度までに行うこととなっており、3年間の移行猶予期間があります。当町としましては、平成28年度から移行に向け体制の整備等を進めようと考えております。

現在、介護予防サービスの訪問介護と通所介護を提供している事業所は、この新しい総合事業においても、訪問介護と通所介護の提供事業所とみなし認定され、サービスの提供を行います。このため現在の介護サービスと同等のサービス提供が必要な方については、これまでどおり介護保険サービス提供事業所よりサービスの提供を受ける形となります。通所介護については、現在3カ所ある生きがい対応型サービスを要支援の方にも御利用いただけるよう考えております。訪問による生活支援サービスについては、現在活動いただいております「お話し相手ボランティア」や高齢者見守りネットワーク等のボランティアに協力をいただき、生活支援サービスを提供できるような体制を構築したいと考えております。

2 番目の質問ですが、特例的に認められる方は、国より指針が示されており、「認知症である者であって日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる方」、「知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる方」「家族等による深刻な虐待が疑われること等により心身の安全・安心の確保が困難な状態である方」「単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である方」、以上の方が特例的な入所の要件となっております。

3 番目の質問です。今回の改正により、本人の合計所得金額が160万円以上が基本で、単身世帯の場合は年金収入とその他の合計所得金額が280万円を超える方、2人以上世帯の場合は第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が346万円を超える方が2割負担となりますが、当町では、平成25年所得で17の方が2割負担の対象者になると見込まれております。

4番目の質問です。低所得者の施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付は、住民税非課税世帯の方が対象となっており、現在184人の方に申請により減額認定証を発行しております。今回の改正で預貯金が一定以上ある方、具体的には単身で1,000万円以上、夫婦世帯では2,000万円以上ある方、世帯分離した場合でも配偶者が課税されている方は対象外となります。

5番目の質問です。国の掲げる地域包括ケアは、重要な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるものを言います。これまでどおり医療機関、町内の介護サービス事業所、NPO法人、ボランティア団体と協力、協働し、住みなれた地域で自分らしい生活を送ることができるよう取り組んでいきます。また、新しい総合事業にも取り組み、新たな生活支援の充実を進めていきたいと考えております。

6番目の質問です。第6期介護保険事業計画の進捗状況ですが、現在3回の専門部会を開催し検討を重ねてきました。来年1月には第4回目の専門部会を開催し、素案を完成させパブリックコメント等の手続きを経て、計画を完成させたいというふうに考えております。

7番目の質問です。第6期介護保険事業計画作成に当たってのアンケート調査は、本年1月10日から1月24日の間で実施いたしました。一般高齢者アンケート対象者1,994人中回収1,607人、回収率80.6%、在宅サービス利用者については、456人中回収292人、回収率64%となっております。

その結果の主なものとして、一般高齢者へのアンケートでは、介護保険サービス充実による費用負担額についての質問に「介護保険サービスを充実させるためには、保険料の負担がその分増えるのはやむを得ないが、利用料の負担は現状維持とするがよい」が最も高くなっていました。高齢期を快適に暮らすためにどのような施策が重要と思うかの問いには、「病院や診療所などの医療機関の充実」「外出支援サービス」「健康づくりに対する支援や生きがい対応型デイサービスの充実」「寝たきりや認知症にならないための予防対策」が上位になりました。

在宅サービス利用者へのアンケートは、費用負担額についての質問に、一般高齢者と同じく「介護保険サービスを充実させるためには、保険料の負担がその分増えるのはやむを得ないが、利用料の負担は現状維持とするのがよい」が最も高くなっていました。高齢期を快適に暮らすためにどのような施策が重要かとの問いには、これも一般高齢者と同じ傾向で、「病院や診療所などの医療機関の充実」「健康づくりに対する支援や生きがい対応型デイサービスの充実」「外出支援サービス」「寝たきりや認知症にならないための予防対策」が上位となりました。介護保険制度全般をどう思うかの問いには、47.1%の方が「満足している」、42.1%の方が「どちらかと言えば満足している」と回答されました。

平成22年に実施したアンケート結果と今回御協力いただいたアンケート結果に大きな差は見られませんでした。このアンケート結果を基礎資料とし、専門部会で御協議をいただき、

計画に生かすことのできる取り組みをしていきたいというふうに考えております。

8番目の質問ですが、本年1月1日現在の特養待機者数は72人になっております。うち15人が必要性の高い人となっております。必要性の高い15人につきましては、5人が町外の介護老人保健施設に入所して特養のあくのを待っております。他の10人につきましては、家族と同居している方が3人、あとの7人は独居世帯ですが、いずれも通所介護、訪問介護、短期入所等のサービスを組み合わせて利用しながら在宅で特養のあきを待っている状況でございます。万一、在宅での介護に支障が出てきた場合、担当のケアマネジャーと地域包括支援センターが連携して入所施設を探し、さらにそちらに案内をしております。他の57人につきましても、介護保険サービスや配食サービス等を利用しながら待機していただいておりますが、介護者の方が一人で悩まないよう、介護者の集いを開催し介護者の負担軽減を図っております。また、待機者の方の状況変化を見逃さないよう、民生委員と地域包括支援センターが定期的に情報交換を行っております。

9番目の質問ですが、6月議会にて訪問看護ステーション利用者交通費助成事業をお認めいただき、現在その要綱に沿った形で訪問看護サービスの提供を受けております。利用者数は、7月が9人、8月11人、9月9人、10月8人、11月9人となっております。町としても、民間の事業者がサービスの提供を実施していただくことに対し非常にありがたく、また、民間の力を大切にしたいというふうに思っており、今後は町内の事業所等の設置をしていただくためにどのような支援ができるか検討し、事業所設置を強く要望してまいりたいというふうに思っております。

10番目の質問ですが、以前から御説明させていただいているとおり、この介護保険制度は国・県、町の負担割合による歳入に加え、利用者の保険料により財源が確保されておりますことは既に御承知のことと思っておりますけれども、この決められた保険料をいただくことで、この制度が安定的に運営されており、現在策定中の第6期の介護保険事業計画につきましても、現在と同様に制度のルールに基づいた保険料設定をしていきたいと考えております。なお、第6期の介護保険料については、低所得者に対する軽減制度が拡充される予定となっており、ルールの中で最大限の軽減ができるようにと考えております。

また、介護保険料の負担を減らすということにつきましては、本年、静岡県が発表した65歳をスタート年齢として要介護度2以上にならない期間を示す「お達者度」において、川根本町は女性が1位、21年10カ月、男性が3位、18年4カ月というよい結果が示されました。これからも、今まで以上に地域包括支援センターを中心に介護保険の面に重点を置き、介護認定者の増加や介護度の重度化を抑え、介護給付費の支出をできるだけ少なくしていくことにより、結果的に保険料の上昇を最小限に抑えることを目指していきたいというふうに考えております。

今回お答えした介護保険関係の制度改正の内容については、現時点で把握している国が示した案に沿ってお答えしたものであり、今後の国の動向により変更の可能性のあることをお

含みをいただきたいというふうに思っております。

次に、生活健康課からの訪問看護ステーション設置の見通しについてお答えをさせていただきます。

訪問看護ステーションにつきましては、町内開業医の先生方からも、当町の地域医療の現状・課題を考えると、早いうちに訪問看護ステーションの導入や設置の必要性は高いというお声をいただいております。

しかしながら、最も当町に近い訪問看護ステーション事業所は島田市内にあって、当町は距離的に遠隔という問題もあり、訪問看護事業の展開可能な範囲は地名地区までと、限られた在宅療養者の方しか利用することができない状況にありました。今年に入り、島田市内の訪問看護ステーション事業所さんから、訪問看護事業展開の可能な範囲を地名地区まででなく川根本町内全域に拡大を図る意向であると大変ありがたいお話を伺いました。

長年、当町も訪問看護ステーションの必要性は大きく認識していたこと、また、訪問看護を必要とする在宅療養者の方の存在もつかんでおりましたことから、町は、早速平成26年度から、訪問看護ステーションによる訪問看護を必要とする在宅療養者の方に訪問看護に関する交通費を助成することで負担軽減を図ることを目的とした川根本町訪問看護ステーション利用者交通費助成事業をスタートさせ、利用しやすい環境の整備の第一歩として着手をいたしました。

利用者負担は、居住地区にかかわらず1回につき一律500円と定め、交通費負担分差額を町が事業所に支払う形での助成となっております。6月から10月までの利用状況から見ますと、交通費助成は1回につき平均して3,800円から4,300円になっており、このような状況として、訪問看護ステーションによる訪問看護の利用が必要とされる在宅療養者の方が存在することで、現時点での需要を少しでも満たすことができるようにと、町外からの訪問看護ステーション事業さんの訪問看護を利用される方に交通費分の助成を行っているわけですが、将来的にはますます高齢化の加速する中、本町内の身近な場所を拠点として展開する訪問看護ステーションが確実に必要になると考えております。

平成27年4月施行の医療介護総合確保推進法の意義も、高齢化が加速する現状の中、医療や介護が必要な状況となっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくこと、そして利用者の方々の視点に立って、切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築して、自立と尊厳を支えるケアの実現と言われております。

当町の現状といたしましても、高齢化が進む中、高齢者夫婦のみ、高齢者独居等、高齢者のみの世帯の増加が顕著であり、人生最期をお迎えの場所も救急車搬送先の病院であったり、在宅医療や介護を支える社会資源の乏しさから、自宅に戻ることができずそのまま入院先の病院で、または施設での療養の末お亡くなりになられる方の割合は、全体の3分の2を占めている状況であります。

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針・方向性として五つのが挙げられておりますが、その中の一つに情報通信（ICT）活用がうたわれております。この情報通信技術の活用についてですが、まさに当町は、皆さんの御理解、御協力をいただき、高度情報基盤を行うところまでこぎつけることができました。質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築には、医療・介護サービス利用者である方も含めた関係者間の適時適切な情報の共有が不可欠であり、この医療・介護・看護の現場においての情報通信技術の活用は、情報の共有に有効な手段と言われております。

現在、町は、いやしの里診療所管理者である清水先生の御指導、御尽力のもと、いやしの里診療所と県立総合病院、島田市民病院とつないだ遠隔診療支援事業を実施しております。まだ一部の診療科目ではありますが、高齢者の患者さんも遠方の病院まで受診しなくても、かかりつけの身近な診療所で専門科の医師の診療が受けられるという利点があります。高齢化も加速する中で、当町全体の将来を見ても重要な施策と考え、今後、町は高度情報基盤の医療面での利活用の一つとして、バーチャル・ホスピタル構想にも取り組んでまいりたいと考えております。

今年の7月末に、当時の総務省上川陽子副大臣が、遠隔診療やICTを活用した医療体制の実際の現場として静岡県立総合病院を御視察されました。そのとき、いやしの里診療所に来院されていた患者さんが県立総合病院整形外科の医師による遠隔診療支援を受けられ、その様子もごらんになりました。これまでもインドネシア、ベトナムほか多くの国から、日本と言えば厚生労働省に相当する部署のお役人や医師による視察団がいやしの里診療所を訪れておりますが、上川陽子議員も、山間地にある川根本町においてこのようなICTを活用した地域医療ネットワークの整備が進められていくことは大変意義のあることで、ぜひモデル地区となって頑張ってくださいというようなエールもいただきました。訪問看護ステーションも、将来的には当町のバーチャル・ホスピタル構想の中の重要な位置づけとして設置していくことも、この地域医療を守っていく上では重要でないかというふうに考えております。

それでは、2番目の人口減少に歯どめをとという質問に対しましてお答えをさせていただきます。

少子化に対しましては、本町では次世代の子供を育成するために、町の第1次川根本町総合計画や川根本町次世代育成支援後期行動計画に基づき、様々な施策を展開をしております。

福祉課で幾つかの施策もありますが、まず1点目に保育関連の事業があります。

町内には公立の保育園が2園、私立の保育園が1園、さらに私立幼稚園が1園ありますが、現在福祉課で所管している三つの保育園につきましての現状を説明させていただきます。

平成27年4月に保育園に入園を希望している児童数であります。まず桜保育園が定員40人に対し34人、充足率は85%、三ツ星保育園が定員70人に対して61人、充足率は87.1%、聖母保育園は定員30人に対して38人、充足率は126.7%であります。また、町外である島田市

の保育施設に入園を希望している方がお二人おりますので、合計いたしますと135名の児童が入園を希望しております。

同じく子育て中の若い親世代の支援を目的に、町内藤川地区で子育て支援施設を開設しており、子育てに係る様々な悩みなどの相談事業のほか、生活健康課との合同による「あそびの教室」なども開催しており、月平均の延べ利用組数は180組の利用があり、若い子育て世代の方々の交流の場ともなっております。町内に2カ所開設している放課後児童クラブですが、現在35人の児童の利用がございます。

このほか、現在町で行っている子育てに関する支援といたしましては、ただいま申しあげました福祉課の施策のほか、生活健康課の所管であります各種の予防接種費用助成や乳幼児の健診、中学生までの医療費の無料化などの経済的な支援も実施をされております。

少子化対策の一つとして、若者の人口流出を食い止めるための就業先雇用の確保や経済的な負担軽減を図って子育てを支援する施策等を議論・検討されていることが多いわけですが、この「地域少子化対策強化事業」では、将来の我が町や地域における少子化対策の強化を図るため、結婚、妊娠、出産、育児に切れ目のない支援を先駆的に取り組むというものであります。教育委員会及び本川根・中川根中学校、そして町内にある県立川根高校に御理解、御協力をいただき、今回この事業の対象者を中学生、高校生とし、「中学生・高校生が自分の未来を考える講座」や「中学生のための育児ふれあい体験事業」等を展開中であります。

本日18日ですが、県立川根高校において、静岡厚生病院から産婦人科医師と助産師を講師に招き、安全な妊娠、出産を学ぶために、子宮頸がん予防、疾病の早期発見・早期治療の重要性等、医療面から情報提供や啓発のための学習講座を開講しております。卵子や精子にも老化があります。また、ウイルス感染が原因となって発症するウイルス性子宮頸がんによって、いざ子供を産み育てたいと思う年代になって子宮を失うというつらい思いをする方もおります。お互いの性に対する思いやりの気持ちを持って交際のできる力を養うために、医療面から男女の性の特徴について学び、将来の結婚や妊娠・子育てについてなど、自分の人生のプラン等も考えることができ、将来結婚し、子供を産み育てることのできる人づくり事業を本日やっているわけであります。

さらに、地域力を高める育成事業として、地域で生きがいや張り合いを持って活躍している身近な町内の先輩方に講師をお願いし、中学生や高校生が自分の地域を見直し、愛する心を高め、将来この町・地域に残り、または戻ってきて結婚や子供を産み育てたいと思ってもらえることに期待した事業も実施を予定中であります。必要な正しい知識を学ぶ事業は単年度事業で終わらず、今後も続けていきたいというふうに考えております。

企画関連の人口減少に歯どめをについて御説明をさせていただきます。

9月の第3回定例会でも御説明をさせていただきましたけれども、結婚祝い金・出産祝い金支給事業について、定住・移住促進対策の一つですが、純粹に新しい夫婦の門出を祝福し、明るい家庭を築き、次代を担う子供の誕生を祝うため、祝い金という形で町から支給するこ

とが本来の目的というふうに考えております。このことから、来年度については、支給額の変更はなく、26年度同様の予算規模の計上を予定しております。今後、経済状況、町の財政事情、他市町の取り組み等鑑みながら、支給額については検討していきたいというふうに考えております。

次に、空き家バンクの事業でございますけれども、空き家改修事業費補助金を含め26年度同様予算計上を考えております。平成27年度については、今年度空き家実態調査を行ったことで、所有者への意向調査を行う予定であります。空き家バンクに登録されている件数は、25年度実績では5件の登録でしたが、26年度5件増加し、現在では10件となっております。過去2件、売買契約が締結をされているところであります。

また、前々から定住・移住、このことに加え、就業支援について窓口を一本化ということを申し上げてきました。26年度企画課では、物件情報の提供、生活情報の提供、就業情報の提供、これらにつきましては空き家バンク、空き家改修補助、また、住生活関連情報、地域情報、それからハローワークとの連携等々を一括して実施をいたしまして、県が主催する「都心部での移住・定住相談会」にも積極的に参加をしております。

今後は、相談窓口の徹底した体制づくりが必要だというふうに考えておりますが、専門的に実施できていないのも事実でございます。自治体を実施できない機能を補完するパートナーと連携し、移住・定住促進窓口の体制づくりを行うことが重要だというふうに考えております。このことは、27年度においても各事業を継続しながら検討していきたいというふうに考えております。

田舎暮らし体験事業につきましては、26年度までは、農業体験を通じて移住・定住促進を図ってきましたが、27年度につきましては、趣向を変え様々なメニューで体験していただき、移住・定住につながるようにしていきたいというふうに考えております。

今まで述べてきましたけれども、27年度の予算については、各課様々な施策の予算化を予定しております。人口減少の問題につきましては、静岡県全体では、住民基本台帳人口から平成26年1月1日現在で25年と比べ総計で2万228人の減となっております。一方、町では172人の減となっております。その内容は、出生・死亡等の自然的な要因として102人の減、転入・転出等の社会的な要因として70人の減という統計となっております。今後も人口減少が続くと予想されておりますが、このことを踏まえて、議員の質問にあります、支援室、支援会議などを立ち上げて、具体的・継続的に取り組む考えはないかということでございますが、町の第1次総合計画が平成28年3月31日に完了します。このことから29年4月からの第2次総合計画をスタートさせるために、27年度からは基本構想、基本計画策定に向けて準備を開始したいというふうに考えております。この策定の中で、人口減少という大きな課題に対して、町民ワークショップ、庁内検討委員会、総合計画審議会などにおきまして十分な議論を重ねて対応していきたいというふうに考えております。

次に、情報基盤整備のお答えをさせていただきます。

告知端末機「かわねフォン」の利用料金につきましては、住民登録されている世帯、公的な施設、地区集会所、医療・福祉・教育施設、10人以上の大規模事業所などで利用される1台分の基本料金を町が負担することとしております。この基本料金以外の050 I P 電話サービス利用料の300円やインターネット利用料金につきましては、利用される方がサービス提供する運営事業者と直接契約し利用料金をお支払いしていただきます。また、住民登録されていない方や一般の事業者の皆様については、この端末機の基本利用料を直接運営事業者にお支払いをしていただくこととなります。

この1台分の利用料金につきましては提案書に記載されており、3月13日に議員の皆様へ配付した予算特別委員会資料の5ページに「町内 I P 電話サービス月額500円、通話料は無料」と記載し、サービス内容について説明をさせていただきました。町政懇談会時においても、住民の皆様に対し、利用者に月額500円程度の負担をしていただくと説明してきたものであります。提案書に記載された800円については、こうした町内 I P 電話利用料金に加え、告知端末機のサポート料金も含まれております。当初はそうしたサポート料金は委託料として別契約を考えておりましたが、今回条件を満たしている方々の1台分に限り、基本料金にサポート料金を含めた利用料金を町が全額負担することで、整備された告知端末機を有効に活用し、高齢者の方同士や地元の商店などとも会話しやすい環境をつくることができます。お互いが無事に過ごせていることの確認ができることで、この町で安心して暮らしていけることについてつなげていきたいというふうに考えております。

町が今回整備する設備を維持管理していくための将来的に負担していく費用として、設備光熱費、支障移転費、電柱共架料金、占用料金、電波利用料、サーバー管理料、回線監視費、障害時保守費用、通信機器保守費用、修繕費用などがあります。このうち庁舎内に設置されるサーバーの管理費、センター設備から各世帯までの回線の監視費、障害が発生した場合に現地に2時間以内に駆けつける体制を確保する障害時保守費用、局舎内に設置する通信機器の保守費用などの保守管理費用については、運営事業者からの賃借料との相殺を前提に協議を進めております。

なお、以前から町議会の一般質問においても御指摘のある設備の更新費用については、基金の創設などにより、いつときに大きな財政負担が発生しないよう準備をしていくという考えを持っております。

利活用については、その方法、利用対象者、予算措置など詳細な計画を策定していく必要があります。各担当課において計画を樹立し、財政負担を含めて町民の皆様の同意を得ていく手順を踏んでいくこととなります。

I R U 契約と呼ばれている契約自体は、町が整備する施設の賃貸借契約です。I R U 契約とは、余りなじみのない契約の名称ですが、基本的にはサービス提供する事業者が長期に安定的なサービス提供を確保するために、一方的に契約を破棄することができないことを契約内容に定め、施設の使用契約期間を10年以上とすることが原則となっております。契約の締

結時期は工事完了後になります。これは、貸し出す施設・設備の個数など、具体的に確定させる必要があるからであります。その内容は、賃貸借する物件の種類や個数、一方的に契約破棄できないという使用の原則、原則10年以上とする使用契約期間、賃借料、保守管理にかかわる規定などになります。ひな形ではありませんが、先日の条例特別委員会時に一般的な契約書の形として資料を提出してございます。

以前の全員協議会で説明いたしましたけれども、契約自体は議会の承認案件ではありませんが、締結する前に議会の皆様方にも説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

まず最初に、1件目の介護保険制度改正についてですけれども、大変詳細な答弁をいただき、また、町の介護事業、福祉事業が、いかに一人一人の町民と顔を合わせながら温かい血の通ったサービスが行われているか、それがアンケートでも90%近い満足を示しているということにあらわれているということをただいまお聞きしまして、本当に職員の皆様、担当の方々、御努力に心から敬意と感謝を示すものです。

ただ、この制度、今回の国のほうの制度の改正によっては、低介護者、要支援1・2の人を介護保険からは外してしまうということで、町の姿勢によっては、そこに介護のサービス、いろいろな支援が行き届かなくなるということで、全国で大変心配されているものですが、ただいまの町長の説明を聞きまして、本当にうちの町は一生懸命力を入れているんだということがわかりました。必ずそれを継続してくださるでしょうし、介護難民など絶対つくらないという御覚悟を皆さん本当に持っていらっしゃるんだろうとうれしく思いました。

1点、町長は、私が通告していない情報基盤の整備で、医療・介護をさらに充実させることができるというバーチャル診療あるいは遠隔診療など述べられましたので、お答えくださいましたので、その点で、今、うちの町で一番心配なことというのは、これも私通告していないんですけれども、やっぱりお医者さんの確保が一番大きな問題だと思うんです。何をやるにしても、地元は今やっつけてくださっているお医者さんがいらっしやらなくなる、上長尾の診療所でも、先生もそういうお話を以前からされていた。こういうことで町民の人たちは、今とても心配をして、先ほど全協でも言いましたけれども、お医者さんが1日、2日いなくなっただけで、もう町民の人たちの不安は大きく膨らんでいくと思います。このことについて、どうやってお医者さんがいない、安定的な確保を考えておられるのか、このことをお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私、以前も申し上げましたけれども、平成10年に本川根の町長になったときに、近所でお葬式がありました。そのときに、町長は要らないけれども、医者を早く

連れてきてくれというような言葉を第一声としてお聞きしたという経緯がございまして、それ以来、私は、医師の確保というのは非常に大変だけれども、一番大事なことであるというふうな認識を今でも引き続いて持っています。

その中で、今具体的に診療所の名前が出ましたけれども、そのような情報も何回かお話しして対応しなきゃいけないということで、一番大事なのは、榛原郡に医師会というのもございますし、県の医師会もあります。やはり上部の団体の皆さんの意向等も聞きながら対応しなきゃいけない、また確保しなければいけない。

それから、専門誌にいろいろ、これまでも補正でもお願いしました医師の確保のための募集の関係、これも、これまでもいろいろな専門医の雑誌、いわゆる先生方がお読みになる専門誌なんです、そういうところにもお願いをしたという経緯もありますし、また今現在は、県立総合病院が大変全国のモデル的になるのではないと言われるぐらいの、清水先生が一生懸命、島田先生と一緒に対応していただいているということで、県立総合病院から、今度は県のほうにもある程度相談をかけながら確保していく必要があるということで、まだ具体的にこういう先生がお見えになるという話はありませんけれども、そのような努力を各課の職員も含めて、また、榛原郡の医師会も含めて、そのような対応を現在させていただいているところであります。早いうちに、やはり診療所の先生が、油谷先生ですが、おっしゃっていたものですから、その対応は切れ目のないようにしないと、大変多くの患者さんが通っておられるということも承知しているものですから、スムーズに移行できるような先生も探したいというふうに思っております、なるべくそのようなことのないようなことで、切れ目のないようなスムーズな移行ができるようなことを今あちこちへお願いしている状況です。まだ皆さんにはお知らせできませんけれども、努力をしていることだけはお伝えをしておきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を受けます。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そういうことで、もし上長尾診療所にということになれば、またいやしの里診療所みたいに町立ということもあり得るとお考えですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） まだどうい先生がお見えになるかわからないということもありますし、以前からこれは正直言いますと、先生の考え方に従うしかないんじゃないかというようなことが、私自身は本川根当時から感じておりました。といいますのは、旧の中川根地区には、個人でやられている方、公設の方いろいろおるものですから、それが一律にこうであるということにはできないだろうということで、やはりせっかくこちらへ来ていただける先生の意向を尊重した上で対応をするしかないんじゃないかなというふうに考えておりますし、そのような方法でやらない限りは、先生の確保は難しいだろうというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 招聘の待遇改善なども含めて、全力でやっていただきたいと心か

らお願いいたします。

次に、2点目の待ったなしの若者支援・子育て支援の推進で人口減少に歯どめをとという点で、本当にこれも町のいろいろなきめ細かな取り組み、たくさん紹介していただきました。それでも町民の人たちからは、もっと人口減少を食い止めるための目に見えた支援をしてほしいと。あれもこれも全て一遍にということとは言わないけれども、毎年一つずつだけでも、今年はこのやる、来年はこのやる、そういう町が本当に支援に取り組んでいるんだという様子、姿勢を示してほしいという声がたくさん寄せられます。

それで、私もこれまで何回も質問、要望をしてきたわけですが、ほとんどできない。そして、今も結婚、出産の支給額についても増額は来年度はないとはっきり言われましたし、学校給食などにも、それでしっかり、それできちっと人口が増えるんなら、子供が増えるんならやってもいいような答弁がさきの議会でありましたし、本当に前向きに取り組んでいるということが町民にはなかなか伝わらない状態であるということをもまず認識していただき、待ったなしだということで、第2期総合計画ですか、その策定に合わせてなどと言わずに、本当に来年度、もう待ったなしの取り組みで、何から始めようか、今年はずこれをやろうというものを決めていただきたいと思います。そのためにいろいろやれることはあると思うんですけども、絞っていくためにも、そういう検討委員会、町民を巻き込んでといいますか、子育てのお母さんたちに聞いてもいいし、若者を集めてもいいし、とにかく意見を聞いて、これをやろうという優先順位といいますか、ここからやろうという決意を示してほしいんですけども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これをやれば全てが解決できるというのはないということは承知しております。その中で、今言われたように、あれもこれもいろいろやって、どれか当たるじゃないかという方法もあろうかと思えます。しかし、今までもいろいろな課において、それぞれそのようなことでやってきたけれども、なかなか実績として上がらなかったということがございましたけれども、私は、地名地区をある程度モデル的に見ていいではないかというふうに考えております。あそこは、あの地域だけですが、子供が増えた、若者が定住してくれたということがあるもんですから、それは何が効果があったということをやはり詳細に見きわめる必要があるではないかということで、より具体的に来年度には対応していきたいという中で、もう一つ大事なことは、先ほども議員からも言われましたけれども、やはり医療体制がしっかりしていないといけない、それから、学校の教育関係もしっかりしていなければいけない、それと、やはり働く場所が確保できなければ、なかなか町外からは来てくれないだろうと。

その中で、高度情報基盤も一つのツールではあるというふうに私自身は思っておりますし、やはり若い人に魅力のあるこの町へ来ていただく。これでいろいろな、誰でもいいという話じゃなくて、いろいろなそれぞれがこの雄大な自然の中で生活したい、子育てをしたいとい

う方も数多くいることは承知しています。しかし、それがなかなかマッチングしていないということがあるものですから、情報基盤を整備しながら、それらについても対応を考えていて、ここに魅力は十分あるものですから、その魅力を発信していくことも相当必要ではないかと。具体的にここで何をやるではなくて、やはりそういう発信の機能も、もっと展開をしていく必要があるというふうに思っております。

いずれにしても、やはりいろいろな課が連携を持って対応しない限りは、なかなか一つのことで完結するというふうには思っておりませんので、いろいろなお知恵を拝借しながら、それをまとめていくということが重要であるというふうに思っております。これは当然ながら、企画サイドで相当まとめないと、まとまらないだろうというふうには考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 確かに魅力の発信は足りていないと思います。知らないことが町民の方々もたくさんあるんじゃないか、町でやっているいろいろな取り組みもそんなに知られていないんじゃないか。広報などに時々出ますけれども、なかなか知られない、それが町民の方々への認識になっていかないということもありますけれども、新しいことがそこに一つ加わると、町民の方々もそこに注意がいくということもあります。ですから、ぜひそういう新しい取り組みも入れていただきたいと思います。町の努力は大いに認める場所ですけども、さらなる努力で、本当に待ったなしの人口減少対策ということでは、よく国会で身を切るなどという言葉が出てきますけれども、みんなで一丸となってやっていかなければいけないことだろうと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後の情報基盤のことについて、町長、1件目も2件目も、情報基盤の整備を何とかまちづくりに生かしていきたいんだということを先ほどから熱心に述べられております。それで私も、工事請負契約、最終的に賛成をして、私もこの事業が本当に町民に喜ばれる、町民がうちの町はこんなにすばらしい町だよと言える事業にしなくてはならないという覚悟は持っています。でも、余りにも町のこれまでの進め方が逆さまだったんじゃないか、町民の人たちがそこに不安の気持ち、不安の声をなかなか解消することができないでいる、そういう状態を私はこれまでもずっと行政に届けてまいりました。

今回、一般質問に出させていただいたのは、その中でも、先ほど町長も答えていただきました800円という端末機の維持管理費を町が運業者へ払うということについて、15日の特別委員会で初めてプロポーザルの中にもそういう計画が入っていたんだということを聞きました。そして3月議会の、先ほど町長は3月16日のときの資料にも、予算の資料でも配付してあると言われました。でも、多くの議員が私はそのことを気がつかなかったんじゃないかと思うんです。私も気がつきませんでした。まだ時間がなくて、その資料も探すことができませんが、私の認識の中では、IP電話をつけた場合は500円負担がかかりますよ、そういう認識が私には記憶があります。でも、町がIP電話を全戸に配布するとした時点で、町民

にはただですよと言った、そのことで私はただになるんだという認識しかありませんし、町がその代わり800円払います、あるいはその分の500円を払います、そういう説明はなかったんじゃないかと思うんです。

なぜなら、6月議会の一般質問のとき、私は、運業者となる東海ブロードバンド社の運営費について、中国ブロードバンド社は安芸高田市で端末機の使用料を月500円で1万3,000世帯から7,800万円ほど入っているが、当町では端末機は無料ということで、運業者にはインターネット収入と月60万円ほど、年間にして720万円ほどの情報依頼費、町が払う1,600万円の経費しか入らないけれども、もし赤字経営になった場合、行政はどう対応するのかと質問しましたが、提供するサービスへの加入者を増やすことを目的とする施策などを行い、経営そのものへ助成をするということは考えていないという答弁、また、IRU契約でどの部分を運業者とやりとりするかとか、実際の運営費などについてはこれからの話となるなどと言われ、現状5年間は、会社としては資本金を食ってもやりますという話ですとの答弁しかなかったわけです。私が一生懸命心配して聞いても、この答弁しかなかったわけです。端末機の維持管理費を町が払うなどという答えは全くされませんでした。

実際3月議会で配付されました資料で、高度情報基盤整備事業維持管理費用負担の一覧表というのが配付されましたけれども、そこにはサーバー管理費、回線監視費、障害時保守費、通信機器保守費は町が業務委託費として運業者に支払うものだが、IRU契約で業者が町に支払う賃貸借料の相当額となり、相殺されて実際の金銭のやりとりはありません。運業者の支出経費は、上位回線費用、人件費、販売促進費、これらは運業者が持つ費用で、町の負担は、設備光熱費、支障移転費、電柱共架料、占用料、電波利用料で約1,100万円と修繕費用500万円の1,600万円ぐらいを考えているという説明しかなかったわけです。ここでは通信機器保守費はIRU契約で相殺されるものに入っており、それから端末機の維持管理費を町が払うなどという説明は、9月議会の一般質問への答弁まで一切されませんでした。

昨年12月のプロポーザル時に計画に書かれていたということであれば、そのことが15日の特別委員会でも、先ほどの町長の答弁でも言われたわけですがけれども、なぜ6月議会のこの私の一般質問のときに説明をされなかったのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、お答えいたします。

今回の800円ですけれども、2月21日、事業者が今回の提案につきまして説明を行っております。そのときには資料の配付は行いませんでした。運営事業者が来て、社長がその中で一連の今回の内容についての説明をした中に、基本料金ということで、IP告知端末機、電話に係る分、告知端末機の基本料金として800円という説明、プロポーザルと同じ内容ですけれどもそのような説明を行っております。

それで、3月13日の議会の当初予算の説明会の中で出ておりますのは、運営事業者が提供するサービス内容と料金体系ということでお示しをさせていただきます。これは、基本的には利

用者が支払う分としての資料でございました。基本料金、光のプランによる料金、法人向けのブロードバンドサービス、その他インターネット関係のウェブメールサービス等の資料がございます。そして、I P 電話サービスということで、3 番目に町内 I P 電話サービス、050 I P 電話サービスということで出ておりました。そのときは利用者の方、住民の方に、あくまでも月額料金、そのときは500円を一つのめどとしてお支払いをいただこうというのが町としての方針でございました。

その後、町として I P 告知端末を各世帯に設置をしていただくにはどうしたらいいかということをも十分検討をしてみました。町からの情報発信をするのに I P 告知端末が入る世帯と入らない世帯がある。町の情報をとらない世帯がある。電話では、断れば電話を使わなくて町からの情報だけでいいのか。その方は何も払わないで、電話料金を払わないで I P 告知端末機だけあれば町の情報は得られるのかというような、そのような当初予算のヒアリング等の中でも御質問がありました。町としては、各世帯につけて情報を共有していただきたい、緊急時の情報も得ていただきたい、地区の中での新しい住民のコミュニケーションのツールをつくっていただきたいということで考えていく中で、I P 告知端末、電話サービスも含めて、またその告知端末をサポートする、使っている方から、困ったときに電話対応をしていく体制をつくっていく。そのことで皆さんが、全世帯が入りやすくなる。それによって入る方と入らない方がいて混在をするような形を避けようということで求めた形が800円、町でサポートも含めた全ての料金を町が持ちますよという形、方針を決めさせていただきました。それが9月のときにお話をした800円という数字となります。

それと、赤字はどうするのかということですが、そのときには赤字の補填はどうするのか、経営への支援はというお話でございました。経営への支援という形は考えておりませんでした。インターネットサービスを I R U 契約によって運営事業者が運営していく。そこには恐らく想定する、当時は900件ということもたしかお答えをしているかと思えます。900件の方が加入してやっていく。そのほかの部分、I P 告知端末の電話料金等も含めての話だと思えますけれども、当然町からお願いをする、業務として、役務の提供としてお願いをする分は委託料としてお支払いはしなくてははいけない。それは I R U 契約による相互で相殺をする部分には入っておりませんので、それは町として、当然サービス提供する上で町がお支払いしてサポートする、管理運営をしていく部分としての必然的な料金という考えでございます。

ただ、入らなくて、人が増えなくて、なおかつその赤字の部分はどうかということ、その時点ではお答えようがございませんでしたので、そこは考えておりませんという、そういう趣旨での私のほうの発言でございます。決して5年間、今回も5年間の経営計画等を提案していく中では示しておりますけれども、それは決して今、実際どうなるか、正直言ってわかりません。今回運営が始まってからの話となります。その中で、先に赤字が出たら補填しますよというようなことは、それは当然言えることではないし、今は考えられないこ

とですので、当時、私のほうのお答えとしては、それは考えておりませんというふうにお答えをしております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 全く私の質問に答えていないですよ。町長どうですか、今の説明を聞いていて。町長は当選して、各地区へ、24カ所ですか、説明に回ったときに何と言われましたか。今度のこの事業は、使わない人、必要ない人は負担はないんだと。必要な人だけからもらうんだから、何も必要ない人からはもらわないんだよ、そういつて説明をされたじゃないですか。覚えていますか。

（「覚えています」の声あり）

○10番（鈴木多津枝君） 覚えていますでしょう。

だけど、12月のプロポーザルで800円が書かれていた。それは、今の課長は、最初は町民からもらう方針だったと言われましたよ。町長の説明したのと課長の今の答弁と全く違うじゃないですか、どうなんですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 結果的に町民負担はなしにしようということでまとまったということで、当初の目的どおり町民の負担はないということで、間違いないというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） では、町長はプロポーザルの業者の計画書を見なかったんですか。800円の負担について。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 当然ながら見えています。それが全てが頭に入ったとは言いませんけれども、見て対応はしたつもりでいます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） その上で町民の人たちに、使わない、利用しない人たちは端末機をつけてただですよ、町が出しますよ。そこでもう12月から1月にかけての説明会でおっしゃっているわけですよ。なぜ、全然課長の説明と違うじゃないですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） I P告知端末、電話を使わなくても維持費はかかるということですよ。町長がおっしゃったのは、I P告知端末を世帯にやりますよ、電話を使わなければ利用者の方は、前にも言っていましたように、戸別受信機に代わるものだから、そこの部分で言えば、町からの緊急情報をとるために利用者は何も払わなくていいですよ。電話も使わなければ、そのまま利用者の負担は一切ございませんよという、そういう意味では、利用者の負担はないということです。

ただ、機器の保守管理は当然かかってくるものです。それは町としても見なくてはいけな

い部分なので、当然町としては見るということで。だから、電話に加入する方は500円の負担をとというのは、おっしゃったところは同じだと思いますけれども。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 誰がおっしゃったんですか、500円をと。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 説明会のときにも、利用者の方から、パンフレットの後ろには電話を使う場合には料金はいただきますよと。それはもう最初の説明会のときにも示してございました。ですので、そのときには利用者からいただきましょうというその姿勢は出ておりましたので、今回その電話料金も全て町が見ますよという形です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 山本課長が憎いわけではありません。課長の優しい誠実な姿勢に私はほだされて、本当に誠実に進めてくださっていると信頼をして、8月の工事請負入札契約に山本課長や総務課長の前向きな、入札会も公開したりとかそういうことで、本当に町が町民に正しい情報を出していくんだという姿勢を私は信じて賛成をしました。

でも、その後になって、それまで心配していた運營業者の運営経費について、800円、町が払います、そういうことを9月議会で言うまで実際に答えなかったんですよ。6月議会で、先ほど長く聞きましたよね、質問で述べましたよね。そのときに一言も答えなかったじゃないですか。いえ、業者は端末機の800円が町から入りますとなぜ言わなかったんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） そのときには、町が全て見るということは決定をしていなかったもので、町が出すとは言い切れなかったということです。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） じゃ、いつ全て出すと決定したんですか。また堂々めぐりですよ。12月のプロポーザルでもう示されていたという答えだったんですよ、15日の委員会では。ところが今は、まだ決定していないから6月の議会では出せなかったって、また違う答えになりましたよ。いつ決定したんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 一つ大きな点は、利用者が出すか町が出すかのその判断基準の決定の時期が6月では決められていなかったということです。利用者からいただくという話があって、皆さんに説明をしてきた経緯がありますので……

○10番（鈴木多津枝君） いや、そんなことはないです。

○企画課長（山本銀男君） そうです。当初、我々が10月に歩いたときには、もう無料ですよとはっきり言っていますけれども、当初、町長、12月から入ったときには、IP告知端末の電話料金等は利用料金がかかりますよと。それは、そのことに関しては間違いないです。今

回、電話料金も含めて町が見ますよとはっきり決定したのは、この前の9月で私が言ったそのときです。ですから、6月の時点では、町が全て見ますというようなことは、そこまではまだ決定はしていなかったということです。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、町長は12月から1月、2月の最初にかけて一生懸命寒い中を回られましたよね、懇談会に。そして町民の人たちに、町民の負担は使わなければかからないよとおっしゃって歩きましたよね。使わなければかからないと。使わなくても基本料金500円はもらおうかなと思っていたなら、使わなくてもかかるじゃないですか。なぜ使わなくてもかからないと言われたんですか。最初はそういうふうに、町民からもらう可能性もあると課長は言われましたよ。町長は、それなのにかからないよと説明して歩いた。決まっていなかったことを説明されたんですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 使わなければ町民の負担はありませんよということは申し上げて24カ所回りました。間違いないです。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、基本料金500円の請求はないよということですよ、そのことを言ったわけですよ、町長は言われたわけですよ。使わなくても基本料金はかかりますよとは一言も言われなかった。でも、今の山本課長の説明では、最初は町が出すのか町民からもらうのかまだ決まっていなかったから6月まで言えませんでしたと言っていますよ。それを町長は、使わない人にもかかるかもしれない、まだ町が決定していない、そのことを町民の人、使わなければ全然かかりませんよと。基本料金かかるかもしれない、そういう状況のときに言われたということですよ。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 町民から負担はいただきませんよという話をして、使う方には利用料を払っていただくという説明を24カ所でした。それだけです。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） だから、山本課長が説明している、基本料金は町民からいただくかどうか町が全部ですのかは、決まっていなかったから、6月議会の私の質問で、町が800円出しますよということは言えなかった、全額町が出しますよとは言えなかったという、先ほど言われたじゃないですか。6月まで基本料金を町が出すのか、町民が出すのか決まっていないうきに、町長は、基本料金はなしで、使ったときだけしかかからないよと説明をしたんじゃないですかと私は言っているんです。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 本質的に出発点が、同報無線に代わるものを全戸に入れたいという思いがあるから町民から負担はいただきませんよという話をして、光を使う場合には、当然利用

者は、使う方は払っていただくのは当然。ですから、町民の負担のないような同報無線、最低の整備をするということはずっと一貫して申し上げてきて、それに対しては町民の負担はないということをお願いして、今現在そのような方向で進んで今いると。全然一貫していると思いますけれども。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長の一貫した姿勢に対して、担当課ではそうではなかったわけですよ。町民からいただくことも考えていたとおっしゃったじゃないですか、先ほど。だから、6月まで全額町が見ますという答えはできなかった。運営会社にお金が行くんだよということを言えなかったと山本課長は言われましたよ。町長の一貫した姿勢を私は支持してきました。だから賛成したんです。だけど、町から、私は当然IRU契約の通信機器保守管理費というところに入っているんだと思いました、だから端末機の費用は。それが相殺されてしまうと、業者に入るお金は1,600万円と私は勘違いしていましたけれども、それは払っていかねばいけないお金だから、運営業者が運営費として使えるお金ではない。あとは、町が委託する毎月の放送委託料みたいな、制作委託料みたいな60万円、年間720万円と、それから修繕費の積立金、もしかしたらかからないかもしれないその500万円、そういうのと、あとはインターネットに加入していただいた経費が運営業者に入るだけで本当にやっていけるんですかということ私は本当に全協でも本会議でも聞いたわけですよ。3月にも聞きました、3月議会でも聞きました、6月議会でも聞きました。

でも、担当課長から、いえ、町が払う考えもありますとか、払うことを検討していますとか、そういう説明は一度もなかったことを、私はそこで通ってきて、町を、私はすごく信頼してきたところで工事請負契約の締結が出され5億円も安くなった。ああこれなら町は大きな負担を将来背負わなくていいだろう。だから、本当に町長が言われるように、町の将来のために、若い人たちも欲しいと言っている人たちもいらっしゃるし、高齢者の方でも強く欲しいと言われる方もいらっしゃいます。要らないという方もいらっしゃいます。でも、要らない人には、負担がかからないならいいんじゃないか、町の負担もそんなに大きくないからいいんじゃないか、そう判断して賛成をしたんですよ。でもその後に、そうではない、3,000万円も町が毎年毎年払い続ける。3,000万円のお金をそんなに簡単に軽く考えているんですか、議会にも報告もしないで。私はそこが議会軽視だと言いつけているんです。3,000万円の支出をどう考えているんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 3,000万円の支出、全町民に同じ条件ではございませんけれども、光と無線の違いはありますけれども、全世界帯に設置をして同じサービスを受けられる、1世帯年間1万円、それを町で見えていく。私は大変貴重な財源を使って各世帯に平等にサービス提供ができるということは、町のこれからも財源を手当てしながら続けていく必要がある貴重なものだと考えております。

- 議長（中田隆幸君） 許された質問時間は30分を過ぎましたので、ここまでといたします。
これで10番、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。
ここで40分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

- 議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

7番、太田侑孝君、発言を許します。7番、太田侑孝君。

- 7番（太田侑孝君） 7番、太田侑孝です。

通告に従いまして、3点ほど一般質問をさせていただきます。

情報基盤整備の関係、耕作放棄地の関係、それから小中学校の教育ビジョンについての3点であります。

まず、情報基盤整備事業の工事の進捗状況についてであります。今年6月議会の初日に工事関係の補正予算3億8,000万余を追加、急遽議決して、総務省への申請を早めたいということで急いでやったわけですが、その後、8月6日に指名競争入札を行いまして、8月から来年の27年3月までの足かけ8カ月で工事を完了して、4月1日より稼働してサービスを提供していきたいという流れの説明が基本になって進捗しているわけですが、今現在の工事の状況について説明を求めるわけですが、わかりやすく言いますと、多分2,000本前後の電柱共架、あるいは170カ所ぐらいの無線の支柱、あるいは光ケーブルの共架というのがあるわけですが、今現在それらがどの程度どういうふうに進んでいるのかを伺います。

また、そのほかには、局舎の設備センター、あるいは町内全域の伝送設備、利用者宅への引き込み等々、工事予定時期についてどんなふうになっているのかも伺います。

二つ目の質問は予算についてであります。この情報基盤整備の関係では、一般会計の予算では12月の補正後、町の予算は83億6,000万円以上に膨れ上がって、膨大なかつてない予算になっているわけですが、平年の65億前後のころと比べますと、情報基盤整備のものが膨らんで大きくなっているわけがあります。

そういう中で、情報基盤整備の工事のほうは18億6,000万余の予算となっていたわけですが、幸いにして指名競争入札によって12億9,300万円となったわけがあります。その差額は約5億6,000万ぐらいありますけれども、町にとっては非常に貴重な財源でありますので、この差額をいつ減額補正するのかを伺いたいということでございます。

次に、耕作放棄地についてでございますが、耕作放棄地といいましても、ほとんどが放棄茶園であろうかと思いますが、ここ四、五年、年々増え続けておりまして、今年あたりは相

当増えているのではないかと思います。多分ここ四、五年の調査データしかないと思うんですけども、今現在の今年の状況について報告をお願いしたいと思います。

放棄茶園になるという要素としては、川根本町の少子高齢化や人口減少、後継者不足の問題があるかと思うんですが、大枠ではそういった事情があると思うんですけども、実際どのような要因で放棄茶園が発生しているかということ、改めて説明できたら報告をお願いしたいと思っています。

実は、昨年11月、町長と町内の南部のほうの農業視察を行ったわけでありましてけれども、また、お茶の凍霜害にも出かけたわけでありましてけれども、そのころから町長のほうとしては、農業政策としてお茶の篤農家の支援、あるいは転換作物への支援、それから、放棄茶園対策というような、大きく三つに分けて政策をお考えであったかと思っております。

私は、きょうの質問としては、この放棄された茶園をどうするかということについて提案しながら質問していきたいというふうに思っております。

実は5年くらい前になりますけれども、町の農林業センターで5種類の緑肥という「緑」の「肥え」、草ですけれども、これをテスト栽培していただきました。その5種類の中で、もうみなさん御存じかと思うんですが、ナギナタガヤというのが一番有効性が認められました。このナギナタガヤの種をまいておけば、通常の雑草が侵入してくること、あるいは雑草の繁殖を防ぐわけでありまして、そこへナギナタガヤが生えてくれば、果樹園としてもできますし農地の保全ができるというものであります。

梅高区内におきましては、四、五年前から私がいろいろ教えてあげたりしてやってきました、その成長ぶりを区民の皆さんは見ていますから、今現在、梅高区内で10カ所くらいはもうこれでやっております。お茶をこいでナギナタガヤをまいて果樹を植えているというところ、10カ所くらい今ありますので、梅高の区内での主要道路沿いには放棄茶園は1カ所もありません。山沿いに1カ所ある放棄茶園が、栗の木と梅の木が植えられているという程度でございます。これは、産業課でも当然知っているわけでありまして、今後これを広めていっていただきたいなと思っておりますので、産業課でも御存じのとおり、これを補助要綱として要綱をつくって町民の皆さんに広めていっていただければ、非常にこれは有効で、とりあえずすぐできる手当てじゃないかなと思いますので、ぜひこの点について、どんな状況で考えられているかを伺います。

それからもう1件は、転換作物等ありますので、農業機械の関係について、やっぱり補助金の要綱を整備し直して見直していただきたいというところでございます。特に今までは兼用型の大型お茶刈り機は補助要綱があったわけでありまして、今、転換作物で必要としているのは、若い人たちが転換作物をやろうとする場合には、トラクターの大きいのが必要になってくるわけでありまして。かなりこれは高額なものが多いわけでありまして、中古でも結構ですので、対応できる要綱で補助金を出していただけたらと思いますし、自然薯でいえば土の掘り上げ機等も必要になってきますので、そういう新しい転換作物で頑張る方々に、機

械が一番合理的で重要な存在でありますので、これの要綱を整備していただきたいという考えをお聞きしたいと思います。

それから、3番目のところは、川根本町の小中学校の教育ビジョンについてお伺いします。

当町には、現在四つの小学校と二つの中学校があります。少子化が進む中、平成21年ころだと思うんですが、小学校の複式授業が始まるとの心配とか不安が大変広まった時期がございました。学校の統合についても、この辺から議論が沸き起こってきた経過でございます。

実際には、23年度から南部小学校の2、3年生が複式授業が、教室が始まったというのが実例でございます。この複式授業の学習の効果や友だちづくりあるいはスポーツの関係等、学校生活の効果について心配する声も高まっておりますけれども、一方この5年間、約5年近く、実は教育長が不在であったという点も非常に不安感を助長するようなことになっていったというふうに思います。そうした流れの中で、昨年、幸いにして大橋教育長に御就任いただくことができました。教育長には川根本町での在住がまだ浅いと思われる中でありましたけれども、大変無理なお願いをして就任していただきました。しかもここ1年、急速充電で充電をしていただいたという経過でございますので、そういう経過の中で、充電中にこの1年間、川根本町の教育長としての施策、創意が十分行われたと見ておりますので、川根本町の教育についての基本的な考えあるいは所信についてお伺いいたしたいと思っております。演壇に立つのは、正式には初めてじゃないでしょうか。所信表明だと思ってぜひお願いしたいところでございます。

二つ目としては、当然御存じかと思うんですが、複式授業とか学校統合等の心配を一掃するような一気飛びで、川根本町独自の教育ビジョンとして学力向上ネットワークプラン、これを策定されました。とりわけRG授業とキャリア教育には、既に大きな期待と注目が注がれております。この教育ビジョンについて説明をいただき、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ただいまの太田侑孝君の質問に対し、町長並びに教育長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、太田議員の一般質問に対しましてお答えをさせていただきます。なお、3番目の教育関係につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの鈴木議員の質問とダブる面があるかもしれませんが、答弁をさせていただきます。

本年8月12日に、臨時議会において工事請負契約の承認をいただき、これまで工事に着手するための準備をしまりました。今回の工事の主要部分は、光ファイバーケーブルの敷設と無線局設置です。特に光ファイバーケーブルの敷設につきましては、中部電力やNTT西日本の既設電柱に共架等することになりますので、まず申請、許可の手続が必要になりま

す。本工事を発注する前の調査・設計業務の中で、この申請業務に着手し、幹線部分の電柱使用について関係事業者に申請手続をしまりました。

N T T西日本につきましては、既に全ての電柱の使用許可をいただき、工事に着手できる状況になっておりますけれども、中部電力につきましては、本数も多いということもございますけれども、一部の地域で想定した期日を過ぎても許可の回答がもらえず、重ねて早期回答についてをお願いをしているところであります。既に許可をいただき、工事に着手できる地域については、年末になってしまいましたけれども来週よりケーブル敷設等に取りかかるという予定になっております。

また、大井川鐵道の施設や設備をお借りして施工する箇所については、大井川鐵道の社員が工事に立ち会う必要があります。1月より工事に着手することで、大井川鐵道との調整を進めているところであります。

それから、予算執行についてでございますけれども、高度情報基盤整備事業に係る予算のうち工事請負費につきましては、先ほどお話ありました18億2,500万、それに対し落札が12億9,000万、同じく委託料については、施工監理業務料は2,700万円の予算に対しまして2,100万で委託契約を締結しております。工程管理、各種の検査立ち会い、工程会議の開催、関係機関との調整や変更図書、完成図書の作成を業務としております。現在の進捗状況でございますけれども、30%程度というふうを考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど差額の関係はどうするんだというようなお話がありました。これにつきましては、当然ながら今後工事の変更等も出る可能性もあるという中で、全額ではありませんけれども、基金等にも新たに立ち上げるというような方法も検討する必要があるのかなというふうには考えておりますけれども、まだ具体的にこうするという事は決定しておりません。これにつきましても皆さんと相談しながら対応させていただきたいというふうに思っております。

それから、耕作放棄地についてでございますけれども、これは先ほどもお話ありました。私も太田議員ともども町内の農地を視察してまいりました。まず大変耕作放棄地、いわゆる放棄茶園が多いなということを痛感したというのが当時視察をしたときの印象でございます。

平成25年度における、農業委員会が把握している耕作放棄地と言われる農地の面積は32.1haでございます。今年度も農業委員会により調査を進めておりまして、集計の段階に入ってはおりませんが、面積としてはかなり増加した調査結果になると考えております。

町においては、平成21年度から第1期耕作放棄地利用再生事業に取り組み、5カ年間で504aの解消が行われてきました。そのほかに、町単独事業の特産物振興事業により、茶園改植や耕種転換により農業振興と耕作放棄地の解消が行われた事例も若干ございます。担い手という視点を捉えますと、耕作放棄地解消に取り組もうとしている農業者が出てきております。個人農家のほか、農業生産法人でございます異業種からの参入も予定をしているとい

うことも聞いております。

町といたしましては、耕作放棄地を発生させないことが第一と考え、耕作地のまま農地を利用する農業者に移行していく流動化に取り組みます。その受け皿として、農業者の育成を同時に行ってまいりたいというふうに思っております。この基本となる計画が川根本町人・農地プランであり、このプランは平成24年度に策定をしておりますが、3月までの再精査を指示しております。

耕作放棄地再利用事業に取り組もうとする農業者は、同時に経営拡大志向のある事業者でもあります。耕種としてもお茶だけではなく、先ほど申しておりましたように、川根本町の地理条件や気象、気候条件に適した作物との複合経営が経営手法となっていくと考えられます。このことから、複合農業により経営を拡大しても安定した農業ができる町の農業の担い手として育成をしていくための支援の拡充を図っていく必要があるというふうに考えております。

農業者の意欲が最も重要と承知しておりますので、農業者が意欲的に農業に取り組める環境を町・農協と協力をして、さらに農業委員の皆さんの知見をもって、適切に監督していただけるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど具体的にナギナタガヤの関係、それから5種類の品目があるというお話、柚子の関係、それから今、柿も初めておりますし、いろいろな作物、以前調べましたら20品目ぐらいの作物を今転換しているということも承知しておるものですから、そのような中で、やはり1カ所ぐらいはモデル地域をつくって、町が全面的にバックアップしてつくるそのようなモデル、転換作物をやっているモデルを町として認定するといいたまいますか、PRするようなところも必要ではないかというふうに考えております。やはり一つのモデルがあれば、それをごらんになって、梅高へ行ってみるという方よりは、もっと沿道でそういうところがあれば、そういうところもつくっていければ、将来の転換のモデルになるではないかというふうな考え方も持っておりますので、またいろいろな知恵をいただければありがたいというふうに考えております。

当然喫緊の課題でございますので早急な対応と、そのほかにも具体的な農機具の関係もございましたけれども、それらも全面的にバックアップする、それが意欲につながればというふうに思っておりますので、また御指示をいただければありがたいというふうに思っております。

3番につきましては、教育長のほうから。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 太田議員のほうから、最初に質問ございました。その中で所信表明のつもりでということだったんですけれども、私、登壇したのは昨年12月に就任して早々ここに登壇させていただきました。御祝儀相場で今後の小中学校のあり方についてどうかという質問がたしかあったかと思えます。そのときお答えをいたしましたけれども、私自身の

基本的スタンスというのは、実は地方分権が進む中では、これは地方の教育というのは地方が考えてなきゃいけないと。今までのように文科省のものというのは、文科省はもう既に教育の弾力化ということに進んでおります。したがって、その中では、文科省が申し上げるいろいろな施策というのは、これはいわゆるミニマムスタンダードということです。ですから、そういう中で、それぞれの地方に合った教育というのをしていかなければならない。そして同時に、教育の基本的なスタンスは子供の立場に立つということをやらなきゃいけないだろうという、そういう思いで私は教育長に就任させていただきました。

その中で、当然昨年12月に御質問ありましたように、あり方協議会というのが立ち上げられていて、その中で複式学級とか、それから小規模化をしていく。その小規模化の中で、いわゆる子供に対する教育についての問題、これは必ずしも検証された事実ではないんですけども、積極性に欠けるとか競争力がないとかいうような、それから固定化をしているという、こういう問題というのがいわゆる一般的には出てきたわけです。

その中で私自身は、小中学校、もちろん高等学校もそうですけれども、それについての教育の専門家ではありませんでした。大学教育には携わったことがございましたけれども、小中高についての教育は携わったことございませんでしたので、その間、この1年ぐらいをかけてというよりも、実際には1年なんかかけていませんでしたけれども、いろいろな各地の教育の方法、それからいろいろな大学の教員が発表している論文等を読んで、ここの川根本町、中山間地に合った教育というものがどのような方法が一番いいのか、単純に統廃合ということ捉えるだけでなく、この地域に合ったものをどう構築をしていくかということの研究をさせていただきました。

そういう中で、今回、太田議員のほうから質問があった、いわゆる小中学校の教育ビジョンという、学校教育ビジョンというものをつくらせていただきました。そして、その教育ビジョンについては、既に幾つかの試行を重ねております。そして来年度から本格的に実施をするということで、1年の間で何とか構築をできました。これは、ここの町内の小中学校の校長さんをはじめ、教職員の方の協力があってのことです。実は、教育というのは現場の教員の協力なしには、これは行えないということです。そういう意味で、全面的にここの学校教育ビジョンについては協力をしていただけると。

それからもう一つ、これは当然のことながら、そういう学校ビジョンに関しての教育を展開していく中で、これは大事なものは、当然、県の教育委員会がございます。県の教育委員会のほうにも、川根本町の学校教育ビジョンというものを説明いたしました。そして、県の教育委員会の中の義務教育課長ですね。この方は今、文科省から来ておりますけれども、この方にもきちっとお話をしたところ、全面的に県の教育委員会も指示をするし、支援をしますということで進んでいるものであります。そういう意味で、太田議員の言われた所信表明というわけではありませんけれども、私の基本的なスタンスをまず申し上げて、それで、太田議員の質問に答えたいと思います。

第3番目の質問ですけれども、現在策定中の教育ビジョンというのは、学校教育とそれから社会教育で構成をされております。次回の教育委員会での承認に向けて、今取り組んでいるものです。

それでは、太田議員から質問のありました学校教育ビジョンに関して答弁をいたします。

平成17年の町発足時、町立小中学校6校に600人以上在籍した児童生徒数は、現在約350人まで減少しております。町内の小学校2校においては複式学級の編制を余儀なくされております。

こうした現状を危惧して、昨年度実施した学校の教育あり方協議会において、本町の今後の学校教育について非常に不安視する声がたくさん出されておりました。これら保護者や地域の方々の不安感を払拭し、そして川根本町のよさを生かした学校教育を展開するために掲げたのが学校教育ビジョン「学力向上ネットワークプラン」であります。

町の子供たちは明るく純朴で、各学校において伸び伸びと学校生活を送っております。私は、この子供たち一人一人を町の未来を担う宝物であると捉えております。また、本年度、6小中学校に約70人の県費負担の教職員が配置されており、子供たちの教育を担っております。教員1人当たりの児童生徒数は6人以下と、県内一恵まれた状況にあり、このことは町にとって大変大きな財産であると考えております。

学校教育ビジョンは、こうした「子どもたちは町の宝物」「教職員は町の財産」という理念のもとに構築をされており、町全体の学校を緩やかな一つの学校と見立てて、これまで行われてきた小規模校による個に応じたきめ細かな取り組みもさらに積極的に推進します。

具体的には、一人一人の自立に向けた「キャリア教育」と学校間の連携による授業実践「R G授業」、先ほどの連携の授業ですけれども、これを二つの大きな柱として展開をし、子供たちの生きる力を育むとともに、確かな学力の定着を図ってまいります。

キャリア教育では、単に卒業後の進路決定のための取り組みではなく、平成26年度から導入したキャリアノートを活用し、全校的な取り組み体制により、組織的・計画的に具体的な取り組みを積み上げます。個々に適したキャリア教育の9年間の積み重ねにより、子供たちに自己肯定感や自尊感情をはぐくみ、学ぶ意欲と積極的な学習態度を養うとともに、子供たちの一人一人の社会的・職業的自立に必要なキャリア発達を促します。

R G授業、連携グループ授業は、学習内容に応じ、最適規模の効果的な学習の場をつくり出す、町の財産である教員を最大限に生かした取り組みであります。学習内容や個々の習熟度によって、同じ校種間の連携で最適人数の授業を創出するY R G、つまり横の連携グループの授業、小中学校の連携による高い学習効果を狙った授業や活動を行うT R G、縦の連携グループ授業を行い、基礎的な学力の定着を図るとともに、人的な交流学习の中で豊かな感性と人間性を育てていきます。R G授業の実践により、学ぶ楽しさを実感しながら、確かな学力の定着が図られるとともに、学校の枠を超えた新しい人間関係の構築される中で、子供たちの自尊感情や自己有用感、自己効力感が大きく膨らんでいくこととなります。

こうした小中学校9年間を見通した計画のもとに、教育実践を継続・蓄積することにより、子供たち個々の自立に向けた確かな道筋を生み出してまいります。この教育ビジョンにより身につけた能力や態度は、まさに本町の子供たちの未来を保障するものであり、中学校卒業後の個々のキャリア発達の基盤になるものと確信しております。

既に申し上げたように、本年度試行をしております。それから、来年2月には、これはある意味で、試行を踏まえた上での最終的なものを実施をするということで今進めております。以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 情報基盤整備については30%程度というお答えでありましたけれども、年末も押し迫っておりますので、1月、2月、3月、多分3月20日の木曜だったと思うんですけれども、わかりやすく言いますと、約3,000カ所への引き込み工事がありますよね。延べ日数でいけば80日か70日ありますけれども、平日だけでいくと55日ぐらいしかないわけなんです。これを引き込みをやったり無線の受信機をつけながらやっていると、1日50件前後の計算になるわけですよ、単純にしても。果たしてそこまで消化し切れるかどうかという不安を持っておるもんですから、相当工事を急がせないと工期に間に合わないんじゃないかという、まだ早いかもしれませんが、私はそういう心配をしております。

ですから、私が課長や室長に早くやれと言うんじゃないで、工事関係者にそれこそ毎日行ってもどの程度の進行状況なのか、毎週行って急かさないとなかなか追いつかないんじゃないかなという、大変な心配、不安を持っていますので、ぜひこれは進めていただかないと大変なことになるんじゃないかなと思っています。その辺をさらに具体的に、どんな状況かをお聞きしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えいたします。

先ほど太田議員の質問の中にありました工事の予定の時期ですけれども、局舎につきましては、1月、年明けからの工事を予定しております。それと、無線の基地局ですけれども、当初130局を予定しておりました。そのうち既設の屋外スピーカーで46局、84局を新設することですしておりましたが、無線エリアを光エリアにする、無線の中継局から各家庭に線で光ケーブルで引くという、そういうような見直しの可能性を、今、総務省と協議しております。その形になりますと、29局の新規の新設が減となりまして、最終的には55局の新設というようなことも今想定されます。現在、用地の交渉中でありまして、用地交渉が終わったところからは12月の末よりマストを立てていくというような計画でございます。

それと、引き込み工事ですけれども、既設の電柱への使用の申し込み、各世帯への訪問をして同意をいただいているところでございます。できたところから1月下旬ごろより着手をしたいという形となります。

それと、中部電力の電柱への共架の申し込みの状況でございます。全部で共架調査の申込

書の提出は19地区19冊になります。回答書の受領は11いただいております、現在共架の申し込みが9カ所で812の申し込みを行っております。応諾書のほうも、今月の末までにはその9カ所がいただけるものと考えております。それから本契約になって進めていくこととなります。

実際この後の小藪議員の質問等にも進捗状況等ということで質問内容がございますけれども、確かにそういう意味では、期間的なものでは町のほうでも非常にちょっと危機感を感じているのは事実でございます。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 前回、9月にもちょっとその辺はお話したかと思うんですが、総務省あるいは東海総通の関係でいきますと、補助金の関係でいくと、やっぱり年度内完了という前提で補助金が出されているわけですから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というところにはまっちゃいますから、厳しくこれは執行してやっていただきたいと思うんです。

それから、追質でもう1点は、9月にも質問したんですが、その後、J-A L E R Tの敷設についてはどのようになっているかお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） J-A L E R Tにつきましても、国、総務省のほうとの協議の中に入っておりますけれども、基本的にJ-A L E R Tは町単独の設置の事業となります。ですので、今の情報基盤の中の事業とではなくて、別のものとしてのJ-A L E R Tの設置の工事が必要になると思います。本年度予算の中で対応していくということも考えております。

ただ、県等、またそういうところともいろいろ情報交換をしていく中で、J-A L E R Tといいましても、金額的にもかなりのレベルの違いがあると聞いております。ですので、その、どのような形のJ-A L E R Tの機能を引き続いていくような施設にするかは、防災担当とも協議をしながら進めていくこととしたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 今度の情報基盤整備については、防災というのが、あるいは住民の生命、財産をどう守るかという緊急対応というのが、最近の広島の前雨の関係でも、徳島の雪の関係にみえましても、非常に差し迫ったことだと思います。J-A L E R Tだけでなく、早目に全て整えていただきたいと思うんですけれども、私がなぜ予算の関係、執行について、減額補正を言ったかというのは、これはまさしくJ-A L E R Tを別件でやっていくということでいきますと、この18億数千万円の予算の中で消化するという性格のものではないじゃないかなというふうに思っているからなんです。ですから、J-A L E R Tを独自でやるならば、独自の企画提案をして、独自の補正予算なり新予算を組んでいくというようなめり張りのきいたことをやっていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひともお金の関係の取り扱いは、前にもありました電柱の承諾書取りもそういうことでありますので、十二

分に取り扱いについては注意してやっていただきたいと思いますので。

それからもう一つは、ONUのバッテリーの関係も、これは当初仕様書に入っていないと思うんですね。その点の取り扱いについて、今の件を含めて考えているところを説明してください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） ONUのバッテリーにつきましては、それも総務省のほうとの協議をしております。当然、ただ、補助対象とはなりませんので、つけることはいいんですけども、ただ、その数、また、全ての世帯につけるかとかいろいろな問題はまだあるかと考えております。ただ、今どのような機器としてできるかということで、事業者のほうからの提案もいただいておりますけれども、やはり金額的には万単位、1基につきですね。そういうような金額もかかるし、機器の大きさも、結構各世帯に置くにはちょっと大きなサイズを提案されておりますので、その点も含めて改めて協議をしていきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） それは停電対策ということなんですけれども、前回もちょっと触れたと思うんですが、放送本部ですよ、発信基地、キー局ですよ。そちらの停電対策というのはどうなっていたかもう一度確認したいんですが、お答えいただけますか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 当然センターのほうにはバッテリーもありますし、庁舎のほうにも充電器が設置してありますので、いざ停電のときには設備はそちらのほうから電気をとるといような仕組みを想定しております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 停電になるなというときは、大概かなりの災害状況が想定されるわけですね、台風にしても何にしても。ですから、ちなみにキー局という、テレビ局でいいますと、停電すると同時にディーゼルエンジンの発電機がうなり出すという対応になっていきますので、ぜひその辺も検討していただかないと、バッテリーの充電ぐらいじゃ間に合わないではないかなという気持ちも、今の徳島県の雪の災害を見ても思いますんで、それらも含めて検討していただきたいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 役場の庁舎のほうにはディーゼルエンジンが設置してございまして、2基ございまして。ですので、そちらのほうの電源を確保するという対策をとることは可能だと考えております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） それから、減額補正については具体的にはどうなんでしょうか、時期的に。もう考えておりますか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） ただいま総務省のほうと協議している中には、先ほどちょっと触れましたけれども、無線エリアにおける各世帯への引き込み、それを無線受信機ではなくて光ケーブルで引くということが、そのほうが将来的に樹木が大きくなって無線の障害にならないようにするにはいいことだろうということで、総務省のほうとも協議をして今やりとりをしてございます。そのような設計変更等を得た上での補正対応となります。また、財源的にも全体の事業費が固まっていく中で、合併特例債、基金等の繰り入れ等で県の補助金等の絡みがございますので、事業の変更契約等が必要になってそちらのほうの数字が固まらないと、最終的には数字が出せられないと思います。ですので、3月の補正対応の形になるのではないかと現在は推計をしております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） いや、そういう心配な点があるもんだから聞いたんですよ。というのは、無線が危ない、機器が大きくなったりして。これを光にしておいたほうがいいと。それは初歩的な話でしょう。それのかかわる金額がどの程度かかってくるかまだわかんないと思うんですが、それによっては、じゃ、基本設計は何だったのかということになるね、調査、設計は。そういうことになると思いますよ。それは、川根本町のこの山の中で、木がいっぱいあるところで、今ごろそんなことを言って追加工事なり修正するというのは、もう少し説明をしてもらわないと今後理解できない話じゃないかな。また振り出しに戻るような話になって、基本設計は何かということになっちゃいますよ。どうですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 無線エリアまでは当然無線で飛ばして、中継局から飛ばします。それで、各無線エリアとなる地域内の集落の中の各世帯をつなぐに当たって、当然将来的な障害としてどうなのかということは、国との間でも協議は進めていく中で、案としてはございました。それで最終的に、やはり今その無線エリアの中の光ケーブルで結ぶということが、まず光の安定性についてもそのほうがいいだろうということと、あとは、やはり無線の受信機に係る経費、そちらのほう非常に多額なものがあるので、そこの絡みもございます。ただ、やはりどうしても無線エリアの中におきまして、新たな電柱の共架する本数が増えてきます。そういうことでいいますと、そこの経費は若干調査費等も増えてくるとは思っておりますけれども、最終的に無線エリアでも光ケーブルをつなぐことによって安定的なサービスの提供ができるであるというその点で、国との協議として、その変更内容について現在やりとりをしているところです。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） いや、山の中で、山から山へ飛ばすと思っていたら、集落の中でのそういうことだということになると、余計必要性があるのかというふうな疑問を持ちますし、そのほうが安くいくというのは、工事請負業者がそれで16億が要は13億だから安くいくとい

うような、私はへそ曲がりの受けとめ方しかできなくなっちゃいますので。どうなんですか、そこは。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 当然そこは変更契約の中で増える分と減る分は示して行って、国にも示さなくてはいけないところなので、それは必要な手続をとって進めますので、そのように間違いなくやっていきます。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 結論の出る話じゃありませんので、1月下旬の全協でまた話ができるように準備をしておいていただきたいと思うんです。

次に、放棄茶園のことなんですが、実際これは、課長のほうではデータをとっていると思うんですが、放棄茶園を粉碎して、茶樹を粉碎して伐根して、トラクターで整地してナギナタガヤをまくとすれば、大体10a当たりどのぐらい経費がかかるか教えていただきたいんですが。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） ナギナタガヤを入れて、今現在ですけれども、農産物特産事業補助金ということで、10a当たりの補助の限度額が25万円ということになっておりまして、地形にもよりますが、25万円前後ではないかと考えております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） そういうことを町民の皆さんにはやっていただきたいんですけれども、補助率はどのぐらい考えるんですか、町長。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 現在の補助率ですが、基本的に2分の1、認定農家の方が6割ということになっております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） それで、これは農地の保全にもなりますし、実例でいけば、梅を植えたり、梨を植えたり、ミカンを植えたりと、あるいはレモンを植えたりというような傾向、柿も最近は多くなっていますが、このまま転換作物を植栽した場合は条件が変わってきますか。どうなんですか。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 現在の要綱では、補助対象者が中核農林漁業者となっております、55歳以下の方または55歳以下の後継者がいる方、それから、1回の事業量が10a以上というふうになっております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） お茶をやめる方というのは、お年寄り夫婦で、もう年でお茶刈りも持てないよと、作業ができにくいよ、あるいは、もう片方しかなくなったもんでできないよ

とか、高齢化による耕作放棄が多いという点と、それから、お茶刈って協同へ出しても赤字になっちゃうよ、何なら年金つぎ込んでいるよというのは、結構そういう声が聞かれるわけですよ。後継者がいないとか、それから家の周りの狭い茶畑だけれども困るよということが結構多いものですから、認定農家だ何とかかんとかと言わないで、身近なところでどういうふうに認定するか。その実情に合わせた、あるいは町から見ても、観光から見ても、例えば横郷だったら、とてもうっちゃっておけないよというところに早目に手を打つというような弾力的な要綱でないと、この少子高齢化の川根本町の中では、逆に転換作物もお茶の篤農家も育ちにくいというふうに思いますので、その辺の考え方について町長はどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどお答えしたときに、モデル的にやりたいという話をさせていただきました。これはいわゆる放棄茶園というのは、今言われたように、後継者がいない、やる気がない、仕事ができないという方が非常に多いということでございますので、やはり今の制度でいくと、なかなか限定されちゃって広がっていかないだろうということで、ある程度の規制を緩和して対応しない限りは全体がよくなるだろう。特に、先ほど申し上げたモデルというのは、やはり大井川鐵道の沿道、それから道路の沿道と、非常に見苦しいということで、果たしてそれでいいのかという方が非常に多いものですから、その辺は特別に対応する必要があるだろうというふうに思っております。

それには、この作業をする人といいたいまいしょうか、グループも必要になってくるという中で、私、何かの雑誌等を読んでおりましたら、シルバー人材で若い人が対応してそのような作業をやっているということを見ました。それは今、確認はできていないんですが、そのようなことで、仕事はあるけれども人がいないという中では、当然ながら新しい展開を町として考える必要があるということで、そういう作業チームといいたいまいしょうか、農業の後継者でもいいんですが、そういう皆さんに新しく組織をつくっていただいて対応するというようなことも必要ではないかということで、それは新しいモデルとしてのやり方を少し検討してみたいというふうに思って、今、指示をしているところであります。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） いや、少し検討ぐらいじゃなくて、とにかくどんどんやらないと増えちゃうですよ。私は、今年も横郷のところが大分、お茶粉碎してあると思うんですが、やがて伐根していくと思うんです。下長尾のディサービスかわね、介護施設の。あの辺の周辺も結構やっているんですよ。それで、通るたび、いや、もうちょっと待って早く要綱をつくれれば助かったのになとか、そう思う点が梅高の実例を見ていて思うんで、それは27年度、来年4月1日に要綱が発表できるようなぐあいに、かなり弾力的に要綱を整備していただきたいというお願いです、これは。トラクターのことも含めて、中古でも、うちのほうのネギ畑にしても、若い衆が来ても、なかなか農林業センターのトラクター、大型、順番待ちだとか、思うように使えないところもあるんですよ。柚子畑にしてもどこにしても、大型の消毒機械

も、これは必ず欲しいわけなんですよ。ですから、柚子畑の中をトラクターが引っ張っていくような動噴の形態も欲しいわけですので、あらゆるところにそういう機械補助をやっていかないと、若い人を逆に呼び込めない点があるもんですから、ぜひそれも加えてお願いしたいと思います。どうですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことはそのとおりだと思っています。それをどのような形で対応するかという具体的なことを聞きたいという御意見だと思いますけれども、27年度から、当然ながら早急に対応する必要があるというふうに思っておりますし、機械の補助等については少し問題点も多少はあります。その辺も解消しながら対応をしていきたいというふうに思っておりますし、もう一つ、これも考えていただきたいのは、例えば放棄茶園を町でやった場合に、いろいろな作物がなります。その対応をどうするかという細かい点も出てきますので、その辺の権利義務みたいなところも詳細を詰めながら、27年度に間に合うように対応していきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 以前、町長は農業委員会のあり方、ありよう、活性化の点を言っておられたんですけども、先だっては太陽光を視察にたしかいらっしゃっていたんですけども、委員会の中で、ナギナタガヤの視察なり、柚子園の視察なり、幅広くアクションを起こすような活動をぜひお願いしたいと思っておりますし、そういう改革をしていただきたいと思うんです。要綱の説明にしても、なかなか浸透していないんじゃないかなという気がしますので、ぜひ重要な点で、農業委員会のほうも活用いただけたらと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 農業委員会のほうの皆さんも大変心配している方が多いということも承知しておりますし、現場を視察したときも、そのようなこともおっしゃっておりました。

その中で、今言われた転換作物についても、やはりこの町に合った対応を具体的に進めている方が大勢おるもんですから、その皆さんをどう一堂に会して対応をしていくかということは大変重要なことだし、将来の川根本町の農業につながるというふうな意味も込めまして、それぞれの委員会がたくさんこの町にはあるもんですから、それをばらばらでなくて、一体感を持った対応ができるような組織づくりも必要というふうに考えておりますので、また御指導いただければありがたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 次に、教育ビジョンの関係ですけれども、今度のビジョンは、県教委のほうも大変全面的に支援するということで心強い限りであるわけですけれども、このビジョンについては、県内とか全国的に見て同じようなことをやっているところというのはあるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 私、冒頭に申し上げましたけれども、いろいろな全国のものを、教育方法を研究させていただきましたということで、実はこの教育ビジョンの下地というのは、議員の方々も視察に行かれました、宮崎県五ヶ瀬町のG授業というのが一つのモデルであります。それともう一つは、五ヶ瀬のビジョンというのは、これが兵庫県香美町でも行われているということです。そういう意味では、これから中山間地の教育については、こういうG授業、いわゆる連携型の授業というのは一つのモデルになるだろうということを考えております。県内では初めてだと思います。

この前、ちょうど伊豆の西伊豆とか東伊豆なんかも同じように小規模校があるわけですね。その教育長さんと話していたら、それはいいねと。ぜひともこれは市町のいわゆる教育長の会議でも発表してほしいという話がありました。来年度、幸いにも川根本町が市町教育長の会議の発表の町としての当番校でありますので、そこで発表させていただく予定であります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） やはり県内でもそういうことでかなり注目されますし、これを定着させるということでは非常に大変な仕事になるかと思うんですが、当然ながら教職の方も不安や心配もあるでしょうし、なかなか理解できるようでいてできない点もあるでしょうし、戸惑いもあろうかと思うんですが、そういう点では、町長は機構改革をやるって、やらないみたいなんですけれども、教育委員会の中に、このG授業プランを定着させて進行していくためには、進行管理室といいますか、指導室を置いたほうが、専門的に各4小学校、2中学等々対応できるんじゃないかなと思いますし、人材もそこに置いて専門的にやっていく必要があるかなと。少なくとも定着する四、五年は必要じゃないかなんていうふうに私は勝手に考えたんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の件ですけれども、実は五ヶ瀬も、いわゆる教育委員会が主導ではやっておりません。ビジョンについてのたまかな大枠は出しておりますけれども、実際、やっぱり教育というのは、現場の教員が納得をしてやらない限りは進みません。そういう意味で、ここの川根本町でも、このRG授業を進めるに当たって、きちっと教員の組織を教員間につくっていただきました。教員の中の組織の中で進めていくということで、教育委員会は大枠しかタッチをしないということで、全面的に進めていくんですけれどもその点では十分教員間の組織で対応できると思っております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） といいますのは、そう言うから、別にもうそれ以上言うことはない気がするわけなんですけれども、だけれども、来年、御存じのとおり、4月1日で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ということで、これは一部を改正する

と言っているんですけども、地方にとっては大変な改正になっているんですね。町長の立場もかかわってきますし、身を乗り出してやらなきゃならんと思っていますけれども。そういう点からいきますと、学校運営に関連するものについては、教育委員会単独の組織図でいいのか、会議をつくったほうがいいのかとか、いろいろあると思うんですよね。ですから、その辺の整合性といいますか、新しい形の教育行政のあり方という点での組織の構え方というのが変わってくるかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の件は、いわゆる、簡単に言えば教育委員会制度の改正なんですけれども、これについては、首長が教育に関するいわゆる最終的な責任者であるということが明確にされております。その中で、首長部局の中に総合教育会議というのを設けるということです。そのメンバーは、首長と教育委員会、教育委員から構成されるということです。それと教育長ですね。新教育長、新しい制度における教育長から構成をされるということになっております。ですから、そこで協議をしたり調整をしたりということで、町の教育というものを進めるということでございます。

そういう意味で先ほど言った町長部局の中にあります。ただし、これ今回の一部改正という意味合いは、実はいわゆる国会でも非常に議論がありました。これは、一つは、民主党なんかは教育委員会制度を廃止しろと言ったんですね、当初。そういう意味で、教育委員会制度を残しつつ、首長に最高責任を持たせるという、そういう意味で、ある意味では折衷的な案かもしれませんけれども、従来の制度のよさを残しながらという意味合いでつくられたものであるということです。そういうことで、総合教育会議の中で、いろいろ今後の町の教育についての方針というものが設定されてくると思います。ですから、町長独自の考え方ではないかという、そう言うと町長が、町長独自の考え方じゃなくて、やっぱり合議で行われるということだけは申し上げておきます。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 今度のその教育ビジョンについては、大変私も期待しておりますし、注目されていくことと思います。それにつけても27年度からということで、もう間もなく動くと思うんですが、やはり教育委員会はもとより、学校関係者も理解されて意欲的だとは思いますが、まだまだPTAの皆さんとか保護者の皆さん、あるいは地域の皆さんがどのようにこれを理解していただいて、また注目していただくかということが非常に重要になってきますので、地域の方々に見守っていただき育てていただくためにも、地域での説明会をどのように計画されているのか、ぜひそのところを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 昨日、校長会がありましたので、校長会のほうで、まず議員の方々にお示しをした学校教育ビジョンについてのコピーをそれぞれ保護者の方の数だけ渡して、それぞれの学校の校長さんから保護者の方に説明をしていただくということにしております。

あと、地域の方々ということに関しては、今後一つの方法を考えたいと思いますけれども、町の教育研修会等を通してその中で呼びかけをするということも考えております。まだ具体的には決まっておりますけれども、周知徹底をするという方向性では、教育委員会としても考えております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） いろいろ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで太田侑孝君の一般質問を終わります。

6番、芹澤廣行君、発言を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 6番、芹澤廣行です。

事前通告に従って、平成27年度の川根本町の観光事業の振興について、3項目にわたり質問を行いたいと思います。

その前に、この間、長きにわたり、他の観光地と同様、本町への観光客の入り込み人数、宿泊客の減少は、残念にも継続し続けております。これが現実だと私は認識しております。

しかし、この低迷する観光産業の再度の隆盛、復活を模索する中で、光明を見出すことがあったことも事実であります。一つには、一昨年、「死ぬまでに一度は渡ってみたいつり橋」と紹介された寸又峡の夢のつり橋を目指して、紅葉の時期に多くの観光客が来町してくれたことは記憶に新しいことであります。二つ目として、本年大井川鐵道に導入されたかのトーマスの営業運転開始より、7月12日から追加運行が終了した10月22日までの間、金谷、新金谷、千頭に至る大井川鐵道本線及び並行して走る県道、国道沿線の車両の数は増大し、大井川鐵道の収益の向上、千頭駅周辺、奥大井温泉の宿泊客の増加、県道、国道沿線の観光客を対象とした商店の売り上げは予想以上に向上したと聞いております。また、12月16日、一昨日に決定したと聞いておりますが、来年度のトーマス号、新規参入のジェームス号の営業運転日は、トーマス号74日間148便、ジェームス号14日間32便と大幅に増便したとのこと、大変うれしいニュースだと思っております。イギリス生まれのトーマス、ジェームスが大井川線を走り、ヒロたちが千頭駅に待っているということは、地元静岡県のみならず全国的に有名になることと私は確信しております。

思えば今から46年以上前、昭和43年3月に寸又峡で勃発した事件の内容の是非はともかくとしても、金嬉老立てこもり事件以来の大きな出来事だと私は考えております。遠く北海道から沖縄に至るまでの人々が、大井川鐵道、金谷、新金谷、千頭、奥大井の正確な地図上の認識はないにしても、当地域が再び全国的に有名になり得たということは、まごうことのない事実であります。

一例をとらせてもらえば、先月11月24日、身内の者の祝い事が東京渋谷表参道で行われた際、私の自己紹介の折、一言「住まいは、かのトーマスの終着駅千頭駅の付近」と述べたと

き、東京都並びに関東地区の多くの方が驚きと興味を持たれたことも事実であります。私たちが、さっぽろ雪まつり、京都の三大祭りメディア上で見知り、一生に一度は見に行ってみたいと思うように、何人かの方は、ぜひトーマスに乗ってみたい、見てみたいということをはしかけられたことは大変うれしく思ったところであります。

トーマス、ジェームスが向こう2年間は大井川を走り続ける中、また、全国的には強烈なインパクトを投げかけることができたとは断定できませんが、光岳をはじめとした南アルプスエコパークに本町が認定されたという、ある意味、観光面での絶好な機会を逃すことなく、本町がこれからの観光振興対策をどのように推し進め構築していくかという視点に立って、本題の質問に入りたいと思います。

1番目に、町有の資料館やまびこの活用について。

平成25年度のやまびこ入館料は32万7,820円と、今年の決算委員会で報告がありました。私は、この入館料32万7,820円という金額が決して少ないとは思いませんが、一つの提案として、入館料を無料化し、現在、夏の駐車場としての機能ばかりが目立つ資料館に多くの入場者を増大させ、奥大井の自然、文化、かつての生活産業を認識していただき、奥大井のよさを再認識していただき、最大、最々大の機会をつくる必要があると考え、無料化の必要があると考えております。27年度の予算と絡めて町長の考えをお伺いいたします。

次に、資料館やまびこの敷地、建屋の一部を町民が無料で利用することを前提として、接岨地区をはじめとした川根本町全町民への、お茶をはじめとした、先ほどもちょっと議論になりましたけれども地場産物の販促を伴ったイベント会場にする気はあるのか、町長に伺います。

2番目として、平成15年国民体育大会会場となった、平田のカヌー競技場の観光面での再活用、再利用を行う考えはあるのか伺います。

例えばの例として、長島ダムの湖面を利用したカヌーのタイムトライアル、初心者でもチャレンジできるカヤックのタイムトライアル、仲間、グループによるEボート等のタイムトライアルなど、1泊2日あるいは2泊3日での競技の開催を設定し、結果として奥大井の宿泊者数を増大させ、オートキャンプ場の利用拡大等を目指して、海洋センターを中心に様々なアイデアを生み出す必要があると考えております。町長はどのように考えるのか、これについてお伺いいたします。

最後に、寸又峡左岸の改修による、南アルプスエコパークの象徴と私たち川根町民が考えている光岳のアタックについて伺いたいと思います。

かつてマイクロバスが運転通行可能な車両道路はほとんど崩落していることは聞いておりますが、車道でなくても、人が歩いて通行できる山道、参道の整備のための調査費について、平成27年度予算にぜひ計上できる可能性があるか、町長に伺いたいと思います。

また、いわゆるお立ち台と言われる場所においては、光岳は遠望することはできないと私は認識しておりますが、とにもかくにも光岳が遠望できる場所までの山道、参道の開拓は必

要と考えます。町長の考えを伺います。

この質問の趣旨は、全国の山を愛し自然を愛する人々を数多く寸又峡に誘致し、宿泊を伴った観光事業の一翼を担う事業となり得ることと私は考えておりますので、国有林の中を道路整備するという極めて厄介な作業が残されておりますが、上部機関、国に対してどのような妥協案、解決案を提示していくのか、町長の前向きな考えと答弁を伺います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ただいまの6番、芹澤廣行君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、芹澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。最初に、町有の資料館やまびこの活用についてでございます。

御存じのとおり、平成4年に開館し、地域の民俗文化、昆虫類、蝶類、大井川と林業の様子などが展示をされております。

入館料につきましては、川根本町資料館条例により、高校生以上が200円、小中学生は100円、団体割引20人以上については高校生以上が160円、小中学生は80円となっております。また、研修室等の使用料も決められております。

今、質問の中でもありましたけれども、平成25年度の入館者は2,064人、入館料は32万7,820円となっております。平成4年から25年度までの累計入館者数は14万1,432人となっております。現在、資料館の運営につきましては、2名の職員をお願いをして館内の説明や管理をお願いしているところでございます。入館者数は、近年2,000人前後で推移をしております。なお、夏休みの期間や紅葉シーズンのときには、バスによる駐車場の利用は多くありますが、館内への入館者数は比例をしていない、少ないというのが現況であります。

資料館やまびこ施設は、中の展示物を見学いただくことや職員が説明させていただくことによって、より深く地域を理解していただくことにつながるというふうに考えております。今後もわかりやすい説明を行っていきたいというふうに思っております。

入館料につきましては、社会教育施設の円滑な運営を図ることを審議していただく川根本町社会教育施設運営委員会の御意見や、地元と密接に関係している施設でもありますので接岨地区の皆さんの御意見も伺いながら、無料化に向けて検討したいというふうに考えております。

接岨峡地区の活性化のための基地としろというような御質問でございますけれども、資料館やまびこは、長島ダムふれあい館とともに、南アルプスエコパーク登録により、国際的に自然や文化を担保している可能性のある重要な施設とされております。自然や文化を利活用して経済的な活動を営む移行地域ともなっております。また、川根本町社会教育ビジョンの中でも、基本的施策の中の施設の充実、連携、有効活用の部分で、エコパークとの連携が必要なこととしております。ユネスコエコパークの登録を受けまして、地域の歴史や文化のほか、環境学習及び南アルプスの自然環境の学術的拠点施設となり得ることが予想されます。

また、次世代を担う子供たちや多くの方の環境学習に役立てることが期待をされております。

今後も資料館やまびこや長島ダムふれあい館を拠点施設として、より多くの利活用をすることが地域の発展に寄与する一つになるというふうに考えております。

カヌーの競技場の観光面での利活用をどう思うかという質問でございます。

接岨湖の湖面管理は、国土交通省長島ダム管理事務所が行っております。御存じのとおり、長島ダムは地域に開かれたダムとして、湖面利用も様々な利活用が可能なダムとなっており、カヌーに限らずエンジン付きボート等の利用も事前に利用申請を行うことにより可能な状況で、数多くの方々が利活用される状況にあります。町が関連する利用状況は、エコツーリズムネットワークによる接岨湖でのカヤック、レジャーカヌーを利用したエコツーリズム事業を実施しており、その状況は、平成25年度には20回開催し209名の参加がございました。今年度は11月末時点で24回開催して223名の参加を得ております。

このように平成15年度の国体を開催したカヌー競技場に関しましては、既にカヤックによる観光、特にエコツーリズム事業の場として利用していただいておりますけれども、今後エコツーリズム事業の推進を図っていく中で、さらなる活用方策等を関係機関等とともに協議を進めていく必要があるというふうに考えております。これらにつきましては、それぞれのカヌー連盟等の御指示等もございまして、やはり全国規模の大会も接岨湖で開催するというような施設はあるものですから、誘致をしていきたいというふうに思っております。

3番目の質問でございますけれども、寸又川左岸の改修による光岳へのルートであります。光岳周辺部は、当町の全域が指定された南アルプスユネスコエコパークにおいて、特に自然環境保護に努める地域としての指定である核心地域に指定されたエリアであり、御存じのとおり、本州唯一の原生自然環境保全地域に、また、その隣接地域は南アルプス国立公園に指定された地域となっております。

御質問のあった光岳方面へのルートである寸又左岸林道に関しましては、管理者である静岡森林管理署において、森林管理業務に支障を来さない範囲での維持管理が行われておりますが、その地形、地質等の厳しい自然状況から、通常の交通を確保することすら難しい状況になっております。特にお立ち台付近より上流部分の崩壊は著しく、もはや林道の形態すら残っていない箇所が数多くあり、同ルートを経由して光岳への登頂を試みる登山愛好家からもアタックが困難なルートとされている状況であります。

しかしながら、当町にとって唯一の南アルプスユネスコエコパーク核心地域である光岳を、再度多くの町民に地域の貴重な自然資源であることを再認識していただく機会とするとともに、多くの方々に川根本町の豊かな自然をアピールしていくためにも、寸又左岸林道地域の利用促進を図ることは大変重要であると認識をしております。

現在、森林管理署のみならず、環境省、県とも様々な観点から協議検討を行ってきておりますが、さきに述べたように、厳しい自然条件から利用に際しての安全確保等の面、自然環境保全の面等様々な課題を抱えているところであります。今後、当然ながら関係機関等と協

議を重ねて、より早く方向性を見出すよう検討、努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございますけれども、お立ち台から奥の現況を少しパネルで持ってきておりますのでごらんいただきますと、上から下までが崩壊地ということもあるものですから、林野庁の対応も、環境省も、なかなか県も厳しい態度でいるということは現況でございます。しかしながら、将来的には、当然ながら歩道でもいいからつなげて、光岳へ静岡県側から登っていただくということもやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

1時まで休憩とさせていただきます。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁が終わりましたので、再質問を行います。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） それでは、午前中の町長の答弁に対しまして、個々の質問をさせていただきます。

まず最初に、やまびこ資料館の無料化について。町長の答弁にあるように、それを検討する委員会並びに地元の皆様の声を聞いた上でということでありましたけれども、無料という可能性は100%あるのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これで100%と言うと、委員会を軽視したと言われるものですから言いませんけれども、方向性としてはそのような方向で検討をしていただくことをお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 重ねて委員会のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、やまびこ敷地及び建屋内の、接岨の町民の皆さんだけでなく、先ほど来、各議員から質問がありましたように、町長の答弁もありましたように、お茶に代わる転換作物ということをよく耳にしたんですけれども、このような川根本町で産生できる産物の販売をこの場所でできるかどうか、その辺、いかがなものでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、販売の関係については、農協の関係へ出荷している皆さんもあります。その皆さんにも、当然ながら町が補償しております。それから、先ほどトーマスの話

等々ありましたけれども、大変車でいらっしゃる方も多いという中では、お茶街道という命名がしてある街道でございますので、お茶とともにそのような作物を売る場所等々、四季の里含めて何か所かあるもんですから、それらをもっと拡大していく必要があるのかなという感じ、これは直売に絡みます。出荷とはちょっと違うかもしれませんが、農家にとってはそれが出荷になるというような思いから、やはり実質的にはお金に多少でもなるというような直販所等々のことも拡大をしていくことが必要と。特に千頭駅周辺でも特産品振興会の皆さん、そのほか多くの皆さんが来てバザー等もやっておりますけれども、そのような席で、当然ながらせっかく来ていただいた方がお金を落とす場所がないと言われないうちに、やはりお金を落としてもよかったと思われるような作物を販売する場所は拡大していく必要があるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） そのような法的な縛りがないということであれば、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

千頭のJAの支店長も、地元の婦人部の方がまんさいかんへ持っていくほどのロットもない。かといって近所に配っても、なかなかせっかく種代、もみ代、肥料代が回収できないから、JAの敷地を借りてやれないかという、ちょっと総会があったときにJAの支店長に頼んだら、大いに結構だと、やってくれということなもんですから、町のほうも、先ほどの町長の答弁どおり前向きにやっていってもらいたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、山下安男君。

○生涯学習課長（山下安男君） 資料館の敷地での物品販売、町長が言われたようにこれは可能でございます。しかしながら、建物内は、これは展示物がございまして、展示物の保護がありますので、建物内はちょっとできないということになっています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 了解しました。

2番目の質問事項のカヌー場の再活用という点ですね。先般この質問に当たり、生涯学習課長のほうから、B&Gに所有しているカヌーはじめカヤックの数はおおむねお聞きしております。総合計38艇ということで、これをぜひ前向きに利用していただきたいと。

そういう中で、一つこういう質問を行いたいと思うんですけれども、現在、B&Gが中心となって年間何十回となくそういうイベントを行っているということをお聞きしましたけれども、何とかそういうレベルよりももう一段進んで、競技場的な、競技をするような場として位置づけて、また参画していた方の序列を争うというか、1着、2着、3着というふうな、そういうことをぜひ1泊2日、2泊3日ぐらいの競技の設定をして、寸又峡、接岨峡の宿泊客を増やす、あるいは、たくさんあるオートキャンプ場の利用率を高めるというふうなことを、ぜひB&Gを中心に、生涯学習課を中心に、あるいは商工観光課ももちろん横一線でや

っていただきたい事業でありますので、この辺について、一つの提案として、隅田川で何百万人も見るような早稲田と慶応のボートレース、あるいはテムズで行われるような、オックスフォード、ケンブリッジの大会並みの、そこまではいかなくても、非常にもう全国的に興味を持てるような競技を長島ダムの上でやるんだという、人を呼ぶんだと、そういうこともどうかと思ひまして、ぜひ具体的な方法は二の次として、町長の心構えというか、やっていきたいかどうか、その辺、決意のほどをお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどもお話ししましたけれども、私、実はわかふじ国体を経験しております。その中でカヌーで大変盛り上がったということもございますし、大変多くの皆さんが参画したということで、当時は本川根町の単独でやりましたけれども、当然ながら当時の中川根、川根、金谷の皆さんにも大変お世話になって盛り上げていただき、対応ができたという経緯があります。

しかしながら、あれから年数も相当たった関係で、いわゆるコースを張る器具とか、その他の器具が果たして今全てが使えるかといいますと、全てが使える状態ではないということも聞いております。そうしますと、大きな大会はなかなか今現在では難しいという面もあります。しかしながら、やはりあのころを思い出して、また、湖面を利用して、国土交通省にも協力をいただいて、また中部電力にも協力をいただいて対応できるということは、以前と変わっておりませんので、そのような全国大会並びに東海大会、中部地区の大会ぐらひは誘致できるようなことをやる必要があるというふうに思っております。

それともう一つが、やはり川根高校等にもカヌーの関係のクラブもございますし、今現在は、大村朱澄さん、オリンピックも出ましたし、今後も、今、強化選手として活躍しているというように、人が育った中で指導者もいるという中では、当然今後の人材育成にも役に立つのではないかという思いから、やはり復活して、もう一度対応する必要があるという思いで、生涯学習課のほうにはそのような指示はしてございますけれども、やはりそのぐらひの大会ぐらひはこちらで開催できるような場所にしたい。これは国体を経験しまして感じたことは、接岨湖並びに八木周辺の大井川地区が全国で大変不便でどうしようもないというところではないんです。どちらかという一番便利で、全国からも集まりやすい場所であるということは、それぞれの関係の皆さんが承知していることなものですから、やればやりやすいというような数字があるもんですから、何とかいま一度復活するといひましようか、再生するといひましようか、そのような位置づけにしていきたいという思いは今でも持っておりますし、そのような方向で進みたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 明確な、前向きな答弁ありがとうございます。できればそういう大会の時期を、紅葉の時期、新緑の時期、ゴールデンウィークで寸又、接岨のはやる、ほかの閑散期に何としても開催すると。年間通じて宿泊客を偏らせないようなことを、ぜひ生涯学習

課、商工観光課、横一線になって、タッグを組んでやっていただきたいと。これは希望です。

ちょっとお待ちください、次の質問が思いつかないものですから、ちょっと座らせてもらいまして。

○議長（中田隆幸君） 再質問ですか。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 最後の寸又川左岸の改修ということで、先ほど総合支所長兼商工観光課のほうから写真をいただきまして、想像以上にひどい状態だということは認識しました。こういう認識の上に立って、左岸も右岸も似たり寄ったりのような状況だとは思いますが、けれども、ぜひとも国有林地である中で、非常に道路を開設したくても、いろいろな法律的な縛りがあるとは思いますが、車道、生産材を積んで通るような道じゃなくても結構なものですから、人一人が極めて安全な、100%安全だという保証はないにしても、人が通れるぐらいの道の調査費を、ぜひ寸又峡、私の質問では左岸と書いてありますが、いわゆる寸又、本村から、あるいは右岸を通ったルートで、何とか人が通れるような道の調査費を27年度の予算に組んでいただきたいと思うんですけれども、その辺、町長どうお考えでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われましたとおり、先ほど写真等でもお知らせしましたけれども、大変、今現在は厳しい状況の林道であるということは間違いありません。特に私、この光岳へ一度だけですが登ったことがありますけれども、大変アプローチが長いと。柴沢まで40kmぐらい、寸又の口からあるということになりますと、その先が全てこういう状況であるということで、今、静岡の林野庁の事務所といろいろ話をしておりますけれども、今なかなかお金と人がついていない状況です。と申しますのは、やはり今、奥のほうで仕事をしていないというのが現況で、当然ながら今職員が2人しかいないという状況で、かつての800人もいた作業員から2人になってしまって、何ができるかという、何もできないということの現況かと思っております。

しかしながら、この先に、やはり核である光岳があるということになりますと、静岡県として、また、私ども川根本町として、静岡市の皆さんもそうですが、やはり静岡側からも登山道ができる、そのようなルートは確立すべきだということは、静岡市もおっしゃっておりますし、私どもも当然申しております。その中で、今言われましたとおり、大きな車が通るほどでなくても、せめて登山道的なものをつくったらどうだというようなことも提案しております。そうしますと、国有林の皆さんの作業する方も作業道は必要であるということになりますと、当然ながら人が歩けるということになり、その登山道の管理は当然やっていくということになるかと思えます。

そのような形で、一遍に40kmを車が通れるほどというのは、この状態を見ると、また林野庁の財政を見ますとなかなか厳しいだろう。しかしながら、何とか静岡県の表玄関である寸又の左岸は通れるように、登山者が行けるようにしてほしいという要望は、環境省並びに林

野庁、それから県にも静岡市にも伝えてあります。その中でだんだん協議しながら、一遍には無理かと思いますので、当然対応をしてくださるだろうとは思っておりますけれども、積極的に、行政だけでなく議会の皆さんも当然一緒になって対応していただくことが近道かなというふうに思っておりますので、今後少し検討する調査費的なものはつける必要があるというふうに思っておりますし、それが静岡市並びに県と一緒にやれば、もう少し展開が変わるのではないかという思いで、当然ながら川根本町だけで全てが解決できるというものではありません。所有は国有林でございますので、その辺を一緒になって対応するせっかくの機会でございますので、そのような方針で進めたいというふうに思っています。

その前に、お立ち台までは今年9月にも行けるようにしていただきましたけれども、その後台風が来たもんですから、その後の状態は確認してありませんけれども、せめて町としては、お立ち台までは何とか一般の車も行けるような形にしてほしいという要望は当初からしてあります。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 大変前向きな答弁ありがとうございます。

先ほど昼飯を食べながら、この件について同僚の議員とちょっと話しまして、車が通らなくても人が歩けるぐらいの道だったら、山の会とかエコツアー、そういうボランティア的なマンパワーも利用してやっていける事業じゃないかというふうな、車で来られなくてもいいんですよ。危険を伴う仕事、しかも中が国有地ということで難しいと思うんですけども、町民の中には熱いそういう思いもあるということだけ認識してもらって、全町を挙げて、何とか光岳が見えるぐらいまでのアタックはお願いしたいと思います。これは要望です。

では、最後になりますが、事前に通告はしていないもので恐縮なんですけれども、もし答弁ができなければ結構ですけども、いわゆるトーマス、ジェームスが来年来るわけですけども、そのほかの、大井川鐵道が今年3月26日でしたか、ダイヤを改正した結果、決していい改正ではなかったと思うんですね。通学者は、島田あたりに来る人は極めて朝早い時間に来て出発しなくちゃいけないと。そのほかにも、昨年まで寸又、接岨に宿泊を伴ったお客さんも、どうもこのダイヤ改正だと1日で両方回れないよというふうな意見もございます。そういう意見と同時に、これは町長に質問しても詮ない話とは思うんですけども、大井川鐵道の執行部に対して、ぜひともトーマス、ジェームスの始発を金谷本駅に何とか戻すような要望を、これをしていかなければ、少なくとも新金谷から金谷の移動も大変ですし、愛知県の方がJRを通りながら金谷駅を通過する人数というのは極めて少ない。少なくとも掛川、焼津、島田、興津ぐらいですか、この方がJRを利用するとき、大井川本線の金谷駅で蒸気機関車が煙を吐いていると、何だということになりますと、今はやりのユーチューブで流したり、そういうふうなこともされる可能性があります。そうなりますと、とにかく地元のみならず県外に発信できるような、そういう姿が本金谷で見られると思いますので、ぜひ、無理な話かとは思うんですけども、次のダイヤ改正については、SLの発着をぜひ本金谷

に戻っていききたい旨、行政も大井川鐵道のほうに要望していただきたい、これはお願いですがけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 要望でいいですね。

○6番（芹澤廣行君） 要望でいいです。もし町長が考えがあればぜひ。

○議長（中田隆幸君） 通告がありませんので、答えられる範囲で答えてください。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は、トーマスに関連しまして大変盛況だったということで、反省会等々も何回か開催をさせていただいております。その中で、当然ながら今後、来年度に向けてどうするかということを中心に対応するという時間がとれると思いますので、その席では要望していきます。

その中で、今の新金谷の出発にどうしてなったかという少しだけ経緯を申し上げますと、やはり多くの車が来て、人が来て、滞留するところがないというのが一つの金谷のデメリットだというふうに思っておりますけれども、あそこにまたほかにも施設等があるということで、大井川鐵道にとっては一番いい場所だったというふうに思っております。しかしながら、東海道を走る電車の中から見える景色も、以前は大変好評だったということも承知しておるものですから、そのようなことも含めてお願いをしていきたい。

それから、ダイヤの改正については、常々申し上げておりますけれども、なかなかそれが変更になっていないというのが現況です。当然ながら地元の大きな反発もあったということは大井川鐵道も知っておりますし、私どもも当然知っておりますものですから、その辺をどういう形で理解を求めていくかというのは私たちの責任だと思っておりますので、一生懸命ダイヤを、新たな改正、昔に戻るといいますでしょうか、そういう改正もお願いしているというのが現況ではございます。

以上です。

○6番（芹澤廣行君） ありがとうございます。私の質問はこれで終わります。

○議長（中田隆幸君） これで6番、芹澤廣行君の一般質問を終わります。

続いて、11番、小藪侃一郎君、発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 12月議会、11番、小藪侃一郎です。

今回は、事例を踏まえながら、町の施設のより一層の有効活用についてとまちづくりについて、それから3番目に情報基盤整備について質問いたします。

5月には、静岡の茶草場が世界農業遺産になりました。6月には南アルプス一帯がユネスコエコパークに正式に登録承認されました。12月17日、きのうですね。ニュースによりますと、リニア新幹線工事がきのうから着工したということでございます。先ほど来出ていますトーマス機関車の運行等もあり、話題豊富な年であったと思います。

大きなイベントとは別に、この地域でもイベントがたくさん盛会裏に行われました。その中で、町内団体の主催、あるいは川根という冠のついたイベントが町外でやらざるを得ない、

そのような状況があり、残念な思いをしておりました。例えば10月26日、第33回志太・榛原・小笠コーラス交歓会が島田市川根町のチャリムで行われました。大橋教育長の御挨拶をいただき、実質主催者として運営、交流が行われたところでございます。11月15、16日には、第1回親善シニアサッカー川根大会が島田市の金谷人工芝サッカー場において行われております。約180名の参加ということで、井林辰憲衆議院議員、あるいは染谷島田市長のキックインで開催されております。11月19日の静岡新聞朝刊でも、サッカーを通して交流や地域活性化を図ろうと、県立川根高校サッカー部のOBが初めて企画したと紹介されておりますので皆様も御承知かと思えます。神奈川県横浜市や愛知県豊田市からのチームも参加され、島田市内100名余の宿泊あるいは食事、それに伴うお土産等の購入で経済効果がそれなりにあったということです。川根大会ということですので、遠くから来た選手、役員の皆様は、川根で試合をやりたかった、そういう声があったということで、今後の検討課題のようです。なお、鈴木町長は、大会冊子の歓迎の御挨拶の中で、「当町の課題は何といたしても活性化であり、この大会は具体的な一つの有効な方法と考えます」とメッセージを発しております。

11月16日あるいは22日は、第35回選抜少年野球学童部川根大会が、これは川根本町野球少年団父母の会の運営で、富士から掛川市の広い範囲から16チームの選手、監督、コーチが、およそ400人の人が下泉の川根本町町営グラウンドで行われました。本当にこの場所に会場があつてよかったなとつくづくそのとき思いました。川根本町の秋景色を含めて、大井川鐵道のSLも見ることができました。地の利、環境の利で、川根本町の情報発信ができることはこんなに素晴らしいことかというような感じを改めて感じてきました。

それぞれの大会の運営にかかわる関係者の悩みは本当に大変なもので、参加人数とか会場設定、施設の利用範囲と利便性はどうか、交通、駐車場はどうか、あるいは飲食ができるのかできないのかというようなことも考えますと、本当に大変な思いをして運営されてきているなと思えます。

きょうは、具体的に町営施設の利活用ということで、山村開発センターの使用規定の弾力的運営についてお伺いいたします。

来年の6月5、6、7日に予定されております第48回全国ホテル研究会・静岡県川根本町大会というのが開会されます。事例発表、あるいは飲食を含めて懇親会のプログラムが設定されております。聞くところによりますと、200名近いという人数で聞いておりますけれども、この人数、できる会場はただ一つ、山村開発センターしかない、そんなふうに思われます。施設条例の第4条に、酒気を帯びての入場及び施設内での飲食をしないことという項目もございます。ただし書きがありまして、結婚式等、事前の許可を得た場合はこの限りではないということでもありますので、まずこれを第1点、町長の判断をお伺いしたいと思います。

質問1の追跡ということで、質問が2点ほどあります。

1点は、去年、ちょうど1年前になると思いますけれども、次のように発言いたしました。交流の場づくりあるいは教育の場づくりの一つに、町営サッカー場の人工芝化の事業化が有効だと提案しますという発言です。サッカー競技のみならず、総合運動公園的な活用で、例えば高校、大学生のサッカー合宿やグラウンドゴルフ等、スポーツ観光等に利活用がしやすくなります。また、あかいしの郷施設など徳山区内の砂粉じん対策、救急ヘリの利便性向上等々、生活環境整備の改善にもなります。利用範囲の広い、使い勝手の幅のある施設になるとも考えます。今までに何度となく話題となっている事案です。総合運動公園案を提案したいと述べました。町はこのとき、町の財政を考えながら、規模と金額等を勘案し進めていきたいと考えておりますというような返答がありました。町営サッカー場の芝生化について、国の地方創生政策も踏まえながら伺いいたします。

まちづくりについてでございます。

1点目は、1年前、町長はこの場でよく、就任2カ月ということでもございましたけれども、先ほど言いましたように1年2カ月就任されてたちました。人づくり、活力づくり、魅力づくりに一体化されたまちづくりを行っていききたいというようなお話をされておりました。1年2カ月の思いをお伺いしたいと思います。

それから2点目は、全国的に高齢化、人口減少、地方山村経済の悪化等もあり、先ほど来質問にありましたように、休遊農地の増加、耕作放棄地の拡大、空き家問題等のニュースが多くあります。町内でも林業、茶業の目に余る衰退で、集落維持や生活環境にも様々な困難が見受けられております。せめて生活維持ができるようにしたいという声は強いものがあります。特に少子化に対応した施策が求められますが、町長の思いと今後の少子化に対する施策、お話をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、3点目は、情報通信基盤整備について、同僚議員2名、先ほどから情報通信基盤については質問されておりましたので、今回は、きょうの議事日程第2にありますけれども、川根本町情報通信基盤整備施設条例について2点ほど伺います。

その1点目は、設置条例の第1条についてでございます。この項は、通信施設の目的条項であると思っております。2013年11月14日の最初の説明で、企画情報室の現在検討している事業計画第一段階の中に、新防災システムの構築があります。野外一斉放送、戸別放送、J-A L E R T、防災、そして同報無線の代替として機能を有すると説明されてきました。各地区説明会でも、今回の計画というパワーポイントのページで「同報無線の更新計画を含めた高度情報基盤整備の計画です」とうたっております。ここに、手に持っておりますのは、これは23会場それぞれで配られた説明書でございます。中身は五、六カ所違ったところがございすけれども、ほぼ同じようなもので、自分、24回のうち23回出席したそのときの資料でございます。

設置条項第1条に、この「防災情報システムの構築」の文句は一切入っておりません。情報通信格差の是正と同列に防災情報システムの構築が入っていなければいけないんじゃない

かと、そんなふうを考えて今質問しておりますけれども、ここと同じ京セラコミュニケーションが施工した広島県安芸高田市では、端末機設置完了した1年後ぐらいに防災無線スピーカーが市の経費削減という名目で撤去されたと聞いております。現実に撤去されたようでございます。地域の不満も聞いております。そんな懸念も考え含めて、第1条でしっかり明記する必要があるんじゃないかと、そういうことでお伺いいたします。

2点目は、15条についてでございますけれども、15条は撤去費用の負担の範囲をうたっておりますけれども、防災無線の再構築を目的に野外スピーカーと屋外放送の代替として設置したいというものでありまして、災害情報を目的とした端末装置は、本来全戸に設置されるべきものでございます。ですけれども、この条項は、加入者は端末機を設置した時点で、後々支払い義務が生じるかもしれない、撤去費用、いろいろな説明を伺いますと5万円以上ということでございますけれども、この撤去費用の約束手形を振り出すこととなります。現時点で18%ぐらいの514戸が未回収だとしておりますが、こういうようなことを考えますと、ここにいない御家族を含めて撤去費用を考えますと、承諾書を出すのをためらうんじゃないかと、そういうお話も聞きましたし、そんな現実があるかと思えます。

ただ、ただし書きがありますが、町長が撤去費用の全額あるいは一部を町において負担することが適当であると認めた場合はこの限りではないとしています。この撤去費用については世帯負担をなしにする考えはないかお伺いいたします。

それから、一番最後になりますけれども、最後に確認という意味で、工事仕様書がありますけれども、至るところに甲の監督員という言葉が出てきます。誰を指すのかお伺いいたします。工事発注契約の甲は川根本町を甲として契約してありますので、甲の監督員とは誰を指すのかお伺いいたします。

以上が演台からの質問でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの11番、小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、11番、小藪議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、開発センターの運用について、飲食懇親会ができないけれども、できるようにしてほしいという要望だと思いますけれども、その中で説明をさせていただきます。

先ほどもお話ありましたけれども、「酒気を帯びての入場及び施設内での飲食をしないこと。ただし、結婚式等、事前の許可を得た場合はこの限りではない」というふうな規定がございます。この規定に基づきまして、過去にも実際には結婚式が行われたという経緯もありますし、事前に許可があれば、山村開発センターでの飲酒・飲食は可能であります。

また、山村開発センターに併設されている健康増進施設につきましても、健康増進施設条例第4条には、「健康増進施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない」とあります。その他、酒気を帯びての入場や飲酒・飲食を禁止する条例や規

則の規定はありません。このことから、健康増進施設におきましても、山村開発センターと同様、町長の許可を受けた場合には、飲食・飲酒は可能であると考えております。

なお、過去には平成21年10月25日と26日に開催されました第24回国民文化祭・神楽フェスティバルにおきまして、公共施設である町内の本川根小学校の体育館での飲食・飲酒が特別に許可され、開催されたという例があります。

以上のことを踏まえますと、多くの方が集まる大きな大会におきましては、そのような公的な施設等々も利用していくことがいろいろな大会の誘致にもつながるといふ思いから、対応をするべきだといふふうに思っております。これは特に問題なく許可をするといふ話になろうかと思っております。

それから、2番目の町営施設の利活用で、特に町営のサッカー場についての質問がございました。その中で、平成25年第4回の議会でも前に質問をいただいたという経緯がございます。

町内サッカー場は、地元の川根高校の振興と、小学生から社会人も利用でき、町の活性化が図られることを念頭にして、サッカーが可能なグラウンドとして整備をされているということは御承知のとおりでございます。

現在は町営サッカー場として、川根高校サッカー部や体育の時間、地元の中川根サッカースポーツ少年団やグラウンドゴルフの皆さんに御利用いただいております。平成25年度の利用者数は2,662人となっております。なお、現在の川根高校サッカー部員は7名ということになっております。サッカースポーツ少年団員数は、小学校4年生から6年生で19名と聞いております。

町営サッカー場は、多目的な利用と活用を行うことができる場所であることを認識しているところであります。町営サッカー場敷地を有効に利活用しようとする場合につきましては、整備後の管理を含めた施設デザインが大切な要素と思われまます。施設のデザインによっては、それぞれに応じた問題や多くの課題が出てくるものと思われまます。また当然、町の財政も考慮しなければなりません。以前に、サッカー場につきましては、多くの要望が出ていることも承知をしておりますし、私自身もお願いをされました。また、現在使用されております川根高校の体育授業、グラウンドゴルフやサッカー場としてだけでなく、例えば救急ヘリポートとしての活用や運動公園的な広場的な利用、あるいは一部を駐車場として利用するなど、多くの活用方法が考えられるといふふうに思っております。特に桜の時期には駐車場がないといふような苦情等もお聞きしておりますので、多くの利用が可能になるといふふうに思っております。

今後、今は芝生ではないと思っておりますけれども、芝生化を含めて総合的に判断をして方向性を決めて進んでいきたいといふふうに思っております。

それから、2番目のまちづくりについてです。

これは私に対しての質問でございますけれども、まず冒頭で申し上げなければいけないの

は、就任して1年2カ月、大変議会の皆様方にも、また、町のそれぞれの課長の皆さん、三役の皆さんにも大変お世話になってここまで来たということで、一言冒頭でお礼を申し上げるべきだったと思いますけれども、ありがとうございました。

就任当初、私は基本的には、心がふれあう感動のまちづくりを推進をしていくということを述べています。そのためには、三つのことを積極的に進めていきたいというふうに考えておりました。一つ目は、安心して住めるまちづくりです。自然災害に備えた防災対策、人口減少、少子高齢化に対応し、町民が健康で明るく過ごすための保健・医療・福祉・教育施策の充実を図ること、二つ目は、農林業が元気で豊かな経験、自然を生かしたまちづくりをやりたいということです。農林業の振興や農林業と商工観光業の連携による地域活性化、6次産業化のほか、町民全体の財産である歴史的資産や豊富な自然遺産を生かした施策を展開すること、三つ目には、交流とふれあいのまちづくりです。誘客対策の実施による地域間交流の促進や、人づくり、魅力づくり、活力づくり活動への支援等を行っていききたいというように思いがあります。

それから1年2カ月の間、様々な施策を打ち出してまいりました。また、推進をしてきたというふうに思っております。例えば防災対策として、消防無線のデジタル化の整備、健康・医療・福祉では遠隔診療の確立、医師不足の解消、教育分野ではキャリア教育の推進、農林業では、世界農業遺産に登録されました茶草場農法の推進、お茶を活用した結婚式への祝い品贈呈、自然資源を生かした施策ということで、南アルプスエコパークに登録されましたエコパーク関連施策の推進と、主要施策といたしまして現在まで推進をしてきたという思いがあります。また、情報網の整備ということで、高度情報基盤整備事業を現在進めております。

27年度には、目標に向かって現在まで進めてきた施策をより充実させるために検証し、また、継続しながら重点的にエコパーク登録に関連した施策、高度情報基盤が整備された後の様々な利活用施策、人口減少、人づくりに関連した施策を進めていきたいというふうに考えております。

なお、国においては、新聞、テレビ等で御承知のとおり、地方創生に向けての対策が進められております。これは、今年度において国の景気を回復軌道に戻すため、自治体が自由に使える交付金の創設などを補正予算計上する方針を固めているほか、来年度予算編成においても、まち・ひと・しごと創生法案に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための予算が要求されているところであります。

この地方創生につきましては、現在のところでは関連する事業の概要等の説明がまだされておられませんので詳細については不明ではありますが、この地方創生事業は、いわゆる地方自治体が自ら考え、責任を持って取り組みを行う施策に対し、国の様々な支援をいただけるという内容であります。このことから、地方自治体の様々なアイデアによる国の予算獲得の大きなチャンスだと捉え、来年度以降の事業展開を進めていきたいと考えているところであります。

ります。

さらに、平成29年度からは川根本町の第2次総合計画が策定される予定であります。27年度は、策定に向け準備を進めるわけですが、この構想・計画につきましては、第1次総合計画を検証し、私が掲げた心がふれあう感動のまちづくりを目指し、様々な施策を打ち立て進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様方にも積極的な御助言、御指導のほどをよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、まちづくりについての2番です。少子高齢化の施策や今後の抱負でございます。

高齢化に対しての施策でございますけれども、少子化対策と同様に、第1次川根本町総合計画や第6次高齢者保健福祉計画に基づき施策を展開していきます。

事業の内容といたしましては、疾病の早期発見等のための特定健康診査や後期高齢者健康診査、インフルエンザや高齢者肺炎球菌ワクチンなどの予防接種費用助成、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者への支援としての外出支援サービス事業、要介護者とならないための生きがい対応型デイサービス事業、高齢者が健康で自立した生活ができるよう支援する配食サービス事業、ひとり暮らし等の高齢者の緊急事態に対する緊急通報システム、自宅での緊急搬送に対応するための緊急医療情報キット整備事業、地域包括支援センターによる介護予防事業や相談業務など、きめ細かな高齢者施策を現在展開しています。

今後の抱負ということでございますが、少子化の観点から考えますと、当町の合計特殊出生率は1.57と、全国平均の1.41、静岡県県の1.53を上回っていることから、決して子育ての環境は劣っているのではないと考えております。いかに子育て世代を町に呼び込むかが少子化の鍵を握っていると考えます。その点に着目した施策を展開してまいりたいというふうに思っております。

高齢化の面では、先ほど鈴木議員の質問でも触れさせていただきました高齢者の自立度を示す「お達者度」をさらに高めていくことが目に見える数値と捉え、男性は今以上の上位を、女性は現在の順位を保ち、生き生きと自立した高齢者が増えていくよう、引き続き介護予防や疾病予防に努めてまいりたいと考えております。

なお、少子高齢化問題については、早期に解決できる問題ではないと思っておりますけれども、町全体の課題として、第1次総合計画の検証を行いながら、第2次総合計画策定の中で十分協議を行い、進めていきたいというふうに考えております。

3番目の情報通信基盤整備の関係です。

当工事につきましては、平成27年4月1日運用開始に向け、ただいま請負業者、担当職員とも作業を進めております。この工事の主要部分は、光ファイバーケーブルの敷設と無線局設置になります。特に主要部分となる光ファイバーケーブルの敷設について、お借りする既設N T T電柱については、既に使用する全ての電柱の許可をいただき、また地権者からの同意もいただいております、工事に着手できる状態になっております。

しかしながら、中部電力電柱については、申請している電柱のうちの一部しか準備調査の

結果報告がもらえておらず、重ねて早期報告をお願いしている状況でございます。12月に入り許可をいただいた地域については、年末になってしまいましたが、来週より金物の電柱設置などのケーブルを敷設する準備に取りかかります。

6月中旬に提出した幹線部分に引き続き、今月から各家庭への引き込み工事に係る電柱使用につきましても、中部電力に対し使用申請を始めました。しかし、幹線部分の手続が全て完了してから調査に入るとの返答を受けており、こちらも再度お願いし、早急に調査に着手をいただけるよう努めているという状況であります。

ケーブル敷設に必要な資材や無線局のコンクリート柱などの資材については、発注を大方済ませ、一部は現場事務所に到着しており、材料検収も済んでおりますので、いつでも現場に着手できる状況です。

進捗状況についてはこのような状況であり、4月1日からの運用開始に非常に危機感を持っておりますが、一日も早く関係機関から許可をいただき、全工事区間で着手できる状況をつくりたいというふうに思っております。

(「その部分は飛ばしてありますので」の声あり)

○町長(鈴木敏夫君) あと、10行ぐらいですので一応説明しておくよ、せっかくあれ。それで関連して言ってください。

(「そうですか」の声あり)

○町長(鈴木敏夫君) まあ、いいですよ。あと10行ぐらいで、せっかくつくってもらった原稿ですので、読みますので。

それでは、設計変更について説明させていただきます。

多分、先ほど太田議員の質問にも全て答えていない面もあるかもしれませんが、重複するかもしれませんが、申し訳ありません。

無線エリア内における光ネットワーク化について、設計変更で対応していきたいとここまで説明をしてみました。ただいま総務省と協議をしている状況であり、回答をいただいた上で正式な変更手続に入ります。この設計変更について、無線エリアと光エリアの通信格差を少しでも解消するという目的であり、地区説明会でも樹木が成長した場合の電波への影響や光エリアとの通信速度の格差を指摘されました。通信環境を当初計画より改善し、整備費用も若干抑えられる見込みであります。また、当初無線エリアとしていました集落までの通信手段は、高速無線システムを変更することなく利用する考えであり、無線を活用することによるメリットはそのまま生かされるものと考えております。

ただし、この工事の実施に伴い、既設電柱の使用申請の手続を踏まなければなりません。ただいまの申請手続に必要な期間を考えますと、工期内の完成は大変難しいという状況ではありますけれども、総務省との計画変更の協議が完了次第、議会の皆様と相談させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 条例についての御質問にお答えをいたします。

まず、第1条に防災情報システムの更新ということの字句を入れてははっきりしていただきたいということでございますけれども、私が言うとおかしいんですか。

（「町長が答弁です」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 通告がなかったものですから、条例は入っているけれども、詳細が入っていないもので、町長としては答弁ができないと。

○町長（鈴木敏夫君） いや、できないことはないけれども。

○議長（中田隆幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時04分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き、町長から答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大変時間をとらせて申し訳ありませんでした。

今三つほどお答えをしていないということでございますので、お答えをさせていただきます。

まず、外部のスピーカーを撤去したところがあるけれども、そのようなことはないかという確認だと思えますけれども、そのようなことは考えておりませんし、やるべきではないというふうに思っております。これについては、当然ながら防災の関係もあるということで対応したスピーカーでございますので、やはりそのようなことは絶対にないと断言してもいいと思えます。

それから、防災の関係で、やはり最後に、撤去するときにお金がかかるから、入る人もそれが負担になってなかなか大変だという御意見だったと思えます。これについては、当然ながら入るときに無料でございますので、そのまま置いておけば無料であるということでございますので、特にお金負担で対応をするということは考えておらないし、撤去費用をいただくということにはなっておりますけれども、そのようなことはまずないだろうというふうに考えております。

それから、担当の職員はどうなっているかというようなお話がありました。職員でございます。総括の監督員は山田、主任が根本、それから担当が森下、この3人で現在対応しているということで御理解いただければありがたいというふうに思えます。

なお、まだちょっと答弁漏れがありましたら、後ほど担当のほうから少し説明をさせていただきますけれども、以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 再質問させていただきます。

先ほど健康増進センターの件で、4条の件でお話しされましたけれども、第8条に「特別の理由があるときは使用料を減額し又は免除することができる」というのが第8条でございます。今回の第48回全国ホテル研究会川根大会も対象になると考えますが、お伺いをいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問でありますけれども、条例、今のほうは健康増進施設のほうですよね、の条例の第8条に今の記載があります。それから、条例の施行規則のほうに第7条というのがありまして、条例の今の「第8条に規定する使用料の減額又は免除については、別表に定めるところによる」というのがございます。その中で、別表第7条関係の使用料の減額又は免除という欄に、まず1点目は、町及び町の教育委員会が主催又は共催で会議、大会等に使用する場合は免除。それから、町農林業関係団体及び町社会教育関係団体等が主催で会議、大会等に使用する場合は免除というのがございます。この中で見ますと、これが本年度の第47回全国ホテル研究会の福井県勝山大会のプログラムを今手にしておるんですけれども、これを見ますと、主催が全国ホテル研究会、共催が福井県ホテルの会ということで、後援に各市町の名前が入っております。ということでありまして、この考え方ですけれども、今の免除の項目の中の2点目、町の社会教育関係団体等というのがあるものですから、ここで明確にはこのホテル研究会のほうが該当するかどうかというのは明言は避けたいと思っておりますけれども、当然検討の余地があると思っております。それは町長が許可するものということになりますので、町長部局と話をしながら、このホテル研究会のほうに該当するかどうかというのを検討してまいりたいと考えております。

ちなみにこの金額というのは、町外団体の場合は2,000円、町内の方は社会体育団体となっておりますから800円、夜間4時間までが。そこら辺の兼ね合いもありまして、社会体育関係団体では、恐らくこのホテルというのではないのではないかというふうな判断を今できますけれども、それにしても最高かかって2,000円ということになるかと思います。その免除については今後検討の余地は十分にあると担当のほうは考えております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 先ほどの最初のほうの質問の2点目で、町長は、サッカー場については総合的に考えていくというお話でございましたけれども、去年もそのような答弁の範囲内だったと思っておりますけれども、もう一步、二歩進めて、そういうようなものをつくるについての調査費をつけるお考えがあるかどうかお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 地方債を考えておりましたけれども、これは教育委員会とも審議しながら対応してほしいということをお願いしておりますので、間もなくそのような委員会等を

立ち上げて対応していけるものと思っております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） それでは、次の再質問ですけれども、先ほど追跡の質問をいたしましたけれども、その前に子育てについていろいろお話しされました。子供や子育て家庭を行政が積極的に支援して、安心して子供を産み育てることができるまちづくりというのは最重要な課題ということは、町長も先ほどおっしゃっておりました。その中で、例えば川根本町里山移住留学とか学校給食費無料化等々の思いがあります。一応提言だけしておきますけれども、追跡の質問の二つ目は、高齢化率約45%の川根本町にあって、少子高齢化で過疎化が顕著であります。そのような中で、去年一般質問もしておりますけれども、役場職員の地区担当制度というのを提案しておりました。そのときに、少し時間をいただき検討していきたいということでありました。この節、高度情報基盤整備が整備されます、来年4月ですね。その前後に、この設備が宝の持ち腐れにならないように説明責任、あるいは説明によって利用者の活用能力が向上する、そのようにしなければいけないというような環境にあると思っておりますけれども、役場職員の地区担当制度というようなものの追跡質問でございます。お伺いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） その件につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、各地区の担当としてそれぞれ説明会をしていただき、引き込み線の関係等の説明をさせていただいたというのがまず一つあります。これは当然ながら、地区への皆さんに説明するには、地元の職員が一番状況がわかっていだろうということをやっていただきました。

また、そのほかにお祭り等の関係、それから老人会の関係等々につきましても、やはり事務のやり方が、今、役場へ提出する書類等においても、なかなか煩雑であるというようなこともお聞きして、なるべく地元のお祭り等にも参加し、またそのような事務のお手伝いもすべきだということで、職員には常々申し上げております。それで、やはり地区の皆さんがそれぞれの職員を、言葉は悪いんですが、いろいろ利用して有効かつ地元のためになるような形でお使いをいただきたいということも申し上げておりますので、そのような方向性は変わっておりません。どうか職員を地元で言っていただいで、育てていただくということも一つの人づくりではないかなという感じがしておるものですから、そのようなことは職員には言っておりますので、いろいろな場面で使っていただければ成長するではないかというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今、町長の答弁にもございましたけれども、いろいろな場面で役場職員が地区のお祭りあるいは行事に参加されているのは承知しております。例えば徳山地区、藤川地区は誰々というような名前をついた担当がいるかどうかというので、ちょっと気になった場面がありましたので質問をさせてもらいました。各地区は誰に言ったらいいんだ

ろう、誰に相談してこの地区のことはいいんだろうというのがワンストップでできる体制が必要かなと思いました。

時間もありますので、次の質問に移ります。先ほどの条例の関係で質問をさせていただきます。

15条のこと、先ほど撤去費用は恐らくかからないであろうというようなことをございました。年度当初の数字で、1人世帯が514世帯、高齢者の1人が59世帯、高齢者2人世帯が466世帯、合計1,039の世帯が、いずれは後継ぎが帰ってくればいいんですけれども困った状況になるというような思いで、先ほど15条の4を最大限運用の基準をそしゃくしていただきましてということで、思いで発言いたしました。もう一度、撤去費用については少なくとも通常の状態であればかからないというような確認をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 条例上は全ての方を無料にできるという文言でとめることはできないので、このようにただし書きとして設けさせていただきました。おっしゃるとおり、負担はかけないようにということで、十分町長が認めた者となる該当要綱として、詳細につきましては規則で明確にしないと、また不公平なところが出るといけませんので、そういうことで対応をしていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） そのような対応で、残り18%弱、500件以上の未回収があるというようなときの説明に使って、全戸が入ることが、先ほど来、課長、いろいろ答弁の中で伝えられておりましたけれども理想でございます。取りかかった初めの防災無線の代わりになるというような意味合いからいきましても、必要なことと思います。

それともう1点、先ほど来、4月1日運用が理想というようなことの中で、進捗率がそれぞれ工事現場から担当者のところへは報告義務がありますので、報告されていると思いますが、8月の工事契約内容で、現時点、果たして4月1日に運用できるかどうかという問題がございます。それに絡みまして、施設費用の実費負担の云々で1月31日までという期日が付されておりました。仮にこれが4月1日に運用できるもの、地区の期限であるなら、それは話わかりますけれども、例えば6月になる、8月になる、9月になるといった状況のときに、この締め切りの期限は延期できるものかどうかということがあると思うんです。その辺の柔軟的な期日の延期はあるのかないのか、延長は考えられるかというところをお答え願います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 条例上でうたってありますこの1月31日までというのは、あくまでも利用をしたいという希望でございます。ですので、利用をしたいという希望があれば、その期限までに出していただければ一体的な工事の中で対応ができるということで日を定めさせていただいたものです。ですので、実際に工事がもし遅れるようなことになった場合で

も、設置をするという意思表示があることによって、工事の速やかなスケジュール的なもので対応できるということで設定をさせていただきました。一つの工事の中で、後から追加で出されたときには、どうしてもその工事への対応ができるかどうかという問題がございますので、31日という一つの期限は、工事を進める上でも大きな日付として捉えて、こちらのほうにうたわせていただきました。

それで、じゃ、延期があるのかということですが、それは今後の進捗状況を見ていく中で、設置の同意がなぜ遅れるのかという、そこですね、その原因によっては若干変わってくるとは考えております。現時点では、31日は一つの区切りとして住民の皆さんに示して、工事をするときには地区内で一体的に地区工事を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 再質問ありますか。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） きょうは、ダブった質問が出るといけないと思ひまして省いたところがございます。

それでは1点だけ。先ほど防災のことで聞きましたけれども、J-A L E R Tが8月の契約時に発注されていないということでございましたけれども、その理由をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 当時の設計の中では、非常にJ-A L E R Tの接続、そこが大変難しいところがあったと。安芸高田市のほうでも設置していく上で、期限、同じにはできなかったということを聞いております。そういう意味で、今回期限に、情報基盤のほうを特に優先をして、8月のときには入札にかけさせていただきました。そして現在は、本年度に着手できないかということで検討をしているところです。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今、安芸高田市のお話ございましたけれども、確かに安芸高田市は、「お助けフォン」ができてから約1年近く後にJ-A L E R Tがつながっておりますけれども、この町は、同報無線の代わりでこの事業を始めますよといったことが本当にポイントになると思うんです。それによって住民の皆様が、いろいろあるけれども、情報通信のためもあって、防災のこともあってということで始められた事業ですので、できる限り4月1日開局と同時に、J-A L E R T、あるいはLアラートが運用できることをお願いいたします。質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） その前に、生涯学習課長、山下安男君から小藪侃一郎君に対するの答弁がございます。

○生涯学習課長（山下安男君） 先ほど町営サッカー場の芝生化のことで町長からお話がありましたけれども、町営サッカー場の今後の想定は、社会体育施設にとどまらぬと想定されます。そうすると、幅広い関係者による例えば委員会とか協議会の中で話していく、進めていくという必要があると考えています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） いいですか。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 終わりを宣言しましたけれども、今のお話で、そういうものを「という考えがあります」じゃなくて、実行に移してほしいんですね。そういうことで進んでいただきたいと、そんなふうに思います。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで11番、小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

次に、1番、藪田靖邦君、発言を許します。1番、藪田靖邦君。

○1番（藪田靖邦君） 大変眠くなる時間ですが、1番、藪田靖邦です。

通告に従って質問します。

昨年12月から振り返って、情報基盤整備事業に関する質問を特例債の使い方も含め3回質問しました。昨年12月には、情報基盤を整備するはずなのに、情報が入り乱れて、誰が何を整備していくのか、そこがわからないという質問をしました。また、事業を進めていく上での財政の状態、方向性、活用等について伺いました。今年に入って3月で、中身の充実、ソフト、アプリケーション、利用者さんとの対応、ハード面についての質問でした。今年最後の質問も、やはり整備されていく事業の今後の対応、何度も質問せざるを得ない状況も察していただき、質問をさせていただきます。

まず1番目に、ICT利活用検討委員会の役割。二つ目に整備工事完了後の利活用について。三つ目に、東海ブロードバンドサービス株式会社について。四つ目の工事進捗状況は、先輩議員何人もお話しされて、私も言いたいことだけ四つ目は言わせていただきますので、その辺で演台からの質問とします。お願いします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの1番、藪田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、1番、藪田議員にお答えをさせていただきます。

本年の11月12日に設立をいたしましたICT利活用検討委員会につきましては、工事完了後に期待される高度情報基盤の利活用について検討していただくため、有識者や町内の各分野で御活躍されている方々を委員として構成している委員会でございます。各世帯に整備する告知端末機の利活用や整備されるネットワークを利活用し、この町が少しでも便利で暮らしやすくなるよう十分に意見交換をしていただき、有効な利活用につなげていきたいというふうに思っております。

この事業の財源としている国庫交付金は、インフラ整備だけではなく、その後の利活用が重要な交付条件とされております。十分に検討していただき、情報通信技術の利活用による生活の向上につなげていきたいと考えているところであります。

今回の高度情報基盤整備工事は、町政懇談会でも繰り返し説明してきたとおり、最低限のインフラ整備と位置づけ、工事完了後に町民の皆様が必要とされる利活用のための機能をつけ加えていく考えであります。

東海ブロードバンドサービス株式会社については、町内に本社を設置することで提案時の約束を忠実に果たしていただきました。これから地元の企業として、町としてもできる限りのことはしていきたいというふうに考えております。

経営への直接的な支援をすることは当然できません。しかし、提供するインターネットに加入しやすい環境づくり、例えば町が教室や講座を主催し、インターネット利用者人口を増やしていく、このことは間接的な支援であるばかりか、インターネットを利用することで町民の皆様が不自由されていることを解消し、それが結果として生活の向上にもつながると思っております。当町への高速インターネット提供に、唯一手を挙げていただいた事業者であります。運営事業者として、また企業としても努力をしていただき、事業規模を拡大し、当町における雇用の場の確保にもつなげてもらえればと期待もいたしているところであります。

工事の進捗状況につきましては、これまで太田議員、小藪議員の質問にお答えをしてきたとおり、少し遅れておりますけれども、今月下旬から本格的に着手をしていくという報告を受けております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） まずICT利活用検討委員会についてですが、やはり情報基盤のことになると、私の質問は、財政シミュレーションとかハード面などで余り一般受けしない質問が多いと言われたこともあり、大変ショックなときもあつたんですが、今回私もICT利活用検討委員会のメンバーでもありますので、再確認の意味で、皆さんへのお知らせも含め、ICT委員の果たす役割、町長答弁していただいたんですが、意見交換だけで終わらせないための状況、委員の皆さん、今ちょうど共有から入って、今後の展開を確実なものにしたいという思いもあると思いますが、その辺のもっと深い部分をちょっとお話ししていただけたらうれしいんですが。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 昨日の静岡新聞にもいろいろ論評として書いてありました。あれを見ますと本当にそのとおりで、やはりせっかく大きなお金をかけたものが、宝の持ち腐れになってはいけないという中で、この地域に合ったそのようなソフトを開発し、端末にはそのような多くの皆さんが飛びつくような形で対応できる、そのようなことを検討していただきたいというふうに思っておりますし、もう少し大きく言いますと、やはり一番心配な医療関係、福祉関係、教育関係、これについての遠隔の会議または遠隔の診療等々いろいろな幅広い分野で利活用ができるということもお聞きしておりますし、具体的にやっているという中では、当然この町に合った方向性を見出していくということが必要ではないか。それには当然多くの皆さんが参加をしていただけるということを期待をすることが必要というふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 今の町長の答弁いただいて、今後検討委員会から出される利活用プランについては、各担当課で十分協議して、実現に向けて努力をしていただける話になっていくのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これはどこかで統括しないと、ばらばらでやってそのままというわけにいかないと思います。ですので、企画等で、当然ながら各課のやりたいというんでしょうか、こういうソフト欲しいよ、端末をこうしたいよということがあった場合には、調整役が必要だというふうに思っています。それぞれ好きなことを言って、これが必要だ、これが必要だといっても、まとめがきかないという中で、若干の優先順序はつくかもしれませんが、その間は部署を、対応していただく総括的なところをつくる必要があるというふうに考えておりますので、それは当然来年度前に対応していかなくや間に合わないだろうというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 委員会で今後話は進められていくとは思いますが、中長期的なもの、時間が制限されるもの、委員会でも検討していかなければいけないことが多いと思います。今回の予算は当然皆さんの税金であり、インフラ整備後のアクション、仕掛けですね。インターネット利用者と非利用者のカテゴリ分けも必ず必要になってきます。行政側のアクションと民間側のアクションとの間に入って、サービス均等化に行政も努力していただきたいと思っております。

そこで、そうした各課の対応も含め、衆議院選挙も終わり、先ほど町長も申ししていましたけれども、安倍政権が強く推す施策「地方創生」、ITを活用した地方創生、利活用検討委員会で検討していく利活用方法と地方創生を目的とするIT利活用、先ほど町長も言っておりますが、遠隔診療医療の面、教育、これも先ほど教育長を中心がっちりやっていってくださると思いますが、生活支援など地域のサービス向上をさせて、企業の進出や移住・定住を推し進めることができ、まちづくりにもつながっていくと思います。これからの国の予算も明確になってくると思います。来年の予算計上に向けて各課それぞれ地域創生計画を作成することで、利活用のための新たな財源確保も可能になるのではないかと思います。先ほど町長、まちづくりのほうで答弁していただきましたが、また同じような質問で申し訳ないんですが、どうしてもやはりこれから先、皆さんが心配しているのは財源確保と、ソフト、アプリから入ってくると思っています。そこでお金がかかってくるものですから、その辺の財源確保のことも考えて、地域創生計画に向けて作成することで、ITを利用してさらに財源確保も可能になると思っていますので、また繰り返しの答弁になるかとは思いますが、お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 地方創生の関係が具体的にまだ目玉が決まっていないということがご

ございます。そのような中で、当然ながら、やはりモデルとして対応できるものを相当数計画しない限りはお金が見つからないということで、今回の地方創生は、結論から言いますと、全国の競争であるというような意識のもとで対応する必要があるという中で、やはりこのように大変中山間が苦しい状況にあるという中では、モデル的な事業を全国に先駆けて検討する必要があるというふうに思っております。それがいわゆるモデルとしての地方創生に対する私たちのメッセージになるというふうに思っておりますので、今言われましたとおり、医療・福祉・教育関係については、当然ながら対応を積極的にやっていくことが必要というふうに思っております。

特に今言われました遠隔診療、それから、中高一貫教育の絡みもございますけれども、川根高校の存続に関することについても、やはり町がどのような対応をするかということで県の動きが変わるといことも感触として感じておるものですから、そのことも含めて、先進的な考えを持って進めていくことが必要というふうに考えております。これも当然ながら行政だけではなかなか力不足になりますので、議会の皆さんにも御後援をお願いしたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 今の町長の答弁、どっちにしてもこの地方創生、来年から始まることですが、職員の方々も、来年の本当に事業に向けてよい予算計上をできるように、皆さんで頑張ってくださいと私も思っておりますので、お願いします。

続けて次の質問に入ります。

○議長（中田隆幸君） 質問内容をしっかりして。

○1番（藺田靖邦君） 次の質問に入ります。

次に、整備工事完了後の利活用についてです。

今回整備される無線局、屋外スピーカーについても、同様に維持管理を担当する部署は企画課なのか、防災担当とするのか、どちらですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 統括するのは企画でやりたいということを申しあげましたけれども、これは各課からいろいろ出てくる事業が、ソフトづくりにも出てくるということがあるものですから、統括的には企画がやるべきだと思いますけれども、検討は各課で、それぞれの専門分野で対応しなければいけないという統括を企画で今やっているような形で、もう少し人が増えるかもしれませんが、対応する必要があるというふうに思っております。そこで取捨選択をし、優先順位を決めていくということになるかと思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 緊急時の対応は、やはり行政側としてはここに重きを置いて、緊急の対応ですので、企画課なのか防災なのか、その辺をまた煮詰めていただければと思います。

次に、本年度実施している整備工事については、先ほど町長も最低限のインフラの整備との位置づけということですから、それ以降の利活用に関する予算措置、事業担当について伺います。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問でありますけれども、今、平成27年度の予算ヒアリングを行っておりますけれども、特段このICT利活用に関して、例えば医療の面ですとか、教育の面ですとかという、予算的には今のところは私のほうは具体的には聞いておりませんが、当然それは先ほど答弁があったように、企画中心にいろいろな形で利活用をこれから考えていって、ICT関連の予算は、当初に出なくても補正等で上げていくということになるかと思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 来年以降のことですから、その辺はまた考えてやっていただければと思います。

次に、保守点検とサービスに関する東海ブロードバンドサービス株式会社についてです。

運営への直接的な支援をすることはできないが、地元の企業として、また当町インターネット提供に唯一手を挙げた事業者として、町長、先ほど申してくれました。私も、地域貢献できる会社になってほしいと思っています。全協等での話し合いの中で疑問に感じている部分はまだあるんですが、地域貢献、社会貢献が会社の規模拡大にもつながると思います。

以前、川根本町を足がかりにして、静岡県内の事業拡大も視野に入れたいという考えが東海BBさんにありました。現時点での見込みはどうなっているか、ちょっとわかるでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 直接的に会社の今後の展開については発言することはできないかと思いますが、県内においてのサービス提供について努力しているということは聞いております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） いずれにしても地域貢献できる会社にお伝えください。

4番目の、これ最後になるんですが、工事進捗については、先輩議員、先ほどからずっと言われていることですので、少しJ-ALERTのことも先輩議員言ったんですが、どうしてもやはり僕が最初にJ-ALERTのこの全国瞬時警報システムのことは、防災面で、接続にはどうしても必要なことだと私は思っていて、当町の面積の広さと山を背負っての集落形態が、これが最も必要なシステムだということは皆さんもきっておわかりだとは思いますが、先ほど課長のほうからも答弁はあったと思いますが、今後も設計変更が考えられるか、工期の延長も視野に入れていきますか。もう一度ちょっと御返答をお願いしたいですけれども。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） J－A L E R T 関連の工事は、今の工事の設計変更ではなくて、一つの事業として進めていくということで考えております。当然速やかにできる形を検討しております。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修兎君。

○総務課長（前田修兎君） ただいまの J－A L E R T の件につきましては、当総務課、防災担当課としましても、非常に重要な位置づけと考えております。当然 J－A L E R T だけではなくて、防災面については、今の「かわねフォン」の中でいろいろな緊急情報がお知らせとして出ると思います。そのことを含めて、J－A L E R T の接続がしっかりとしないと緊急時に対応が遅れてしまうとか、そういうことも十分考えられるということで、その点につきましては企画課とも十分協議をして、同時進行でぜひともやってもらいたい、そのような形をお願いをしているところではあります。

○議長（中田隆幸君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 私は消防委員長もやっていますので、防災面のハードの充実をぜひここはお願いしていただきたい、お願いします。

これからは、さらに町民の皆さんが便利で快適な生活環境をつくり、安全・安心な地域づくりのために、この事業の整備推進の意味を、政の事業ではない当町の計画に組み込まれた日々の暮らし、また、将来に結びつく事業だということの本質を大切にしていきたいと思えます。

また、町長もきのうの「黒潮」、新聞記者の記事で、ちょっと私、彼女に引用してもいいかということで、少しその引用文を述べて質問を終わりたいと思いますが、きのうの静岡新聞、島田支局記者の記事を借ります。

「町内全世帯を網羅するネットワークは、町内の距離的障害を克服し、過疎地域の福祉や医療、教育など様々な分野の可能性を高める新たなサービスだけでなく、既存のサービスに付加価値を加える」、皆さんも先ほどから言っています「宝の持ち腐れにならないように、費用対効果に見合った利活用策を知恵を絞って提案し、進めてほしい」。私も肝に銘じて、町民の皆さんが笑顔になる事業にと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで1 番、藺田靖邦君の一般質問を終わります。

続いて3 番、野口直次君、発言を許します。3 番、野口直次君。

○3 番（野口直次君） 3 番、野口直次。

通告に従い一般質問をいたします。

国の人口減少の中、地方創生と叫ばれ始めた今、一生懸命やる方にはそれなりに対処していく、来年度はめり張りのある予算をという町長の力強い言葉の中、本町の教育の平成の大改革とも言える教育ビジョン、戦後最も厳しく長い茶業・林業の低迷、また、商工、観光を含め所得低下に伴い、後継者不足、税収の落ち込み、雇用の問題等と課題は山積みです。

そんな中、職員が住民の安全・安心のため、生活の足「道路」を見守っている方々、日々、生活、健康、福祉、介護と携わっている人々と接する機会が増え、この1年2カ月を振り返り、勉強させていただきながら、日々感謝と、どうなっているかなという疑問の繰り返しの中、自分自身、地域が少しでも前へと思っています。

下記の三つの一般質問をさせていただきます。

最初に、今後の本町学校教育のあり方、方向性を問う。

それこそ教育長は、大学を退官いたしまして、各大学からの勧誘もあったと思うんですが、地元というのですか、この川根本町のために来ていただきましてありがとうございます。私は余り褒めることはないんですが、お願いいたします。

近年、余りにも学校間の児童生徒数の減少、また、中学生になってもクラス替えができない現実、部活動の制限、学校によっては男女間の比率がゼロという学年もあり、そんな中、女の子らしさ、男らしさ、さらに複式学級の増加、私自身、統合が必要と考えていたやさき、新しく注目される学校教育のビジョンの春風が川根本町にも吹き始めています。

本町の学校教育のビジョンの策定の今後の考え方及び来年度を含め、進め方を問う。

②町にあっては、町民、父兄の中には、生徒減少に伴い統合を望む考えが見受けられる中、どのように今後の町の教育施策を説明し進めるか。

2、農業の今後の現況の施策を問う。

①農業共済の加入状況と共済加入できなかった人たちに対して町の対策は。

②茶業の低迷の中、農地流動の課題とその対策及び今後の取り組み。

③農家、専業農家、生産法人、農事法人に対しての支援の方法、来年度の予算を含めて今までとは大きく変化するのか。

3、国・県道の今後の道路計画の見直し、町としての要望・陳情の進め方を問う。そして、町道等の管理は。

①国道362号3カ所、静岡、青部、上長尾の今後の見直し、その中の町としての要望は。

②道路の安全確保対策、また、地区の要望を含め町の考え方を問います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの3番、野口直次君の質問に対し、教育長及び町長の答弁を求めます。教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 太田議員のほうの質問にございました部分と多少重複する部分がございます。それで、少し太田議員に説明したことで文言を変えて、もう一度私の教育ビジョンの体系を説明した上で、それで今後の進め方ということの説明させていただきたいと思えます。私の説明の後、2番、3番については町長のほうから答弁させていただきます。

平成17年の中央教育審議会教育制度分科会地方行政部会というところからの答申がありました。ここでは、地方分権の時代においては、地域の実情とニーズに適合した教育をそれぞれの自治体が主体性と創意工夫、そして責任を持って推進していくということが求められま

した。

平成27年度から推進する学校教育ビジョン「学力向上ネットワークプラン」は、川根本町の六つの小中学校を緩やかな一つの学校とみなした本町ならではの教育、いわば本町だからこそできる教育であります。児童生徒1人当たりの教職員数は、太田議員にも申し上げたように、他の市町村に比して圧倒的な優位性を持っており、これは町の財産であります。したがって、この町の財産を手放す必要はないと私は考えております。したがって、子供たちの数が減少したからといって、質問要旨にあるように、統合をせいで考えるのではなく、町の財産である教職員を生かし、小規模であることをプラスと捉えた川根本町ならではの教育施策を推し進めます。具体的には、キャリア教育を基盤としながら、各学校の縦横の連携グループにおいて生み出すR G授業の展開により、学習効果の高い授業や活動を生み出し、これらの取り組みを通して、子供たちの生きる力を育むとともに、確かな学力の定着を図ってまいります。また、学校の枠を超えた新しい人間関係の構築される中で、学ぶ楽しさを実感しながら、子供たちの中で自尊感情や自己有用感、自己効力感が大きく膨らんでいくこととなります。

なお、R G授業については、本施行となる来年度については、小学校で10回40時間、中学校で5回20時間のR G授業を実施する予定であります。

R G授業については、これまで9月から11月にかけて1回目の試行を行いました。この結果を受けて、現在、町校長会を中心に、全教職員が一丸となってR G授業を推進することができるような体制づくりを進めているところです。さらに1月、2月に2回目の試行を実施する計画であります。その際には、学校給食も合同で行うことになっております。御案内いたしますので、ぜひ議員の皆さんも、生き生きと学ぶ子供たちの姿を御参観いただければと思います。

教育委員会としましては、学校が主体的に教育ビジョンを具現化していくことができるよう、全面的にサポートするための環境づくりに努めてまいります。具体的には、個別・グループ別指導を行ったり、各学年が一堂に会したときに授業を行ったりする上で必要な備品を整える必要があります。また、実際に子供と向き合う教員の資質向上を図る上で必要な21世紀型の新しい教育、これは最近21世紀型の教育スキルということが言われております。実は、子供たちが主体的に学ぶ教育の方法というの、世界的に開発をされております。そういうものも含めてということで、新しい教育について主体的に研修を深めることができるよう支援を行ってまいりたいと考えております。これらについては予算化を進めておりますので、ぜひ議員の皆さんにも御配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 次に、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

2項以降の農業に関してでございます。

野口議員におかれましては、熱心に農家と意見交換をされ、農家の経営状況や農家の考え方にに基づき質問をされたものだと思っております。

茶共済につきましては、町議会の御理解をいただき、この9月議会におきまして、補正予算により補助制度を立ち上げることができました。平成27年度産に向けた加入状況は、18団体の181戸となり、補助制度ができたからというわけではないとは思いますが、新規に10団体128戸の加入が実現できたことは、町内の農業経営の安定化に一定の策を打つことができたものと考えております。野口議員が指摘しているとおおり、茶共済制度は、第三者が年間総生産量を示すことができる生産者の加入を前提としている制度ですので、自製農家が加入しにくいという側面がございます。この点につきましては、何らかの対応を共済制度に求めていくこととしております。

農業経営の安定化、リスクマネジメントは、全ての農業者が事業として行っているわけですので、経営手法として必要なことであります。生計という観点で申し述べさせていただければ、兼業化のその一つの手段であり、先人がやってきた複合経営もその一つの手段であります。本町における農業は、久しく茶に特化した経営形態であります。複合作物に取り組む農家も多く、特に柚子は昭和56年に大規模な作付を実施して以来、農業経営振興会や生産組合に加入する農家の皆さんの苦勞と努力の成果が見え始めてきております。大変うれしいことであります。また、法人化の取り組みも農業の共同化というばかりでなく、人材育成の側面としても機能し始めております。

これらの状況を踏まえ、茶共済加入以外の方法でリスクを回避する手段を普及指導してまいりたいというふうに考えております。また、その具体的な支援も拡充をしてまいりたいというふうに思います。

農業の担い手の高齢化に地域として取り組む手段として、農地流動化を推進していくに当たりましては、農地が集約するということが、経営面積の拡大を行っているということであり、省力化や低コスト化、あるいは効率化が課題として浮上してまいります。農地流動化のポイントは、担い手のやる気であるわけですが、取り組みをしやすいように初期投資の段階で町の支援を検討してまいります。

生産意欲、経営拡大志向が強い個人あるいは生産法人といった農業者への支援を強化していくことは、担い手を育成することと同義であるわけですので、平成27年度事業として対応してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、個人農家の積極的な取り組み、農業生産法人の動向など明るい動きも見え始めておりますし、何といたっても11月27日には、川根本町柚子がしずおか食セレクションに認定され、いよいよ県内外の注目を集めることとなってきましたこと、生産者のためまぬ努力に敬意を感じますとともに、川根本町農業の先駆的かつ大きな期待が持てる農業経営のあり方の一つだと認識をしているところであります。

3番目の国道362号3カ所の今後の見通しについての御質問がございました。

今年第1回議会定例会での芹澤議員への答弁と重複する箇所もございますけれども、御了承いただきたいと思います。

現在、町内を通る国道362号では、国道事業として富士城及び青部の2カ所、また過疎代行事業で上長尾の合計3カ所でバイパス工事が進められております。このうち、特に早期の完成を切望をしておりますのは青部のバイパスです。この道路の完成は、合併前の旧中川根町と旧本川根町を一体化するかけ橋として、また、産業、観光の活性化、過疎対策など多くの課題解決への対策として効果が期待をできます。

本年10月21日から、元藤川と青部下沢間の藤沢橋が供用開始となり、この橋を利用される方も増えております。また、青部付近でも盛り土等の道路工事が行われております。残るはトンネル工事ですが、県では来年度から工事に着手すると明言をしていることから、全面開通もそれほど遠くはないものと考えております。早期の全面開通について県や国への要望は続けており、本年度は、国土交通省では事務次官等にも直接要望をしております。

次に、富士城バイパスです。川根本町の、また、日本の宝である南アルプス地域が、6月11日、ユネスコエコパークに登録されたことから、静岡県側の玄関口として、静岡市、川根本町間の国道整備は今後ますます重要となってきます。また、平成28年4月から消防救急業務が静岡地域という枠組みで広域化されますが、大災害や大事故が発生した際の広域連携のためにも国道整備は不可欠のものであります。現在施行中のⅡ-1工区では、延長230mに及ぶ11号橋の完成が待たれておりますが、完成までには残念ながらまだ数年を要すると県から説明を受けております。

静岡市と川根本町小長井間の国道整備に関しましては、静岡市羽鳥、藁科、清沢各地区の皆様と、静岡市、川根本町間国道バイパス建設促進期成同盟会を組織し、静岡市・県・国への要望活動をしております。この道路は、静岡市との交流、物流を活性化する上でも早期の整備が待たれておりますので、関係機関への要望をこれまで以上続けてまいります。

上長尾バイパスの件ですが、本年度中に長尾川橋付近で国道に接続する計画です。それ以降の道路詳細計画はまだ決まっておりません。現道の沿線には教育施設や社会福祉施設がありますので、安全な交通を確保するためにも、引き続きバイパス整備が推進されるよう、県・国への要望を続けてまいります。

道路の安全対策、また、地区の要望を含め町の考え方はという質問がございました。道路管理上、安全な交通を確保する必要がありますので、そのために必要な維持管理を行っております。各地区から提出していただいております要望には様々な内容があり、中には町として対応できかねるものもありますが、要望にはできるだけお応えできるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） どうもありがとうございます。

再質問させていただきます。

最初に、学校教育のビジョン推進体制と保護者や地域の説明はどのようにするかお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） これまで11月11日に行われた町PTA連絡会の教育講演会の場において、出席の保護者に対して教育ビジョンの取り組みを説明しております。そして、その中で理解と協力を求めてまいりました。また、各学校には授業参観や保護者会において説明の要請をいたしたところです。

今後につきましては、先ほど太田議員にも説明しましたが、校長会を通して12月中に小中学生の全家庭に学校教育ビジョンのリーフレット、これなんですけれども、これを配布いたします。本年中に配布をするということです。また、4月の教育ビジョンの本施行に向け、町の広報紙や新聞報道、さらに各学校の参観等の機会を活用して、教育ビジョンの考え方や具体的な取り組みについて説明を行い、広く町民や保護者に周知をしてまいる所存であります。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 町長に質問させていただきます。

それこそ現場の校長を中心に、教育委員会あるいは県がサポートしていきながら、新しい教育の方針、キャリア教育を含めて頑張っていただくということが大変わかった中で、やはりこのビジョンを推進していくには、教育には人、物、金が重要で、教育というのはとまっている時間はないと思いますので、これからの町長の考えをお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 基本的に教育というのは人づくりだと思っております。人づくりをやっていくには、当然ながら投資が必要というふうに考えております。今言われたとおり、それぞれの施設、環境、それから教育の備品等につきましては対応をできるだけしていくということが人材育成にプラスになるというふうな基本的な考え方は以前と変わっておりませんので、そのような考え方のもとで進めていっていただくということの後押しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 本当にこの教育というのは、長くて時間がかかるものでしょうけれども、こうやって、太田議員もおっしゃってございましたけれども、県下で初めてという中で試行錯誤しながら進んでいくということは、緩やかな大きな統合にも一部考えられますけれども、本当に子供たちが生き生きしていく中で、今後も頑張ってください中で町長にもう一度お聞きしたいのは、とにかくあってはならんですが、これから町が貧乏になっても、子供たちの教育費は惜しまないということをお願いをしたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど申し上げたのはそのことを言ったつもりだったんですが、すみません、つながらなくて申し訳ないんですが、やはり人材育成には長期的な投資が必要だということはわかっております。そのような中で、当然ながらできる範囲になるかもしれませんが、最優先的な課題であるということが人づくりの私に与えられた命題かなというふうにも思っておりますので、やはり教育関係については、当然ながら惜しみない後援をしていくことが必要というふうに考えております。これはいろいろな場面で、今度は、先ほど教育の関係については教育長に全て答弁させていただきましたけれども、基本的には町全体の中で、教育がある程度しっかりしていないと、先ほどから質問がございます若者定住についても問題があるし、そのようなことを拡充していくことが将来につながる、人づくりに特につながると。

もう少し言いますと、私は基本的には、人材育成のためには教育の基金をつくってもいいと思っています。そのようなことをやらない限りは、なかなか大きな展開ができないだろうというふうに考えておりますので、今引きずられて口が滑りましたけれども、そのような方向も考えているということだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 次の2番目の農業について質問させていただきます。

今年度は、昨年同様、各農家に肥料、農薬の助成は考えなかったのか。また、JAは早々被害地域が昨年より小規模と判断し、取り合わなかったと聞いております。ひょうの被害をはじめ、2年連続農家のダメージは大きい。今年度の農業共済の加入の説明は先ほど聞いたんですが、この共済加入のみでよかったのかと日ごろ考えます。その辺をちょっと質問させていただきます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は、ひょうの話は、余り大きな被害があったということを言わないほうがいだろうか、報道しないほうがいだろうかという制約も、実はいろいろな方から言われたこともあります。しかし、うそ隠しなく調べていただいたことは事実です。

その中で、今後抜本的に何が必要かということを考えたときには、生産者の所得補償、これが重要だろうということ、やはり、例えばの話で申し訳ないんですが、500万必要なときに、今お茶で300万あるけれども、そのほかどうしたらいいだろうというときに、安定した300万がないと500万までは到達しないということがあるものですから、そこで肥料の1俵や2俵で対応するという話ではないだろうという観点から、共済に加入していただくというようなことをやりました。

結果的には大変多くの皆さんに加入をしていただいたということもありますけれども、これが全て100%で、これで農家は安心だという話じゃありません。これからも凍霜害が来る可能性は当然ありますし、今後やはり基本的には、生産者の安定した所得確保をするべきだということで、このような方法をとったということで、いろいろなことを考えましたけれど

も、今でき得る最大限の目標は、農家の所得確保ということだったものですから、このような方法をとったということで御理解をいただきたいと思ひますし、今後、共済等ももっと入っていただく方が増えたほうが私は安定すると思ひておりますし、それが持続的な農業につながるというふうに思ひております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、町長がおっしゃったように、先ほどのほかの議員の質問にもあったんですが、本当にモデル的ないろいろなことをやってみたいということ、私はこれが一番きょうの議会の中で、私は農業畑ですので、聞いていて非常にうれしいなと思ひました。本当に実施して、それをまね、言葉は悪いんですが、それを見て、これは私でもできる、これはまた次の子供たちにもおやじがやらせてもいいという、そういうことも出てくると思ひますので、ぜひそういうモデル的なまた農作物の転換をしていただきながら進めていただきたいと思ひます。

もう一つ、農業の関係でお聞きいたします。

農地の賃借契約の利用権設定の近年の茶協を考えると、賃借料はほぼゼロ円か無償が多いと聞いています。多いと聞いているが、貸し手側の立場を考えた場合、せめて農地の固定資産税並みの何らかの助成はできないか。そうすると、耕作放棄地になる前に、手前でそんなにお金をかけずに農地の流動ができるじゃないかなと思ひます。それで、私たちもこの制度を利用していただいて借りているんですが、生活がお茶で余り楽じゃないもんですから、本当にお盆と暮れぐらいに少しお礼をする程度が現実なんです。それで、ある地域でも、やはり、これは国・県のまた農業の法律もありますので、本当に荒れたりとか何かっていうふうになっていかんと、実際動けないのは事実なんですが、本当に荒れる前に、先ほど述べたように、少しでも農地が皆さんの借り貸しができるようになればと思ひますので、その点、弾力的に進めていただきたいと思ひますので、その辺の何かアイデアというか、これは突然の私の提案ですので無理だとは思ひますが、どうかお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 国の制度であります中間管理事業というのがありまして、そちらのほうでは貸し手側にも借り手側にも助成が出るような制度がございますが、面積の要件とか貸し付けの要件とか、なかなかここに合ったものであれば、そこを紹介するんですが、個別にそこら辺は対応していきたいと思ひます。

小規模な町単独でのそういう助成は、今のところは考えておりません。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 考えていないけれども、考えていただけるということで期待いたします。

最後というか、3番目の質問をさせていただきます。

それこそ山間地域で距離の長い町道を管理していただいているのは大変だと思うんですが、

日常には、具体的にはどんな保守管理をしていただいているかということの中で、地区と地区の間、山道ですね。国道も入るとは思うんですが、県がパトロールを定期的に行っているのを昔はよく見たんですが、このごろ黄色いパトロールカーを割合見なくなったもんですから、担当はどこでどうやってやっているのか。例えば川根寸又峡線77の田野口、原を經由して下泉間も県道と聞いておりますが、その辺の保守はどんなふうになっているでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 県のパトロール、回数まではちょっと把握していませんが、最低月に2回ぐらいは、やはり野口議員おっしゃったように黄色い車でパトロールのほうはやっています。全てのそのパトロールのときに箇所を決めて回っているのか、それとも全路線を回っているのかまでもちょっと把握していません、申し訳ありませんが。月に1回は全ての路線は確認のほう、パトロールはしているはずです。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） そのパトロールの県道とか国道をやっていただいているのは、その都度、もし町役場とか何かには、いろいろな情報は、例えばこの地域という、そういうのはあるのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） どこの地域をパトロールするとかいうのは特にうちのほうにはありませんが、パトロールで例えば何か異常があれば、その連絡は町のほうに入ります。それで、こういう異常があったので、こういう対応を今後するとか対応したとかいう連絡はあります。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 最後の質問をさせていただきます。

緊急の度合いもあるでしょうが、ちいぢな落石、倒木、側線の薄くなった場合、落ち葉、雑草が生い茂って道路幅がわかりにくい。町道、農道、林道の場合は直接役場ですか。それとも区を通して役場に連絡するのか。また、国・県道の場合はどうしたらいいか、初歩的なことですが、もう一度確認の意味で教えていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） できれば区長さんのほうからまとめてといいますか、町のほうに言っていただければと思います。緊急の場合は直接役場のほうで結構ですけれども、そういう形でお願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 国道も県道もそれでよろしいですか、もう一度お聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） それでお願いします。

○3番（野口直次君） どうも一般質問、ありがとうございました。できるだけ皆さんと一緒にまた、いい27年になるように微力ながら頑張っていたきたいと思いますので、きょうはありがとうございました。これで一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで3番、野口直次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

35分まで10分間休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時34分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

5番、中澤莊也君、発言を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 最後の質問者になります。5番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問を行います。

最初にお断りしておきますが、太田議員、芹澤議員、野口議員との質問の内容がダブる点もあるかもしれませんが、その点は御容赦願いたいと思います。できるだけ違った視点で、硬軟織り交ぜて質問をさせていただきます。

質問事項は、一步踏み込んだ耕作放棄地対策をと、ユネスコエコパーク登録後の取り組みについてであります。

最初に、耕作放棄地対策について伺います。

農業従事者の高齢化や後継者不足、近年の茶価の低迷等もあり、町内の至るところに耕作放棄地が見られるようになり、ここ数年は年々増加の一途をたどっています。地域の活性化や地場産業の振興を図るためには、一步踏み込んだ耕作放棄地対策が必要であります。町が取り組むべき喫緊の課題の一つと考えます。

農地の流動化が進まない大きな要因として、昭和27年に制定され、平成21年に大きな改正を見た農地法による数々の規制が考えられます。農用地の除外、農地法第4条による地目変更、第5条による所有権移転を伴う種目変更の許可権限者は全て都道府県知事となっており、申請から許可に至るまで最低でも1年以上の期間を有し、申請者からは手続の簡素化や期間の短縮を求める声があちらこちらで聞かれます。県は、農地法第4条、第5条については、市町が手を挙げれば許可権限の移譲を認めています。我が町において4条、5条の権限移譲を行う考えはないか。町の土地利用計画を早急に策定し、あわせて農用地域の見直しを図る考えはないか伺います。

また、耕作放棄地対策として、町の取り組んでいる事業の内容、取り組み状況、課題、問題点、地域の反応等についても伺います。

次に、ユネスコエコパーク登録後の取り組みについてであります。

本年6月12日に南アルプスがユネスコエコパークに登録され、我が町全域も移行地域として認定されました。町長も我が町を町内外に知らしめる絶好の機会として捉えられ、議会等において、拠点の整備、人材の育成、アクセス道路の整備、エコツーリズムの推進等、前向きな発言をされておられます。

しかし、ユネスコエコパークに登録されたことの意義や、光岳南限の原生自然環境保全地域の持つ意味やそのすばらしさを知っている町民はごくわずかであります。かく言う私も、原生自然環境保全地域にまだ一度も足を踏み入れたことがございません。まずユネスコエコパークに登録されるような豊かな自然、歴史、文化を我が町は持っているのだという町民への周知、私たちは森と水の守り人、番人というのはやらされるという意味がありますので、あえて守り人という言葉を使わせていただきます。として、この地に暮らしているのだという町民の誇りの醸成、意識の高揚を図ることが肝要と考えます。

そこで、町が今まで取り組んできた住民への周知、インタープリター等の養成、拠点施設、アクセス道路等の整備状況、エコツーリズムの推進や今後の取り組みについて、町当局のお考えを伺います。

○議長（中田隆幸君） ただいまの5番、中澤荘也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。今は軟の御質問でございましたので、後半の質問には硬が来ると思っておりましてびくびくしておりますけれども、答弁をさせていただきます。

中澤議員は行政書士でもあり、日々様々な行政手続に関する相談を受けておられることと存じます。また、川根本町エコツーリズムネットワーク協議会の会長として、観光的視点、環境的視点、そして生活文化といったあらゆる視点から、日ごろの経験や活動に基づく知見による御質問を頂戴したと思っております。

まず初めに、耕作放棄地対策と農地法の御質問についてお答えをさせていただきます。

耕作放棄地対策は、太田議員からの質問もございましたので、重複する部分につきましては省略をさせていただきます。

このことにつきましては、議員各位をはじめ、多くの町民の関心が高いものであります。耕作放棄地が増加している現況において、農地法第4条及び第5条の権限を町への移譲を求めて農地流動化を円滑に進めていく御提案をいただきました。農地法の運用に際しましては、議員も御存じのとおり、法律、政令、省令に加え通達まで、非常に多岐にわたる法令知識が必要な業務で、第4条、地目変更、第5条、所有権移転に関する許可については、町の農業委員会が審議した後に意見書を県に提出をすることで、県が許可を行うこととなっております。この農業委員会の審議におきましては、小規模な自治体においては、やはり県の指導を仰ぎながら適正に法令の運用を行う事務を実施することが町民全体の利益につながるものと

考えております。

一方で、農地集積バンクのような事業は、国が進める中間管理事業、農協を中心とした農地利用円滑化制度において進められているところで、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。その際に、受け皿となる農業者の存在が重要でありまして、農業生産法人を含む農業者の育成が鍵となるわけでございます。良質な川根茶の生産をはじめとする我が町の農業を推進すると同時に、効率的な省力化農業に取り組む農業者の育成支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

法人による農業経営につきましては、町としても期待を寄せているところでありますが、そのほかにも機械の共同所有や農地の共同管理などの手法がございます。個人においても複合経営により経営農地の拡大に取り組まれている農家もございます。多彩な農業形態が実現できるよう、農協営農及び農林事務所普及指導と連携して我が町の農業振興を進めてまいりたいというふうに思っております。

2番目のユネスコエコパーク認定後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

6月11日に、当町全域を含む静岡、山梨、長野3県10市町、302haの地域がユネスコに、南アルプスエコパークに登録され、ほぼ半年が経過をいたしました。このユネスコエコパークは、ユネスコが、世界人類に誇り保護すべき自然環境を中心に、自然環境との共生活動に率先して取り組んでいる地域として認定したことは、議会の場で幾度となく答弁をしております。ユネスコエコパークの認知度に関しましても、中澤議員の6月議会の御質問の答弁時にも申し上げましたが、同じユネスコに登録する世界遺産と比べ、残念ながらその認知度は余り高くないと言わざるを得ない状況が現実であります。

議員御指摘のとおり、エコパークに登録された地域としてのPR、住民への周知、人材育成等が、本登録をより有効なものとしていくための最重要課題であると認識をしております。

これらに関する登録後の当町での取り組みを御報告させていただきますと、PR活動として、静岡市内を中心に発行されているタウン誌へのユネスコエコパークに登録された町「川根本町」の特集記事掲載や、同じく井川地区がエコパークに登録された静岡市と協力し、各種イベント等、様々な機会、場所でのPRイベントを実施したほか、産業文化祭、ふるさと祭り、接岨湖まつり等の町内イベントにおいてもPR活動を実施してまいったところであります。

町民への周知促進に関しましては、「エコパークとは」という基礎的部門から学ぶ勉強会の開催等や町広報紙への関係特集記事の掲載等も行ってきたところであり、最近では商工会等各種団体においても、独自にエコパークの町としての活用方を学ぶ学習会が開催されるなど、多くの方々への周知、活用促進に向けての動きが見られている状況ではあります。

しかしながら、まだまだPR、住民への周知活動等は不足している状況にあり、効果的な住民周知等を推進していくための有効的な方策を進める第一歩として、担当課にとどまらず、役場庁舎内関係課による検討会議を開催し、それぞれの担当業務において、エコパークに登

録された町としての様々な展開を図っていくことを確認したところであり、今後各課等において、エコパークに登録された町として進める様々な事業展開を次年度以降の予算等に反映していく予定であります。

中でも、人材育成に関しましては、エコツーリズム等のガイド、指導者養成のみならず、エコパーク「自然との共生」に関する人材育成、人材教育が求められており、環境教育の充実や地域を再認識するための取り組み等、様々な取り組みをより一層拡充していくことにより推進してまいりたいと考えております。

次に、施設整備に関する質問であります。当面は寸又峡山岳図書館、資料館やまびこ、フォーレなかかわね茶茗館をエコパークの情報発信拠点施設として、エコパークに関する様々な情報を提供するよう随時対応していくものとしております。

寸又左岸林道整備に関してですが、先ほど芹澤議員の質問にもお答えさせていただきました。現在、森林管理署のみならず、環境省、県等の関係機関とも様々な観点から協議検討を行っている状況であります。しかしながら、同地域の厳しい自然条件等から、利用に際しての安全確保等の面、自然環境保全の面等、様々な課題を抱えているところであり、今後も関係機関等との協議をさらに重ね、よりよい方向性を見出すよう検討努力していくものがあります。

寸又左岸林道の整備につきましては、芹澤議員の質問と重複いたしますので省略させていただきます。

以上です。

- 議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。5番、中澤莊也君。
- 5番（中澤莊也君） まず町のほうでいろいろな、耕作放棄地の関係でございますが取り組みをされているわけです。総合計画の中にも数値目標を計上されていまして、町のほうで先ほど、農地の再生には、一般の方は補助率が2分の1で、認定農業者の方は6割の補助があるということで、そういう一生懸命農業をやられる、町長がよく言う篤農家と言われる方たちだと思っておりますが、そういう人たちをこれから農業の担い手として、町の茶業振興、農業振興をしていこうという考え方のようにありますが、現在の認定農業者、私のところにある資料では、22年には77人で、平成28年には94人という目標数値を掲げられておりますし、認定農業者への農地の集積ということを考えていらっしゃるようです。22年には15.9%、28年に20%、耕作放棄地の再生利用面積については年間52a、平成28年には年100aということで、そのための目標達成の取り組み、狭小で急傾斜面に立地する農地、そういうものが荒廃農地になっているという、以前、課長からの答弁がございましたので、そういうものに対する考え方についてまず伺います。
- 議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。
- 産業課長（後藤泰久君） まず最初に、総合計画の数値目標でございますが、認定農家数、平成22年契約時ですが、77人でしたが、平成26年62名という数字であります。農地の集積率

ですが、計画策定時が15.9%、26年度が11%、耕作放棄地の再生面積目標52aに対しまして26年度は今のところございませんという今年の現状であります。

耕作放棄地に対する政策方針はということですので、今、農業委員会のほうで農地を見ておりまして、山となってしまっている農地もありますので、そちらは非農地化を進めていくということで、それから、農地から外れた農地といいますか、山つきの農地は柚子なり栗なりの転作をしていただくように進めたいと。そして、先ほど太田議員が勧められたナギナタガヤを利用して、景観も、それから果樹ということで複合のほうに進んでいただきたいと思います。どうしてもここは守っていかなければならないという農地については、借り手をなるべく探して、継続して茶園としていってもらいたいということで進めたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、課長のほうで目標数値が22年が77人で26年が62人ということで、ほとんど達成されていない。その原因をどのような形で考えているのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） やはり全国的にそうなんです、高齢化ということ、それから後継者不足ということで、計画策定時より茶業も変わってきておりますので、このような数値になってしまっているのではないかと思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、課長の答弁の中で、やはり高齢化、後継者不足、茶価の低迷等、そういう環境が非常に厳しいということで、今農業をやられている方の中にも、後継者がいないので、これから自分たちの土地、農地をどうしていこう、農地が荒れてしまうおそれがあるという危惧を抱いている方はたくさんいらっしゃいます。先ほど私が農地法の関係で、いろいろ法律とか規則、省令、通達等もあって、なかなか難しがるよという御答弁がございましたが、一つの農地の流動化というか、地域が活性するには、農地法、地域の創生ということが出てきたと思います。モデル地区をつくって手を挙げていく、そういう中では、やはり町がこれから取り組む施策の中で、機構改革も含めて人的な配置をしながら農地の流動化を進めていく必要があると考えますが、町のほうに考えを伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは何人かの議員からそれぞれ質問がありました。大変喫緊の課題であります。それについて何もやらないというわけにいかないということも申し上げておりますし、やはりこれをやれば解決するということがなかなか大変であるということも承知しております。その中で転換作物の話をも具体的にしておりますし、山になったところはもう放棄してもらおうということもやっております。その中で、やはり私は、景観を保つためには、今現在できることは、農地の集積というのは非常に権利、義務が働いて難しいということも実感として思っておりますので、何とかできるところから、モデル的に町が先頭になって対

応していき、それをモデルにしてほかにつないでいくという方法しかないのかなという感じで先ほど太田議員には答弁させていただきましたけれども、抜本的にそのような感覚でやらない限りは、なかなか一般論として言うのは簡単ですが、具体的になると大変だということも承知しておるものですから、やはり町が積極的に対応していく、それが将来の流動化なり転作につながればいいなというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 町の実情を見ても非常に厳しいというのは私も認識しているつもりであります。ただ、事務的な手続というのが簡素化できたら、少しは都市が動いてくるのではないかということで、以前参加させていただいた研修会においても、県の農業担当者の方からそういうことがございましたので、各市町においても、湖西市とかそういうところは手を挙げていらっしゃるようであります。権限移譲の関係で役場の職員の方に、非常に事務が煩雑化していたり多くの権限移譲で事務が多様化しているというのは承知しておりますが、やはりやるべきことはやるという姿勢を見せていただきたい。それが町の、私は農地が動く、町の活性化につながるのではないかとことを思っております。その辺について、もう一度、農地の流動化ということで、手続の面で町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 県内におきまして、現在権限の移譲を受けている市ですが、4ha以下の許可権限を受けているのが静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市でございます。2ha以下の権限を受けているのが富士宮市、島田市、焼津市、藤枝市、菊川市、牧之原市でありまして、町では今のところありません。それなりの職員と知識が必要とされるということで、人的配置は私は言えませんが、かなり事務が煩雑で専門的知識も必要ということと思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） そういうことも十分承知の上で申しているわけでありまして、その辺も検討をしていただきたいというのは、以前、私が質問させていただいた中で、農振地域の見直しということで以前質問させていただいて、その中で課長が答弁されていることですが、そういう除外等についても検討する組織については川根本町に合ったものができるのか、そういうことについて検討していきたいというふうに答弁をされております。このことについて検討をされたのか、今後こういう農地の見直しを来年度以降図ろうとしているのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農振地域の見直し、今年基礎調査をやっております、来年度見直しの年であります。川根本町は、御承知のとおり集落としての機能がなくなったところもありますし、そこら辺も加味して農用地から除外をするかどうかというのは、一度農用地除外すると、農業施策を受けられなくなってしまふ、農道をつけたくてもつけられなくなって

しまう、防霜ファンも補助金ももらえなくなってしまうということになりますので、地域の方と十分協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、課長のほうから農振地域について、一度外してしまうと農業の補助とかそういうものが受けられないということで、地域の実情を勘案しながら進めていきたいということで、確認ですが、平成27年度に見直しを図るということによろしいでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 平成27年度に見直しを行います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今年、町のほうで予算を計上されて、茶業の振興推進マップというものをつくられたかと思いますが、これをどのような形で農地の流動化につなげていくのか、その辺についての考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） そのマップ、昨年度つくりまして、それをもとに農振地域の見直しとかに活用していくつもりでおります。

○議長（中田隆幸君） 再質問ありますか。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 耕作放棄地ということで関連があるかと思いますが、これは少し静岡新聞の記事に載っていたものでありますが、鹿児島に知覧町というところがあって、菊永製茶組合というのが、視察に行かれた方もあるかと思うんですが、組合員が37人で158haの農場を3.5km圏内に集約してやっているというところがあります。そこで、規模の拡大はこれ以上進められないというお話があって、なぜかという、高齢化と茶価低迷の影響で、放任園や転作地が始まった。工場の処理能力を高めて最適な時期に製造する量を増やすと、そういうような方向に転換していきたいという組合長からの話があるとともに、福永製茶という、今年天皇賞を受賞された農家で、費用と手間をかければ品質差ははっきりあらわれる。宮崎県では様々な価格や品質への対応こそが宮崎茶の生命線ということをやっています。農業をこれから進めるに当たって、川根本町耕作放棄地ということは、やはり今一番重要なのは、茶園が耕作放棄地化しているということでありますので、この辺についての考え方があれば伺いたいと思います。もしあれなら、いいです。

○議長（中田隆幸君） 具体的に。

○5番（中澤莊也君） 手短に言います。川根茶の目指す方向性ということであります。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） やはり川根茶は、銘茶川根茶ということで、その品質を守ってきたいということ、全国に品評会にも続けて出していけるような良質茶を維持していきたいという思いです。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 耕作放棄地対策について最後の質問になりますが、国で進めている農地集積バンクですか、それと、町がJAと協力して取り組んでいる農業銀行というのが多分あると思うんですが、農地銀行ですか。これについては、総合計画の中でお茶と温泉という項目があり、施策の中で生産基盤の整備と経営の安定化ということがうたわれております。経営規模の拡大や作業効率の向上、耕作放棄地や遊休農地を解消するために農協等と協力し、農地銀行の業務を拡充する、より一層農地の有効活用を推進したいという話ということになっております。農地銀行の状況、町が加入されて、公募をされて、樹園地の提供者がなかったということで報道されております農地集積バンクについて現状を伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 国が進めている中間管理事業で、川根本町は9月1日から町内全域募集ということで載せております。状況として、借り手は今のところございません。

それから、農協と進めております農地利用円滑化制度ということで、こちらのほうは今年18件ほどあります。3.8haほどの貸借が契約を結ばれております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、ユネスコエコパークの登録後の取り組みということで再質問をさせていただきます。

まず、確認をさせていただきたいのは、芹澤議員が質問されている中で、町長は、左岸林道の調査費は予算計上をしていくと言明されたのか、今後予算計上を検討していきたいと言われたのか、その辺の確認をまずさせていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 調査する研究費を計上したいということを申し上げました。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 確認ですが、27年度予算にということでよろしいですね。わかりました。ありがとうございます。

それと、先ほど野崎課長に写真も提示していただいて、非常にお立ち台から以降の道路が荒れているなというのは誰もが認識したところではありますが、ほとんどの山が国有林、国のものでありますので、そこに安全性ということが先ほどあって、非常に難しいというお話がございましたが、NPOとかボランティアでそこを人が通れるぐらいの登山道をあけるということは可能なのでしょうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） その件については、森林管理署等も、やはり作業に行けないから困ると。例えば山へ入れないから困るという実情があるようです。車は行けなくても、歩く道だけとか、作業道になりますか、そういうのは確保したいということも言っておるものですから、その辺も絡めて対応していくということになろうかと思えます。

それから、先ほど来の左岸の林道の調査費をつけるんじゃないなくて、寸又全体の対応を研究する調査費をつけたいということをお願いしまして、ちょっと特化していませんので、左岸だけには。すみません。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 道路のアクセスということで再度質問をさせていただきますが、先ほど林野庁、県、静岡市、川根本町、いろいろ協議、検討しながら進めていかねばならないというお話がございました。3県10市町にまたがるユネスコのエコパークの登録、県・市町があるわけですが、その中で光岳の重要性というのは議論されていらっしゃるのでしょうか。今後そういう場で検討をお願いしたいと思うんですが、その可能性について伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私どもから見ると、光岳が一番南側にあるものですから、何とかそこをと思っておりますけれども、残念ながら、今アプローチがいいのは長野県、山梨県なんです。その中で向こうからは登山も、簡単とは言いませんけれども、ある程度、寸又の左岸ほど悪くはないということを見ますと、向こうから登る方が約8割以上ということを見ますと、なかなか光岳のほうまでの議論は今現在しておりません。

ただ、県知事も大変南アルプス、いわゆる今までの国立公園が世界自然遺産に登録したいというような希望もあるものですから、今現在は南アルプスエコパークに登録された御存じの山梨市の早川、それから静岡市、川根本町、一番南のブロックになりますけれども、そこでは連携を持って検討し、多くの皆さんに来ていただくようにしていこうじゃないかという協議は立ち上げたということで御理解いただいても結構です。これには当然ながら、県も参画していただかないとできないという面があるものですから、南のブロックで、いわゆる大井川の流域になりましようか、大井川流域、ひっくり返りますけれども、早川も大井川の水が行っているものですから、一緒になって南側でいろいろな政策を考えていこうという場はつくっていただきましたし、つくりました。そのような中で、今後静岡県側をどうするか。これを大井川の行きどまりをどうするかということも将来的には検討課題になると思いますけれども、そのような方向性も今現実に動いているということをお願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） ユネスコエコパークの中で、先ほど私が申しましたとおり、必要なこととして町長も掲げられております人材の育成ということで、多分今年度、人材育成に対してインストラクター、ガイド養成の講座を実施して、ガイドの質をアップする研修と新しいガイドの発掘、養成ということが多分予算の措置がされていたと思いますが、現在の進捗状況について伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） それでは、お答えさせていただきます。

以前の議会でも同様な御質問をされたかと思えます。今の取り組みにつきまして、中澤議員が会長を務められていますエコツーリズム協議会等を通じまして、事業を実施していくよう今準備をしているところです。実際の事業につきましては、ちょっと立ち遅れて申し訳ございませんが、年明け早々には事業を実施する予定であります。

当初に考え方としましては、いろいろな形のガイドさん、インタープリターとはといった形の基礎的な講座をまず実施するという考えであります。個々の場所のガイドにつきましては、当然今の地域、当町内のいろいろな形でガイドを行っていらっしゃる方のほうがスキル的には高いものがあるという形で考えておりますが、いろいろな形でのガイドとしての本質、インタープリターとしての考え方等の基礎的講座をまず今年度は実施をするという考えであります。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、年度年明けにガイド等の養成講座を開設していただくということで、これはぜひやっていただきたいこととあります。

今の中で、課長の説明では座学的なものということに捉えましたが、やはり私は、現地に行って実際ガイドをしている人のスキルを自分なりに解釈して、自分の質の向上につなげるということが非常に大切だと考えますので、ぜひ現地の研修、そういうものも含めていただきたいと考えますが、課長の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） 先ほど答弁が、議員は座学と捉えられて申し訳ございません。決して座学と言ったつもりではないんですけれども、いろいろな形で、今、議員言われたような形で、実際の研修等も含めた意味で、いろいろな形の「ガイドとは」とか「インタープリターとは」という形の基礎とかベースの部分を学ぶ場というふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） ぜひそのような形でお願いしたいと思えます。

先ほど周知のことの中、やはり町長もPR不足だということを感じられているようであります。議会で視察に行っていました宮崎県綾町も、昨年エコパークに登録されたわけですが、その中でおもしろい取り組みというものがありましたので、もし町のほうでもそれをまねすることができればぜひお願いしたいと思えます。

それは認定証を自分たちでコピーして、各集会所に展示して、自分たちのところはユネスコエコパークに登録された素晴らしい自然、歴史、文化を持っているということで住民の方に周知をされているようですので、その辺の取り組みもぜひお願いしたいと思えます。これについては答弁は結構ですが、前向きな検討をお願いいたします。

それと、やはり川根本町の今カヌーの体験等、接岨湖を使ったそういうエコツーリズムの体験を求める方が非常に多くなっていますが、やはり少し残念なのは、エコツーリズムとい

うものが町内の人たちに浸透していないという実情がございますし、やはりそれをするには、町が仕掛け、町民を対象にした簡単なトレッキング、議会の議員が積極的にそういうものに参加する、町の行政でもそういうものに参加するという姿勢が必要ではないかと思いますが、その辺についての考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） 議員、答弁は不要というお話ありましたが、綾町のほうで認定証を活用していることは承知をしております。南アルプスユネスコエコパークの認定証につきましては、2月に認定証を受け取る式を南アルプス市のほうで行う予定であります。それを受けた後、10市町の協議会の中で一応確認をさせていただきまして、今言われたような形で、町民に対してエコパークに登録された町であるということのあかしであります認定証を活用できるような方策を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 町が積極的に指導しろというようなお話だったんですが、私は、それでも結構だと思いますけれども、せっかくエコツーリズム協議会があるという中では、そういう皆さんが一生懸命やるところへみんなが応援するという形がいいかというふうに思っております。当然ながら応援しなきゃいけないというふうに思っています。

それから、少し今PR不足を感じているのは、看板が少し少ないなということ。特に登山道、何と言う山だったか、尾呂久保から向こうへ行くのを。度忘れした。

（「大札山です」の声あり）

○町長（鈴木敏夫君） 大札山等も看板が少ないということもお聞きしておりますし、あれから実は沢口山のほうへも抜けるルートがあるということも、私、何回か通りましたけれども看板が非常に少ない。ですから、お客さんといいましょうか、行きたいけれども行けない、そういうような皆さんが非常に多いということも聞いておりますし、また、ハイキングコースが余り管理されていないということもあって、看板がないということもありますけれども、道路も整備をされていないということもありますけれども、なかなか案内が少ないということもお聞きしておるものですから、それぞれのハイキングコース、大変景色のいいところがたくさんあるものですから、そのようなPRもやれば、今後トーマスが2年続くということになりますと、そういう皆さんにも、来ていただいた皆さんに、もっともっといいところがありますよという案内もできるではないかという思いがあるものですから、積極的にPRできるような形にしていきたい。こちらに見えるお客様は、いろいろな趣味の方がおるものですから、やはりハイキング、トレッキングが好きの方、釣りが好きな方、登山が好きな方、いろいろおるものですから、その皆さんに対応できるような人材を育成していくということが、基本的には千年の学校につながるのかなというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 議員からの答弁はできませんので。議員がやってくださいというのを、

答弁はできません、議員のほうから。それを考えてやってください。

○5番（中澤莊也君） 指名はしていなかったじゃないですか。

○議長（中田隆幸君） 指名じゃなくて、議員も考えたいと言ったのを。

○5番（中澤莊也君） わかりました。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、議長から御指示を受けました。誠に申し訳ございませんでした。

今、町長からその案内看板が少ない、ハイキングコースが少し荒れているということで、これは来年度の予算にぜひ反映させていただきたいということで、最後の質問にさせていただきますが、しばらくぶりに大札山にトレッキングのガイドで行かせていただきました。大札山自体は非常にすばらしい山で、紅葉なんかもすばらしかったわけですが、やはり登山道が、人が入ることによって自然に負荷がかかりますので非常に荒れていると。今まで崩れていなかったところもパイプでやられている。景観的にも余り好ましくないではないかと思われる点と、頂上にベンチがあるわけですが、そういうものも朽ち果てているということですので、看板も含めて環境の整備ということを来年度の予算の中でぜひ考えていただきたいと思います。それについての御答弁をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） 今、議員御指摘の大札山の状況については、当課としても状況を確認させていただいております。来年度予算の中で対応するという形、具体的に大札山登山道整備事業という形の予算計上はいたしませんけれども、整備事業費の中で対応をするという予定で予算要求はさせていただく予定になっています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） これで5番、中澤莊也君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 議案第51号 川根本町情報通信基盤施設条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第2、議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、情報通信基盤施設条例特別委員会委員長の報告を求めます。情報通信基盤施設条例特別委員会委員長、鈴木多津枝君。

○情報通信基盤施設条例特別委員長（鈴木多津枝君） 日程第2、議案第51号、情報通信基盤施設条例特別委員会報告を行います。

それでは、本定例会で情報通信基盤施設条例特別委員会に付託されました事件について、

会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月10日の本会議において、議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定についての付託を受け、12月15日午前9時から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、川根本町情報通信基盤施設条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、地域における情報通信格差の是正を図り、高度情報化並びに地域の活性化並びに便利で快適な生活環境づくり及び安全・安心な地域づくりを推進するために条例を設置し、施設の名称、事業内容、利用者、管理運営、利用料、引き込み工事などに係る住民負担などにつきましての関係規定を定めたものです。

委員会では、担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、質問、条例の名称を「設置及び管理に関する条例」としたらどうか。回答、合併時の例規のすり合わせにより、「設置及び管理に関する条例」の表記を「施設条例」に統一することとしたため、この名称とした。

規則はいつできるのか。まだ未定稿となっているので開示できる状況ではない。

1条関係について。質問、設置の目的を明確にするため、「防災」も条文に入れたらどうか。町としての基本的な考え方はどうか。回答、安全・安心な地域づくりの中に防災も含まれていると考えている。

2条関係について。質問、第4号中の伝送施設の光終端装置「ONU」とは何か。「かわねフォン」という言葉がどこにも出てこないが、端末機の名称として決まっているのだから、「かわねフォン」と入れるべきではないか。回答、「かわねフォン」は個別受信設備に含まれる。個別名称なので、条例には入れない。

3条関係について。質問、サブセンターとセンター機能は同じものなのか。障害発生時に補えるのか。回答、サブセンターに障害が起こった場合、センターで機能を補うことができる。

4条関係について。質問、4条中2号に「医療」を入れたらどうか。回答、条文に「医療」を入れるのにどんな方法で入れるか検討したい。

要望、緊急情報などの町の安全に関する情報の提供に関する事業を入れてほしい。

6条関係について。質問、利用者の範囲は。外国人も含まれるのか。回答、町民は全て認める。

7条関係について。質問、管理運営を委託する町長が指定する者とは誰か。回答、契約の形なので、原則は町の施設は町が管理するが、ただし、管理する者がいなければ「委託することができる」とした。

9条関係について。質問、年によって利用料金は変わるのか。直営の施設の場合でも料金を取るのか。回答、水道料と同じで、直営施設であっても料金を取る。住民でも複数台利用

する場合には利用料金を負担する。公共機関で複数台利用する場合も、担当課で必要な予算を計上する。

10条関係について。質問、成年後見人の同意書提出についての対応はどうか。回答、出したくても出せない人と判断する。

質問、期限を切るより、全世帯が設置してこそ目的が達成されるのではないか。工事費が実費となるその他の世帯とは何か。回答、施設に入居している方や入院していて申し込みたくても申し込めなかった人を除くその他の人という意味。同意書を出されない人の大半はこういう方と思う。

質問、設置費用を町の負担で行うのを1月31日までと期限を設定したのはなぜか。回答、当年度事業に間に合わせるための措置。

質問、それまでに申し込みの同意書、承諾書を出してもらうための方法の検討が必要ではないか。回答、未回収の世帯には電話による依頼中、半数は同意書の紛失という理由。情報格差を生まないためには強制的にでも設置したいが、強制は現状では難しい。

11・12条関係について。質問、事業所などに端末機器を引き込む工事費は着手前に納付しなければならないとしているが、2台以降の端末機はどうなるのか。回答、機器は無償貸与、それについての設置費、利用料は有料となる。

質問、茶工場は一般事業所扱いか。回答、一般事業所としての扱いとなる。

14・15条関係について。質問、各条文に「その他町長が認めた場合」などの特例条項がたくさん出てくるが、規則も示されておらず曖昧である。基準の明確化を望む。これはよい、これはだめなど具体的な表現で示してほしい。

19条関係について。質問、免責事項で天災地変とあるが、落雷による被害も賠償されないのか。回答、損害賠償保険に加入している。光ケーブルは電気を通さないため落雷の被害はないが、コンセントから入るので注意が必要である。

20条関係について。質問、木を伐採する場合などに一時的にケーブルをおろしてもらえるか。回答、事前に申し込みいただいて、町が費用負担することを想定している。

質問、住宅火災や類焼などによる損害賠償の責任も利用者は負うのか。回答、火災保険で出る場合はそれで対応したい。

21条関係。質問、規則はいつできるのか。意見、条例に附随する規則なので、できるだけ早く議会へ出していただきたい。

全体的には、質問、孤立した場合や停電時の利用やメリットは。また、N T T電話は撤廃しないほうが良いと説明すべきでは。回答、センターは庁舎など自家発電機がある。端末機は4時間のバックアップ機能を持たせたい。状況がいろいろあるので一概には言えないが、最終的には個人の判断による。携帯電話、N T T電話と併用したほうがより便利になる。携帯電話を利用しない方は、N T T電話はやめないほうがよい。

質問、1月31日の期限を過ぎたら設置費用が必要になることを住民に知らせることが重要。

未提出者のリストを区長には配付してあるのか。回答、区長会で状況を説明し、最終的に相談に乗っていただきたいと要請した。

質問、利用料の月800円の根拠は。回答、プロポーザル提案時から設定されている金額。昨年12月に提案され、800円がその中には明記されていた。

質問、会社の経営計画で運業者の概算経費は出ているのか。回答、会社からの提案として、5年間の収支の説明はもらってある。5年目くらいに累積赤字が解消するという計画であった。それまでの間は資本金を食い潰してもやると答えていたと記憶している。

その他の意見・要望です。全体的な説明ができるようにしてほしい。今後の会社の経営計画、運営についての計画を出してほしい。1月開催の全員協議会で説明を受けたい。防災担当に屋外スピーカーの確認調整をお願いしたい。調査を要望する。1条に防災機能、災害機能文面を入れることを要望する。

以上のことが確認されました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。

賛成全員で原案のとおり可決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定について、反対の立場から討論します。

15日に開かれた特別委員会の委員長として反対討論を行うことを残念に思わずにはられないことを、まず最初に申し上げます。

反対の大きな理由は、この条例が初日の総括質疑でも述べましたように、端末機「かわねフォン」加入の決断がつかない町民の方々を、1月31日という期限を切って、期限内に同意すれば工事費は全額町が見るが、それ以降につけたくなっても、工事に係る費用の実費を負担してもらうなどと、迷っている町民の方々へ、おどしにも似た内容になっていること、そして、町がこの事業で想定している維持管理費用負担は、3月6日の予算特別委員会資料の説明でも、サーバー管理費、回線監視費、障害時保守費、通信機器保守費は町が業務委託費

として運營業者に払うものだが、IRU契約で業者が支払う賃貸借料相当額となり、相殺されて実際の金額のやりとりはありません。上位回線費用、人件費、販売促進費は運營業者が持つ費用で、町の負担は設備光熱費、支障移転費、電柱共架料、占用料、電波利用料で約1,000万円と修繕費を500万円の1,600万円ぐらいを考えているとの説明がありました。それにもかかわらず、それで運営できるのかと繰り返し私は問いただしてきたにもかかわらず、6月議会でも端末機の維持管理費を支払うなど一言も触れず、運営会社は5年間は資本金を食ってでもやっていくと言っているとか、5年後からは黒字にできる見通しなどと答えただけでしたが、工事請負契約の締結に全議員の賛成を取りつけた途端、9月議会の私の一般質問に、端末機の維持管理費を1台につき月額800円を町が払うと、議会軽視の答弁がされました。

初日の総括質疑で町長に撤回を求めましたが、撤回する意思はないと一言で切られました。しかし、15日の委員会審査では、このことは昨年12月のプロポーザルによる計画書にも書かれていたとか、3月議会の予算の説明で報告しているなどとの答弁があり、本当に驚きと言うほかありません。

また、条例には町民への多大な負担を伴う規定がありながら、そこには町長が認めれば軽減や減免も行う規定も設けられていますが、その基準は示されず、安心できるという内容にはなっていません。

それに町長は、私が初日の総括質疑でこれまでのこの事業の進め方に対して、議会軽視の姿勢とか強制的な行政主導で進めてきた事業、期限を設けるなど、いつ川根本町はこのような行政の強権政治がまかり通るようになったのかなどときつい言葉で批判したことに対して、「そのような言われ方をするとは思わなかった。心外」などと憤慨されました。それなら委員会審査で、もしかしたら期限を設けるのは取りやめるとの姿勢が示されるかと期待していたのですが、残念ながらそのような姿勢は全く示されませんでした。

情報格差を解消するとして十数億円の巨費を投じ、財政負担もこれからどこまで膨らむかもわからない当事業に、町民の方々から不安や心配の声が絶えないのは当然だと思います。そういう人が同意書を出せないでいる現状で、期限を切って、遅れれば幾らかかるかもわからない実費負担を規定するなど、かえって町民の間に情報格差をつくり、行政への不信を高めるのではないのでしょうか。これまで十分な説明もしてない町が、疑問や不安を抱えて申し込みの決断がつかない町民に、重い負担をかけるようなことをしていいのでしょうか。これまで職員の皆さんが懸命に努力されてきた、温かな心が通うまちづくりを台なしにしてしまうのではないのでしょうか。

わずか1カ月半しかない期限を設けて、理解や決断ができない町民を切り去っていくことは、第1条に述べている、地域における情報通信格差の是正を図り、高度情報化並びに地域の活性化並びに便利で快適な生活環境づくり及び安全・安心な地域づくりを推進するため、川根本町情報通信基盤施設を設置するとの設置の目的に反するもので、決してやってはなら

ないことのはずです。

この事業は、佐藤前町長るとき、町単独の光通信は要らないという多くの人により進められた住民投票請求を退けた議会や町長へのリコール運動にまで発展し、町を二分する大事件となった事業です。本来なら町民へのパブリックコメントなども行い、町民の声を受けとめて、誰にも愛され、将来への夢や希望を実現する事業となるよう、もっと慎重で温かな配慮が必要なはずです。町民の意向を確認するアンケートも行わず、どういう方法で整備するのが一番いいのか、関心を持つ町民を巻き込んで知恵や要望を取り入れる検討会を立ち上げるよう要望しましたが、それもありませんでした。今になってようやく立ち上げるなど、進め方が逆です。町民の反対の声を届けると、どんな事業でも反対する人はいるなどと言われ、既に決まったこととして、立ちどまることなく強引に進めてきたとしか言えない事業です。全町民の協力を得なければならない重大な責任がある事業です。

いまだに多くの町民の方が、町の財政負担は大丈夫か、老人が多いのに本当に役に立つほど使えるのか。スマホやタブレット端末などが主流の時代に町独自のプロバイダーで将来若い人たちのお荷物になるのではないか。固定の端末で災害時に的確な情報が得られるのか。倒木などで光ケーブルが切られたらどうなるのか。特に災害時に使えなくなる様子がテレビなどで報道される昨今、いろいろな不安がぶつけられ、同意書を出してもよいのか、後で後悔するようなことにならないかと不安を抱いておられ、たくさんの声が寄せられています。町民への説明はもとより、端末機の同意書を出してもいいのかと不安をぶつけてこられます。

町始まって以来の巨額で長期的に負担を伴う事業でありながら、町民への説明も、何よりも代弁者である議会への説明も果たされていませんでした。この事業が真に町民に信頼され、役に立つ事業とするためにも、説明不足、議会軽視の進め方や町民に情報格差をつくりかねない当条例案には賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の条文について、賛成の立場で討論いたします。

これは12月10日議会初日において特別委員会に付託され、特別委員会が12月15日に開催されましたけれども、内容は先ほどの委員長の報告のとおりであります。

特別委員会、また、きょうの一般質問でも、条例、条文等の質問、答弁がありました。この中でも条文について審議されたと思っております。委員会で川根本町情報通信基盤施設条例の名称を多くの市町を参考に、施設設置及び管理にする条例としたい提案にも、先ほど報告ありましたけれども、合併時に条例の名称を単純にしようというような申し合わせのもとで、川根本町情報通信基盤施設条例としたと説明がありました。自主的に制定する法律、条令では、地方公共団体が定める決まりであり、その地区内でのみ適用されるもので、条文は法律、条令などの箇条書き文という縛りの中で、事細かに表現できにくい側面があります。そのために、随所にただし書きで早晚対応しようとしています。ただし書きが町民、住民の

利益のためになるよう運用されることを強く望み、情報通信価格是正を図る一つのツールとして、地域の活性化、便利で快適な生活環境づくりと防災無線の更新と防災情報システムの構築で安全・安心な地域づくりのために、町長の言う最低限の情報通信基盤整備、あえて繰り返しますけれども、最低限の情報通信基盤整備をするという趣旨を重ね、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第61号 平成26年度川根本町一般会計補正予算
(第8号)

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第61号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第61号です。平成26年度川根本町一般会計補正予算第8号について提案理由の説明をさせていただきます。

皆さんのお手元にお配りしてあります第1表につきまして、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

一般の1ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、町単独事業、坂京飲料水供給施設施工監理業務委託及び町単独事業、坂京飲料水供給施設取水設備電気工事につきましては、平成26年12月5日に実施をいたしました同工事の入札会において、高圧受変電盤の製作に発注から約6カ月を要する等の理由から、全指名業者が辞退してしまい入札が不調となってしまったことから、工

事完成には工期を延長しなければならなくなり、年度内完成が不可能になったためでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

◇

◎会議時間の延長

○議長（中田隆幸君） なお、本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

◇

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 入札が不調に終わって、見通しが立っていないんでしょうか、次の入札の。その地域の方々、坂京の方々、全協でも疑問が出されたんですけども、水の供給が滞りなく困らない状態で行われるのか説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修兎君。

○総務課長（前田修兎君） 入札につきましては、本案が議決されましたら、1月の入札会で入札を執行いたします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 取水ポンプのほう、本年度、別の予算でクリーニング、清掃のほうをやらせていただきまして、現在給水等をしなくても十分な水は取れています。ただ、ちょっと工期が延びたことにより、また、天候等により雨が少ないときにはまた水位が減る可能性があります、そのときには職員のほうでまた給水作業という行為はありますけれども、坂京の方には水の供給はしっかりするようにしていきます。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第61号、平成26年度川根本町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。



◎閉 会

○議長(中田隆幸君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成26年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月18日

議 長 中 田 隆 幸

署 名 議 員 中 澤 莊 也

署 名 議 員 芹 澤 廣 行